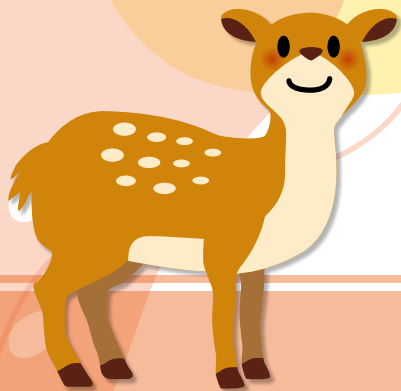
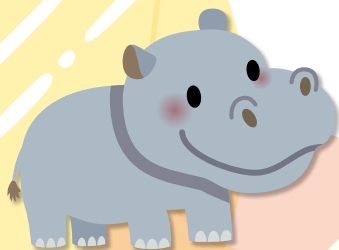
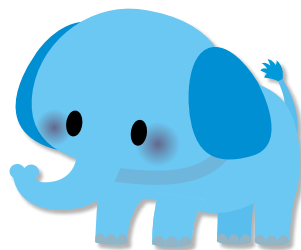




船橋市 保育所等利用のご案内

令和6年10月発行



船橋市こども家庭部保育入園課

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

電話 047-436-2330 FAX 047-436-2332

目次

I. これから保育園の申込みをする方へのご案内

1. 申込みから利用開始までの流れ	4
2. 令和7年度クラス年齢早見表	5
3. 保育園の種類	6
4. 保育の必要性の認定	7
(1) 認定区分と利用可能施設	7
(2) 保育必要量(保育施設を利用できる時間)と保育認定事由の例	7
(3) 保育認定事由と認定期間	8
(4) 0歳児クラスへの申込み	8
5. 利用申込みについて	9
(1) 申込み書類の提出期限・提出方法等	9
(2) 申込みに必要な提出書類	10
6. 令和7年4月利用申込みの日程について	15
7. 利用調整	16

II. 申込みの際の注意事項

1. 育児休業中の申込みについて	17
(1) 復職する際の注意事項	17
(2) 「直ちに復職する」と「育児休業の延長を許容する」の違い	18
(3) 育児休業を延長するための証明書	19
2. きょうだいと同時に申込み場合の組み合わせについて	20
3. 船橋市外の保育園の申込みをする場合	21
(1) 船橋市から転出し、利用希望する保育園がある市区町村へ転入する場合	21
(2) 船橋市在住のまま、他市区町村の保育園へ申込みする場合	21
(3) 船橋市に転入したが、在園中の市外保育園を引き続き利用したい場合	21
(4) 注意事項	21
4. 市外から船橋市の保育園を申込みする場合	22
(1) 利用開始月の前月末までに転入予定のある場合	22
(2) 他市在住のまま、船橋市の保育園に通うことを希望する場合	22
(3) 転出した後も、引き続き在園している船橋市の保育園に通うことを希望する場合	22

III. 疾病・障害・発達面の心配・アレルギーなどがある児童の申込みについて

1. 疾病・障害・発達面に心配のある児童の保育について	23
2. 食物アレルギーや宗教上口にできない食物がある児童の利用について	24

IV. 認可保育施設情報について

1. 認可保育施設一覧の見方	25
2. 認可保育施設(新園情報)	26
3. 家庭的保育事業	27
4. エリア別保育園一覧	28
Area 1: 船橋駅、南船橋駅、市場・宮本、東船橋 周辺	28
Area 2: 新船橋駅、夏見、塚田駅・行田 周辺	32

Area 3：西船橋駅、本中山 周辺	36
Area 4：馬込沢駅・藤原、船橋法典駅 周辺	38
Area 5：前原、芝山・飯山満 周辺	40
Area 6：三山、薬円台 周辺	44
Area 7：習志野台、坪井 周辺	46
Area 8：高根台・新高根、金杉 周辺	50
Area 9：二和・三咲、神保町・豊富町・小室 周辺	52

V. 届け出ている内容に変更があった場合の手続きについて

1. ご家庭やお仕事の状況が変わった場合（在園中の方及び待機中の方）	54
2. 希望施設を追加、もしくは変更したい場合（待機中の方）	55
3. 利用希望月を変更したい場合（待機中の方）	56
4. 申し込んだ年度に入れなかったが、次の年度も継続して申し込みたい場合（待機中の方）	56
5. 保育の必要がなくなった場合（待機中の方）	56

VI. 保育園に通うこととなった方向けのご案内

1. 利用開始後に必要な手続き	57
2. 「ならし保育」のお願い	57
3. 保育必要量（保育施設を利用できる時間）と保育認定事由について	57
4. 「延長保育」について	57
5. 別の保育園に移りたい場合（転園申請）	58
6. 保育園を辞める場合	58
7. 船橋市から転出するが、引き続き在園している保育園に通いたい場合	58
8. 保育施設等の利用に係る現況届	58
9. 優先利用調整	59
(1) 優先利用調整について	59
(2) 優先利用調整の日程について	59
(3) 卒園後の連携施設一覧	60

VII. 認可保育施設の保育料などについて

1. 保育料額及び支払い方法	61
2. 保育料の算定方法	61
3. 保育料の軽減	62
(1) きょうだい軽減	62
(2) 保育料階層がAからD2-1に該当するひとり親世帯等の軽減	62
(3) 半額保育料の特例	62
4. 保育料を決定するために必要となる資料	63
(1) 個人住民税が未申告の場合	63
(2) 市外からの転入で、保育料算定の基となる年度の住民税の課税権が船橋市にない場合	63
(3) 海外からの転入の場合	63
5. 保育料表について	64
6. 副食費について	65

VIII. 幼稚園について

1. 施設・事業の種類について	66
-----------------	----

2. 幼稚園・預かり保育について	67
(1) 保育料額・必要な認定	67
(2) 入園までの流れ	67
3. 3歳未満児幼稚園定期預かり事業について	68
(1) 利用条件	68
(2) 利用料	68
(3) 実施園（令和6年10月現在）	68

IX. 認可外保育施設情報等について

1. 船橋市認証保育所	69
2. 企業主導型保育事業	69
3. 認可外保育施設	70
4. 一時預かり	71
5. 病児保育	72
6. 休日保育	72
7. ふなばしファミリー・サポート・センター	73

X. 認可保育所等に関する船橋市ホームページのご案内

74

XI. 申込みの際に必ずご確認ください重要事項

1. 教育・保育給付認定の確認事項	75
2. 保育所等の利用申込みの確認事項	75
3. 児童の発達面に心配がある、またはアレルギーや宗教上の理由から食事制限がある場合の確認事項	76
4. 保育を必要とする事由についての確認事項	76
5. 保育所等の利用時の確認事項	77

XII. 様式及び記入例

1. 様式（ホームページからダウンロードが可能な書類一覧）	80
2. 記入例	81

★冊子の最後に、新規申込み様式一式を閉じ込んでいます。ミシン目から切り取ってお使いください。

I. これから保育園の申込みをする方へのご案内

1. 申込みから利用開始までの流れ

見 学 P28～

P 28以降のエリア別保育園一覧から登園可能な保育施設を選択し、直接施設にお問い合わせのうえ、施設見学の予約をしてください。児童の発育や発達に関すること、食物アレルギー等日常生活に注意が必要な点について入園決定後に確認できた場合には、施設で受入れができないことがあります。施設の担当者に必ず状況をご説明ください。

面 談 体験保育 P23～

疾病・障害・発達面に心配がある場合、保育運営課へご連絡ください。児童を安全にお預かりするため、面接及び体験保育を行うことがあります。保育入園課への利用申込みとは別に必要な手続きと締切日が設けられていますのでご注意ください。

申 込 み ・ 書類確認 P9～

提出された書類の内容を確認します。追加で書類提出をお願いする場合がありますので、申込締切日までに余裕をもってご提出ください。不足書類があった場合、利用調整の対象にならないため、期限に余裕をもってお申込みください。
※各施設の空き状況については市ホームページからご確認ください。
※申込みにあたっては、必ずP75～78の「XI. 申込みの際に必ずご確認ください重要事項」をお読みください。

教育・保育 給付認定 P7

提出された書類をもとに、教育・保育給付認定を行います。認定通知書と支給認定証(希望者のみ)は、後日行われる利用調整の結果通知書に同封します。ただし、書類不備等により認定を行えない場合は、事前に保護者に認定却下の通知をします。この場合、利用調整を行うことはできません。

利用調整 ・ 結果通知 P9～

概ね利用希望月の前月10日前後に入園者を決定する利用調整会議を行い、翌開庁日に以下の通知を発送します。
入園決定の場合⇒「船橋市保育所等利用承諾通知書」
入園不可の場合⇒「船橋市保育所等利用不承諾通知書」
なお、翌月以降の調整結果は入園決定となるまで通知いたしません(希望園変更時、4月利用調整時を除く)。

説明会 ・ 契約

利用決定者に対し、施設で説明会が行われます。児童の面談などもありますので、必ず一緒にご参加ください。
認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業者を利用する場合は、直接施設等と契約を結ぶ必要があります。保育条件や実費徴収金等を確認し、双方合意のうえで契約を結んでください。

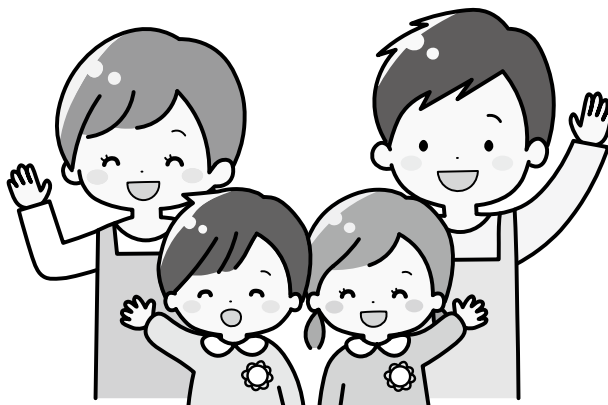
利用開始 P57～

毎月1日が利用開始日です。
登園日初日より、児童の負担軽減のために「ならし保育」を開始します。「ならし保育」の期間は、児童の状況により各施設が判断しますのでご協力をお願いします。
※すでに在園中の児童が他園に転園した場合でも、転園先の施設において「ならし保育」が必要です。

2. 令和7年度クラス年齢早見表

1歳児以上のクラスは、4月1日現在の満年齢でクラスが決まります。
年度途中で誕生日を迎えても、年度末(3月末日)までクラスは変わりません。

クラス 年 齢	生 年 月 日	クラス 年 齢	生 年 月 日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)	2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)	1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)	0歳児	令和6年4月2日～ (2024年4月2日～)



3. 保育園の種類

以下の施設の保育現場では、「保育所保育指針」等に基づき、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助となる教育が行われております。

分類	対 象 クラス	保育施設・事業	施設・事業概要	申込先
認可施設	0～5歳	公立・私立保育園	仕事や病気などの理由により家庭で保育ができない保護者に代わり、就学前までの児童をお預かりする施設です。	船橋市役所
		認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、仕事や病気などの理由により家庭で保育ができない保護者に代わり、就学前までの児童をお預かりする施設です。	
	0～2歳	小規模保育事業	6～19名の定員で保育を行います。仕事や病気などの理由により家庭で保育ができない保護者に代わり児童をお預かりする施設です。 卒園後に引き続き保育施設の利用を希望する場合には、設定された連携施設の利用について優先的に利用調整を受けることができます。	
		家庭的保育事業	市が認可した家庭的保育事業を行う者が、自宅の居室などを保育施設として使い、仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わり3～5名の児童をお預かりし、ひとりひとりの発育や興味に合わせてきめ細やかな保育を行う事業です。 卒園後に引き続き保育施設の利用を希望する場合には、設定された連携施設の利用について優先的に利用調整を受けることができます。 なお、下記に該当する児童はご利用いただけません。 ・食物アレルギーがある ・心疾患がある ・熱性や無熱性のけいれん、てんかんになったことがある ・その他医療管理等特別な対応が必要 ・生後6か月未満である	
認可外施設	各施設ごとに設定	認可外保育施設	保育を必要とする児童を保育する目的で設置され、認可を受けていない施設です。	各保育施設
		認証保育所	一定の基準を満たした認可外保育施設を市が認証し、乳幼児が良好な環境で保育されるよう、運営事業者に対し、運営費を補助する事業を行っています。仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わり、児童をお預かりする施設です。(令和7年3月末廃止予定)	
		企業主導型保育施設	企業が単独または共同で設置し、働き方に応じた多様で柔軟な保育を提供する施設です。従業員の児童に加えて、地域の児童の預かりを行っている施設もあります。	
		居宅訪問型保育(ベビーシッター)	保育を必要とする児童の居宅において、必要な研修を修了した保育士等が保育を行います。	
		事業所内保育施設	会社の従業員の保育施設で、従業員の児童に加えて、一部地域の保育を必要とする児童と一緒に保育を行う施設もあります。	

4. 保育の必要性の認定

保育園の申込みにあたり、児童の保育が必要であることの認定（「教育・保育給付認定」）を受ける必要があります。

- 「教育・保育給付認定」の申請は、保育園の申込みと同時に行います。
- 「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれ、この区分によって利用できる施設が異なります。
- 「教育・保育給付認定」は、認定区分、保育必要量、有効期間、保育を必要とする事由（保育認定事由）を認定します。
- 後日、利用調整結果と同時に、教育・保育給付認定通知書を交付します。希望された方には支給認定証を併せて交付します。
- 船橋市では、教育・保育給付認定通知書で認定内容が確認でき、保育施設へは市から認定情報を提供しているため、支給認定証は希望者のみに交付します（※支給認定証は、保護者様に保管及び返還義務があるので取り扱いにはご注意ください）。

（1）認定区分と利用可能施設

子ども・子育て支援新制度では、市が、児童の年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に認定します。その認定区分に応じて各施設の利用が可能となります。

認定区分	対象となる児童	利用可能施設					
		新制度 幼稚園	公立 私立 保育園	認定 こども園	小規模 保育 事業所	家庭的 保育 事業者	3歳未満児 定期預かり 事業
1号認定	満3歳以上で、幼児期の教育を希望する児童	○		○			
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望する児童		○	○	○	○	○
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望する児童		○	○	○	○	○

（2）保育必要量（保育施設を利用できる時間）と保育認定事由の例

2号認定、3号認定の保育必要量は、保育を必要とする理由や就労時間によって認定し、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。各区分の利用時間の設定は施設ごとに異なりますので、P28～P53の「エリア別保育園一覧」でご確認ください。なお、どちらの区分の認定を受けた場合であっても、保育園を利用できるのは保護者が実際に保育を必要とする時間ですが、児童の健康状況等に応じて利用時間の短縮をお願いすることがあります。

区分	保育施設を利用できる時間	保育認定事由の例
保育標準時間	1日最大11時間	就労（原則月120時間以上）、妊娠・出産、就学、介護・看護
保育短時間	1日最大8時間	就労（原則月120時間未満）、育休、疾病・障害、就学、求職活動、介護・看護

(3) 保育認定事由と認定期間

保育認定事由	認定対象	有効期間始期	有効期間終期
就労 (育児休業明け の復職含む)	月64時間以上就労をしている場合	利用開始希望月、就労開始月もしくは就労を開始したことを届出た翌月	仕事を辞めた月、もしくは就労証明書に記載された雇用終期等まで
疾病・負傷・障害	病気や怪我があったり、精神や身体に障害がある場合	利用開始希望月、もしくは疾病内容がわかる主治医の意見書、障害者手帳等の交付を受けたことを届出た翌月	疾病が治癒した月、もしくは障害者手帳の有効期限月等まで
親族の介護・看護	親族の介護や看護をしている場合	利用希望月、もしくは同居及び別居親族の介護・看護を始めたことを届出た翌月	介護・看護が不要になった月まで
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合	被災し、災害復旧に従事した月	災害復旧の従事を完了した月まで
求職活動 (起業準備)	求職活動(起業準備を含む)を継続して行っている場合	求職活動を開始した月、もしくは求職活動を開始したことを届出た翌月	入園後、求職活動を開始してから90日目が属する月まで
就学	就学をしている(職業訓練を含む)場合	就学開始月、もしくは就学を開始したことを届出た翌月	卒業(修了)日を迎える月の末日まで
妊娠・出産	出産の前後である場合	出産予定月2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前から)	出産日の翌日から56日目を迎えた月の末日まで
育児休業	きょうだいの育児休業中や育児休暇中(就労先が認めた法令に基づかない育児のための休暇)である場合	育児休業(休暇)開始月、もしくは育児休業(休暇)を開始したことを届出た翌月	就労先が認めた育児休業(休暇)の終了を迎える月の末日まで ただし、育児休暇は最長で児童が2歳になる月の末日まで

(4) 0歳児クラスへの申込み

0歳児クラスへの申込みは、利用を希望する月の1日現在の日齢が57日以上であれば申込みことができます(受入れを行っていない保育所もあるため、P28～P53のエリア別保育園一覧をご確認ください)。**利用開始日時時点で月齢が6か月に満たない場合**、集団保育が可能であるか判断するため、「主治医の意見書(申請児童用)」の提出が必要です。➡P13参照

なお、令和7年4月入園分の保育所等の利用申請について、生後57日目からの保育を行っている保育所等を希望する場合に限り、出生予定日が令和6年12月ごろから令和7年2月3日までの児童を対象に、出生前の申請(予約申請)を受付します。通常の申請とは手続きが異なるため、必ず市ホームページをご参照ください。

5. 利用申込みについて

(1) 申込み書類の提出期限・提出方法等

①利用調整に関する日程表

令和6年

申込み締切日等		利用希望日	12月1日	令和7年 1月1日	令和7年 2月1日	令和7年 3月1日	令和7年 4月1日
申込み書 受付開始日			9/2(月)	10/1(火)	11/1(金)		
保育面談期間(※)		保育運営課	9/2(月) ～9/30(月)	9/2(月)～10/31(木)			9/2(月) ～12/10(火)
受付 終了日	郵送 びったりサービス	保育入園課	10/25(金)	11/25(月)	11/29(金)		
	窓口		10/31(木)	11/29(金)	12/10(火)		
申込内容の修正期限 不足書類の提出期限			10/31(木)	11/29(金)	12/10(火)		12/20(金)
利用調整会議日			11/11(月)	12/13(金)	12/20(金)	12/25(水)	令和7年 2月上旬

令和7年

申込み締切日等		利用希望日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日
申込み書 受付開始日			2/3(月)	3/3(月)	4/1(火)	5/1(木)	6/2(月)	7/1(火)	8/1(金)	9/1(月)
保育面談期間(※)		保育運営課	12/2(月) ～1/31(金)	2/3(月) ～3/31(月)	4/1(火) ～4/30(水)	5/1(木) ～5/30(金)	6/2(月) ～6/30(月)	7/1(火) ～7/31(木)	8/1(金) ～8/29(金)	9/1(月) ～9/30(火)
受付 終了日	郵送 びったりサービス	保育入園課	3/25(火)	4/25(金)	5/23(金)	6/25(水)	7/25(金)	8/25(月)	9/25(木)	10/24(金)
	窓口		3/31(月)	4/30(水)	5/30(金)	6/30(月)	7/31(木)	8/29(金)	9/30(火)	10/31(金)
申込内容の修正期限 不足書類の提出期限			3/31(月)	4/30(水)	5/30(金)	6/30(月)	7/31(木)	8/29(金)	9/30(火)	10/31(金)
利用調整会議日			4/11(金)	5/13(火)	6/10(火)	7/10(木)	8/12(火)	9/10(水)	10/10(金)	11/12(水)

令和8年1月分以降のスケジュールは未定です。決まり次第、ホームページ等で公表いたします。

※疾病・障害・発達面に心配がある児童は、保育園で受け入れを行うにあたり、支援の必要性等を確認させていただくため、申込み前に保育運営課での面談等が必要になります(P23)。面談は事前の電話予約のうえ、保育運営課窓口で行います。面談実施期間は上記の表のとおりですが、面談のご予約のお電話はいつでもお受けしております。

②提出方法

★郵送申請(追跡可能な特定記録郵便、簡易書留、レターパック等でお送りください)

★びったりサービスによるオンライン申請(医師の診断書を添付する場合は、別途原本を保育入園課へ郵送してください)※新規申請のみ

★保育入園課窓口

※郵送申請・オンライン申請及び事前予約にご協力をお願いします。

毎月末及び11月から12月にかけて、保育入園課の窓口は大変混み合います。郵送やオンライン申請(「びったりサービス 船橋市 保育所」で検索)にご協力ください(オンライン申請は要マイナンバーカード)。

保育入園課の窓口にお越しになる場合には、事前にスマートフォン等から受付予約番号を取得のうえ、順番が近付きましたら保育入園課にお越しください(受付予約番号取得後、窓口の発券機で発券の操作が必要です)。

右のコードから来課の事前予約ができます。



③有効期限

保育の申込みは、申込みを行った希望月が属する年度末まで有効です。(例：令和7年1月利用希望の申込み→令和7年3月まで有効)翌年度の4月以降も利用希望を継続する場合には、必ず上記①利用調整に関する日程表にある4月の受付期間中に再度申込み書類一式をご提出ください。

(2) 申込みに必要な提出書類

	提出書類
全員必須	①船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)船橋市保育所等利用申込書 ※
	②児童の健康状況調書(表)・食物アレルギー食等調書(裏) ※
	③マイナンバー確認書類・申請保護者の本人確認書類
	④保育を必要とする事由を確認するための書類
該当者のみ	⑤児童・保護者・祖父母が要件に該当する場合のみ必要となる資料

●育児休業給付金の申請の際に保育所等利用申込書等の申請書類のコピーの提出を求められる場合があります。ご提出いただいた書類はお返しできませんのであらかじめご了承ください。**控えが必要な場合は、提出前に必ずコピーをご自身でお取りください。(育児休業給付金については、お勤めの事業所か、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。)**

●提出後に変更が生じた場合には、その都度必ず変更を届出てください。(P54～P56参照)

●提出された申込書類の内容を確認した結果、内容の修正や追記、追加書類の提出を依頼する場合があります。

●締切日までに書類が揃っていない場合は利用調整を行うことができません。

●健康状態や発達にご心配がある場合は申込期限が異なります。P9・P23をご確認ください。

●消せるボールペン等の書き換えが可能な筆記具は使用しないでください。

★申請書式は、市ホームページからダウンロードできます。(P74参照)

また、※がついている書類はこの冊子の最後に綴じ込まれていますので、切り取ってお使いください。

【提出書類に関する補足説明】

①船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)船橋市保育所等利用申込書

・P81～P82にある記入例を参考にご記入ください。

②児童の健康状況調書(表)・食物アレルギー食等調書(裏)

・P24 「2. 食物アレルギーや宗教上口にできない食物がある児童の利用について」を参照してください。

③マイナンバー確認書類

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」)の施行に伴い、「船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)船橋市保育所等利用申込書」を提出する際に「個人番号(マイナンバー)」の記載及び番号法に基づくマイナンバー確認、申込者の本人確認が必要です。保育入園課の窓口で申請する際には次ページのいずれかの書類をお持ちいただき、ご提示ください。郵送で申請される場合には、次ページのいずれかの書類の写しを添付してください。

なお、他の市区町村の保育施設への申込み(P21参照)の場合は、マイナンバー確認書類をお預かりすることができません。必要に応じて、直接申込先の市区町村に資料の提供をしてください。

保護者(父母等)本人が申込みをする場合	
マイナンバー確認書類 対象者 →保護者、申込児童	・個人番号カード ・個人番号通知カード (住所・氏名・性別・生年月日が住民票の内容と完全一致しているもの) ・マイナンバーが記載された住民票の写し ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
本人確認書類 対象者 →申込保護者のみ	以下のうち1種類 ・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等

保護者(父母等)以外の方が申込みをする場合	
マイナンバー確認書類 対象者 →保護者、申込児童	・個人番号カード ・個人番号通知カード (住所・氏名・性別・生年月日が住民票の内容と完全一致しているもの) ・マイナンバーが記載された住民票の写し ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
代理権の確認書類	委任状(以下の記載があるものに限りです) ・委任者の住所・氏名・捺印 ・委任する内容(例：保育施設の申込みに関する一切の権限) ・受任者の住所・氏名
代理の本人確認書類 対象者 →代理人のみ	以下のうち1種類 ・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等



I. これから保育園の申込みをする方へのご案内

④ 保育を必要とする事由を確認するための書類(児童と同居する保護者全員分必要です)

保育認定事由	必要書類	注意事項
就労 (育児休業明けの復職含む)	・就労証明書	・雇用予定でも可。 ・保育施設を利用できた場合の就労内容を、就労先に記入してもらってください。 ・保護者が自営業である場合は、保護者自身が記入してください。 ・ダブルワークをしている場合は、就労時間を合算することが可能であるため、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。 ・就労証明書の有効期限は利用希望日から1年以内です(内容に変更がある場合を除く)。 例) 令和7年4月利用希望 ➡ 令和6年4月2日以降に発行されている場合は有効
疾病・負傷・障害	・障害者手帳の写し ・介護保険被保険者証 ・主治医の意見書(保護者等疾病用)	・左記の内、提出可能であるものを選択してください。 ・介護保険被保険者証は、保護者自身が要介護認定を受けている場合に提出してください。 ・主治医の意見書の有効期限は申込み日から半年以内です(内容に変更がある場合を除く)。 例) 令和6年11月6日利用申込 ➡ 令和6年5月7日以降に発行されている場合は有効
親族等の介護・看護	(ア) 介護が必要な親族の状況がわかる書類 ・介護保険被保険者証 ・主治医の意見書(保護者等疾病用) (イ) 介護・看護状況説明書	・(ア)のいずれかと(イ)、両方の書類を提出してください。 ・主治医の意見書の有効期限は申込み日から半年以内です(内容に変更がある場合を除く)。 例) 令和6年11月6日利用申込 ➡ 令和6年5月7日以降に発行されている場合は有効
災害復旧	(ア) 罹災証明書 (イ) 状況説明書	・(ア)と(イ)、両方の書類を提出してください。
求職活動 (起業準備)	なし	
就学	(ア) 在学証明書 (イ) 授業時間数や日程のわかるカリキュラム等	・(ア)と(イ)、両方の書類を提出してください。 ・これから就学する場合には、就学先の「合格通知書」を提出し、在学後に在学証明書を提出してください。
妊娠・出産	・母子手帳の写し	・父母の名前、及び分娩予定日がわかるページの写しをご提出ください。
育児休業	・育児休業証明書(任意書式) ※就労証明書でも可	・就労先が発行した育児休業証明書に、会社名、保護者氏名、育児休業期間が記載されていない場合には、就労証明書を提出してください。

⑤ 該当する場合のみ必要となる資料

★申込児童が以下に該当する場合

該当事例	必要書類	注意事項
4月利用申込み期間中にまだ生まれていない場合	(ア) 保育所等の出生前予約申請について (イ) 母子手帳の写し (分娩予定日がわかるページ)	・(ア)と(イ)、両方提出してください。 ・4月利用希望時のみの受付です。4月1日時点で生後57日目以降になることが見込まれ、保育所等の利用を希望する場合にご提出ください。

該当事例	必要書類	注意事項
障害者手帳等を所持している場合	・ 障害者手帳・療育手帳の写し ・ 特別児童扶養手当受給者証の写し ・ 障害児児童通所支援受給者証の写し	・ 左記の内、提出可能であるものを選択してください。
利用開始日時点で月齢が6か月に満たない場合	・ 主治医の意見書（申請児童用）	・ 集団保育の可否と集団生活上の注意事項が記入されていれば、左記の様式ではなく、「医師の診断書」でもかまいません。
疾病がある場合	(ア) 主治医の意見書（申請児童用） (イ) 母子手帳の写し	・ 提出の必要性について、保育運営課(047-436-2500)にご相談ください。
利用希望日時点で月64時間以上認可外保育施設を利用している場合	・ 保育施設利用証明書	・ 利用開始日、月の利用時間がわかれば、施設と結んだ「利用契約書の写し」でもかまいません。
市外の保育園を利用している児童が転入してくる場合	・ 在園証明書	・ 保護者の保育事由が出産・育児休業・求職中以外に該当する場合にご提出ください。

★保護者が以下に該当する場合

該当事例	必要書類	注意事項
船橋市内の保育所等、認可外保育施設、幼稚園、もしくは市の関連施設で右記の資格を持ち保育士等として勤務する場合	・ 保育士証の写し ・ 幼稚園教諭免許状の写し	・ 保育士証等の写しがなくても不足書類にはなりませんが、提出されると加点対象になります。（旧姓ではなく、現在の氏名が記載されているものをご提出ください）
自営業である場合	・ 開業届出書の写し ・ 確定申告書の写し ・ 業務委託契約書 等	・ 法人格を有している場合は不要です。 ・ 直近の年度分の船橋市の市民税において、営業収入または農業収入の区分で、収入額0円以外で申告していることが確認できる場合は省略可能です。
法令に基づかない「育児のための休暇」を就労先が認め、復職のために利用申込みする場合	・ 就労証明書	・ 就労証明書の備考欄に、就労先が法令に基づかない育児のための休暇を認めている旨及び休暇期間、短縮の可否を記入してもらってください。 ・ 申込児童が2歳に到達するまで、育児休業に準ずるものとして加点対象になります。
現在は退職しているが、出産直前まで就労していた会社に再雇用されるために利用申込みする場合	・ 就労証明書	・ 就労証明書の備考欄に「再雇用予定日」、「退職日」、「保育所等の利用承諾時の再雇用日繰り上げの可否」を記入してもらってください。 ・ 申込児童が2歳に到達するまで、育児休業に準ずるものとして加点対象になります。
倒産・整理解雇により失業し、利用希望日時点で離職日の属する月の翌月から3か月を経過していない場合	・ 解雇通知・離職票等	・ 失業日、失業理由等を確認できるものを提出してください。
親族等の介護・看護以外の事由で利用申込みしているが、親族等の介護・看護もしている場合	(ア) 介護が必要な親族の状況がわかる書類 ・ 介護保険被保険者証 ・ 主治医の意見書（保護者等疾病用） ・ 児童通所支援の通所受給者証 ・ 障害福祉サービス受給者証 (イ) 介護・看護状況説明書	・ (ア)のいずれかと(イ)、両方の書類を提出してください。 ・ 主治医の意見書の有効期限は申込み日から半年以内です（内容に変更がある場合を除く）。 例) 令和6年11月6日利用申込 ➡ 令和6年5月7日以降に発行されている場合は有効

I. これから保育園の申込みをする方へのご案内

該当事例	必要書類	注意事項
里親委託が行われている場合	(ア) 里親認定登録通知書(里親再認定登録更新通知書) (イ) 養育委託書	(ア)と(イ)、両方提出してください。
ひとり親の場合(離婚)	・離婚届受理証明書 ・戸籍謄本	・離婚成立日と親権者が記載されているものを提出してください。
ひとり親の場合(未婚)	・戸籍謄本 ・独身証明書(外国籍の場合)	・申込児童の父母欄が確認できるものを提出してください。
離婚調停中で配偶者と別居している場合	・申立書の写し ・呼び出し状 ・事件係属証明書	・申立書の写しは裁判所で受理されているものを提出してください。
再婚し養子縁組している場合	・戸籍謄本	・養子縁組の状況が記載されている戸籍謄本を提出してください。
特定活動の在留資格を持つ外国籍の方が、就労、求職活動での申込みの場合、または就労不可の資格の場合	・特定活動における指定書の写し ・資格外活動許可内容のわかる在留カード	・在留資格や就労可能時間数を確認させていただきます。最低月64時間以上の就労可能時間数が必要です。
海外収入があった場合	・海外での収入がわかる給与支払証明書等	・給与支払証明書等がない場合は、保育入園課にご相談ください。

★祖父母が以下に該当する場合

該当事例	必要書類	注意事項
市内または近隣市に居住の65歳未満の祖父母がいるが、保育できない場合	該当する事由・必要書類は保護者と同じ(P12参照)	・近隣市は市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・白井市・習志野市を指します。 ・対象者となる祖父母の書類が必要です。 ※祖父母が「求職活動」、「育児休業」の場合を除く
申請児童と祖父母が同じ住所だが、家屋が別(二世帯住宅を除く)の場合	・それぞれの登記簿謄本(登記事項証明書) ・それぞれの固定資産税の決定通知	・同住所であっても同居していないことを確認する書類が必要です。 ・左記いずれかを提出してください。

★その他以下に該当する場合

該当事例	必要書類	注意事項
申請児童が利用中の認可外保育施設等が、閉鎖される場合	・施設の閉鎖がわかるもの	・市内在住、または在住予定の児童に限ります。
申請児童のきょうだい(小学校就学前)が、療育施設を利用している場合	・入所(利用)状況証明書	(対象施設) 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援

該当事例	必要書類	注意事項
他の市区町村から転入してくる予定の申請の場合	(ア) 転入に関する申立書 (イ) 転入予定を確認できる書類(転入後の住居に関する契約書の写し等) (ウ) 転入してくる世帯員の住民票 (エ) 保護者全員分住民税(非)課税証明書	・ (ア) の提出がない場合、船橋市民としては扱えないため、マイナス点をつけての利用調整となります。 ・ (イ) の提出が難しい場合は、その旨を(ア)に記入してください。 ・ (ウ) 世帯員の生年月日を書き間違える事例が見受けられます。正しい情報確認のため住民票の提出をお願いします。 ・ (エ) の提出がない場合、同点調整となった際に所得額不明として取り扱うため、不利になることがあります。

6. 令和7年4月利用申込みの日程について

日 付		内 容
令和6年	9月2日(月)	保育にあたり、支援を必要とする可能性がある児童(P23)の面談開始【12月10日(火)まで】 ※受付：保育運営課
	11月1日(金)	利用申込み受付開始
	12月10日(火)	利用申込み締切日
	12月20日(金)	不足書類の提出締切日
令和7年	2月上旬	4月1次利用調整会議
	2月中旬	4月1次利用調整結果通知書発送(★)
	2月中旬～2月25日(火)	4月1次不承諾者の希望園変更受付 ※ 4月1次の利用調整の結果、なお空きがある施設への希望園変更を受け付けます ※ 4月2次に向けた各施設の空き状況は、船橋市ホームページに受け入れ可能性一覧を掲載してお知らせします ※新規の申込みはできません
	3月上旬	4月2次利用調整会議 ※ 4月1次利用不承諾者のみを対象に利用調整を行います
	3月中旬	4月2次利用調整結果通知書発送
	3月末日まで	利用決定した保育施設での説明会及び面接や契約
	4月1日以降	利用開始

(★) 令和7年4月利用調整結果通知は2月10日(月)までに発送予定です。

すべての申請者に対し結果通知を送付するので、ご自宅への到着をお待ちください。

通知到着前の結果に関するお問い合わせにはお答えすることはできませんので、ご了承ください。

結果通知がお手元に届かない場合は、2月14日(金)以降保育入園課までお問い合わせください。

7. 利用調整

※「令和7年度 船橋市 保育所等利用調整基準表」は11月1日頃に船橋市ホームページで公表します。

保育の認定を受けた世帯を対象として、市が定める「利用調整基準表」から世帯ごとに点数を設定し、その点数が高い世帯から順に保育園の入園者を決定していく「利用調整」を行います。

船橋市 保育所等利用調整基準表(船橋市ホームページ参照)に基づき、児童ごとに「保護者2人分の基本点」、「調整点1」、「調整点2」の点数を計算します。

「保護者2人分の基本点」+「調整点1」の合計点と「調整点2」に分けて使用します。

合計点の出し方例：「基本点」(父)10点 + 「基本点」(母)9点 = 「基本点」19点

「基本点」19点 + 「調整点1」2点 = 合計点 21点

クラス年齢ごとに、合計点が高い順に申込み児童を並べます。同点の場合は「調整点2」を比較します。それでも同点の場合は「同点調整」に基づき順位が決定します。

順位例：1位 合計点 22点 「調整点2」2点

2位 合計点 21点 「調整点2」3点 (同点調整)待機期間 5か月

3位 合計点 21点 「調整点2」3点 (同点調整)待機期間 0か月

4位 合計点 20点 「調整点2」4点

新たな児童を受入れ可能な園ごとに、順位が高い方から内定を出します。

保育園の希望順位に関わらず、順位が高い児童から利用が内定します。

A 保育園の内定例：①第3希望の児童B(合計点 22点 「調整点2」2点)

②第1希望の児童C(合計点 21点 「調整点2」3点)

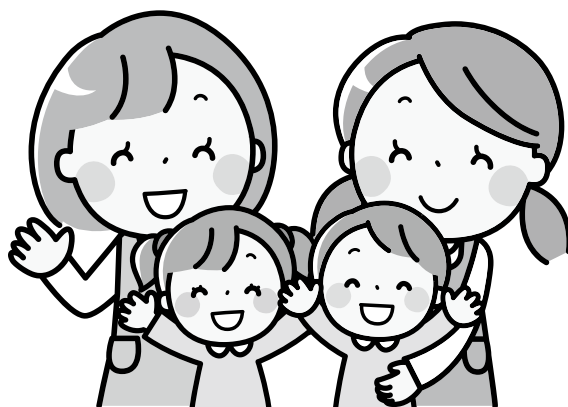
➡希望順位に関わらず、保育を必要とする点数の高い児童Bが内定

複数の園で受入れが可能な場合には、希望順位の高い園で利用を内定します。

児童Bの内定例：第1希望園、第3希望園、第4希望園、第10希望園で受入れ可能

➡第1希望園で内定

申込みしているすべての児童の確認を終えるか、すべての保育園の空きがなくなった時点で、利用調整を終了します。



Ⅱ. 申込みの際の注意事項

1. 育児休業中の申込みについて

利用申込みの対象となる月は、育児休業(休暇)明けの復職予定日によって異なります(下表参照)。復職予定日は、ご提出いただく就労証明書により確認します。

復職日	申込み可能月	例
月の1日から15日の間に復職する場合	復職月の前月から申込み可能	5月13日復職の場合 →4月利用の申込み可能
月の16日から末日の間に復職する場合	復職月の当月から申込み可能	5月17日復職の場合 →5月利用の申込み可能

※ただし、「保育所等を利用開始した際には、育休期間を繰り上げて職場に復帰する」ことが可能な場合は、上記の期日よりも前に利用申込みができます。職場にご確認のうえ、お申込みください。

(1) 復職する際の注意事項

「育児休業から直ちに復職予定」として利用申込みをする場合、利用調整では「就労」として基本点の算定をします。このため、保育園の利用が決定した場合は、利用開始月の翌月15日までに「復職」していただく必要がありますが、「復職」とは、育児休業を取得した就労先に同じ雇用契約のまま復帰することを指します。

事例① 就労日数・時間は変わらないまま、育児休業から復職する場合

	可否	申込み時の状態	入園後の復職先
ア	○	A社で育児休業を取得中	A社に復職
イ	○	A社で育児休業を取得中	A社に復職後、翌月からB社に転職
ウ	×	A社で育児休業を取得中	A社に復職せず、B社に転職

ア、イは育児休業を取得したA社に、同じ労働条件で復帰しているので「復職」に該当します。

ウはA社に復職せず、申込書に添付した就労証明書とは別のB社に入社しているため、「復職」には該当せず、利用調整基準表上の調整点1(育児休業明け加点 2点)の対象外になります。

事例② 就労日や時間を変更して、育児休業から復職する場合

	可否	申込み時の状態	入園後の復職先
エ	○	育児休業を取得中	就労証明書どおりの就労時間数で復職
オ	○	育児休業を取得中	育児時短勤務を使って復職
カ	×	育児休業を取得中	就労証明書よりも短時間の労働に雇用契約を変更して復職

エ、オは就労証明書と同じ雇用契約で復帰しているので「復職」に該当します。

カは申込書に添付した就労証明書から雇用契約が変更されるため、利用調整基準表上の基本点の見直しが必要になります。基本点が変更になる場合は、再調整の結果、内定取消しになる可能性があります。

事例③ 派遣社員の方が育児休業から復職する場合

派遣元Aに雇用され、派遣先Bで就労している方が、育児休業を取得しているケース(就労日数・時間は復帰後も同条件で就労)

	可否	申込み時の状態	入園後の復職先
キ	○	派遣元Aで育児休業を取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで就労
ク	○	派遣元Aで育児休業を取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Cで就労
ケ	×	派遣元Aで育児休業を取得中	派遣元Aに復職せず、派遣元Dに雇用され、派遣先Bで就労

キ、クは育児休業を取得した派遣元A社に復帰しているため、派遣先が復帰前と違う場合でも「復職」に該当します。

ケは申込書に添付した就労証明書とは別のD社に入社しているため、「復職」には該当せず、利用調整基準表上の調整点1(育児休業明け加点 2点)の対象外になります。

事例④ 派遣先での就労条件が変更になる場合

派遣元Aに雇用され、派遣先Bで週5日、1日8時間就労している方が、育児休業を取得しているケース

	可否	申込み時の状態	入園後の復職先
コ	○	派遣元Aで育児休業を取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日8時間就労
サ	○	派遣元Aで育児休業を取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日9時間就労に変更
シ	×	派遣元Aで育児休業を取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週4日、1日4時間就労に雇用契約を変更

コ、サは就労証明書と同じ雇用契約、もしくはそれ以上の条件で復帰しているため、「復職」に該当します。

シは、利用調整基準表上の基本点の見直しが必要になります。基本点が変わる場合は、再調整の結果、内定取消しになる可能性があります。

(2) 「直ちに復職する」と「育児休業の延長を許容する」の違い

就労証明書等において育児休業中であることを確認のうえ、以下のとおり取り扱います。

① 「直ちに復職する」

- ・利用調整基準表上の調整点1において加点(2点)して、利用調整を行います。利用決定後は、利用開始月の翌月15日までに復職していただく必要があります。

② 「育児休業の延長を許容する」

- ・利用調整基準表上の基本点の算定を行わず、調整点1において大きく減点(−35点)して、利用調整を行います。
- ・この取り扱いは、保護者の希望に基づき減点適用を行うものであって、必ず入園不可になることを約束するものではありません。
- ・「直ちに復職する」に変更する場合には、「保育所等利用申込の希望変更届」の提出が必要になります。祖父母の就労証明書等の追加書類の提出も希望される方は併せてご提出ください。
- ・減点適用中の期間は同点調整の待機期間にカウントされません。
- ・ひと月分のみ利用調整を行うことも可能です。翌月以降の申込みを取り下げ場合には「船橋市保育所等の利用(変更)申込取り下げ書」をご提出ください。

(3) 育児休業を延長するための証明書

育児休業を延長するための証明書の申請手続きは、保育園の利用申込み状況によって異なります。

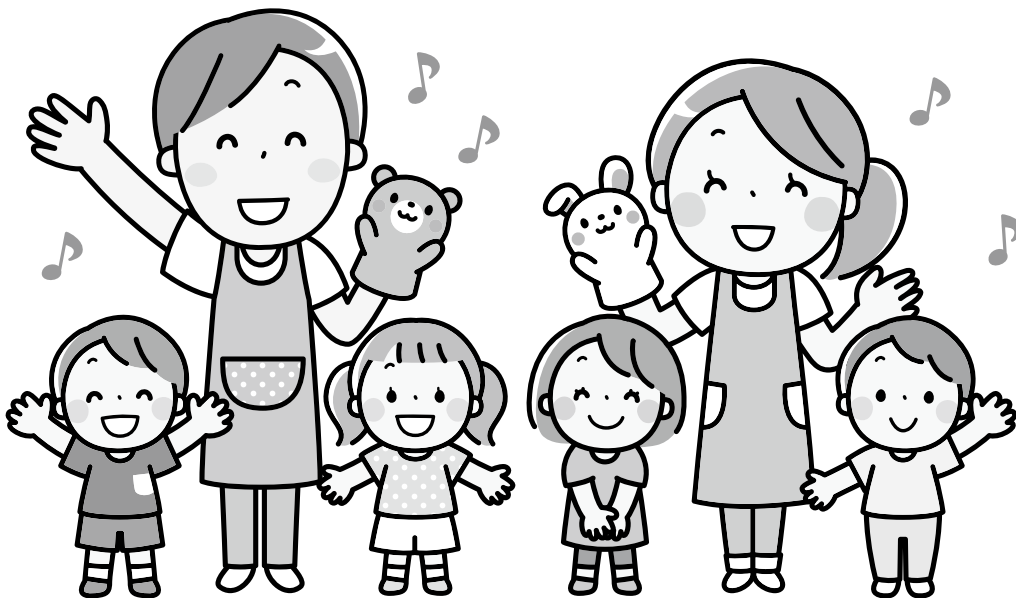
① 保育園の申込みをし、待機中の方

保育園に入園できていない証明として「船橋市保育所等利用不承諾通知書」を利用することができます。不承諾通知書は、申込みをした最初の月、希望施設を変更した月及び毎年4月の利用調整後に発行されます。それ以外の月は発行されませんので、待機中であること(保育園に入れなかったこと)の証明書(「保育所等利用不承諾証明書」)が必要な方は、利用調整会議が行われる月の1日以降に保育入園課に「保育関係証明書 発行申請書」を提出してください。証明書の発行には7開庁日程度かかります。

② 保育園の申込みをしていない方

利用申込みをしていない場合は、上記の「不承諾通知書」及び「不承諾証明書」のいずれも発行することはできません。

育児休業を取得されている方の場合、児童が1歳になる月の「船橋市保育所等利用不承諾通知(証明)書」を必要とされているケースが多く見受けられます。申込みをしなければならない月の提出期限をご確認のうえ(P9)、申込書類一式をご提出ください。



2. きょうだいと同時に申込み場合の組み合わせについて

きょうだいと同時に利用申込みをする場合は、組み合わせの種類を次の5つから選択することができます。

同時に同じ保育園に入園させたい		
①	全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する	※ひとりだけ入園が可能であっても、きょうだい全員が<u>同じ月かつ同じ保育園に入園できるまで</u>、全員入園することができません。 例：きょうだい2人について同時申請している場合 1人目：利用不可 2人目：利用可 →2人目しか利用できないため、結果は<u>2人とも利用不可になります</u>。
同時の入園であれば、きょうだい別々の保育園でも良いので入園させたい		
②	それぞれの児童の希望順位を優先する	※きょうだい全員が<u>同じ月に入園できるまで</u>、全員入園することはできません。 例：きょうだい2人について同時申請している場合 1人目：第1・第3希望園で、利用可 2人目：第2・第3希望園で、利用可 →1人目は第1希望園、2人目は第2希望園で入園決定になります。
③	希望順位よりも同じ保育所等への入園を優先する	※きょうだい全員が<u>同じ月に入園できるまで</u>、全員入園することはできません。 ※同じ保育園に空きがない時は別々の保育園に入園することがあります。 例：きょうだい2人について同時申請している場合 1人目：第1・第3希望園で、利用可 2人目：第2・第3希望園で、利用可 →1人目、2人目ともに、希望順位は低いですが、第3希望園で入園決定になります。
きょうだいのうち、ひとりだけでも保育園に入園させたい		
④	優先児童あり	※上記の②・③の組み合わせで利用承認できない場合に調整します。②・③と併せて選択してください。 ※<u>就労要件(育児休業明けの復職希望)で申請する場合、1人でも入園決定した場合は、復職しなければなりません</u>。注意のうえ選択してください。 例：きょうだい2人について同時申請し、1人目を優先児童として指定する場合 1人目(優先児童)：利用不可 2人目：利用可 →指定した児童が利用できないため、結果は<u>2人とも利用不可になります</u>。
⑤	優先児童なし	※上記の②・③の組み合わせで利用承認できない場合に調整します。②・③と併せて選択してください。 ※<u>就労要件(育児休業明けの復職希望)で申請する場合、1人でも入園決定した場合は、復職しなければなりません</u>。注意のうえ選択してください。 例：きょうだい2人について同時申請し、優先児童の指定をしない場合 1人目：利用不可 2人目：利用可 →2人目のみ入園決定になります。就労要件(育児休業明けの復職希望)で申請の場合は、1人目が利用不可の状態ですが、翌月15日までに復職しなければなりません。

3. 船橋市外の保育園の申込みをする場合

(1) 船橋市から転出し、利用を希望する保育園がある市区町村へ転入する場合

船橋市からの転出を伴う申込みは、原則、転出先の市区町村に直接申込みいただいております。必要書類の詳細を保育園がある市区町村にご確認いただき、各市区町村の締切日までにご提出ください。

(2) 船橋市在住のまま、他市区町村の保育園へ申込みする場合

利用調整基準や調整方法は市区町村によって異なります。転入予定がない場合の申込み制限や、希望施設の受入可能年齢等をあらかじめ確認してからお申込みください。

必要書類	・管外保育所等利用申出書※ ・保育所等利用申込書一式※ ・保育を必要とする事由を確認するための書類(就労証明書等)※ ・他市区町村が必要とする書類(課税証明書等) ※船橋市様式でご提出ください。
申 込 先	船橋市
締 切 日	他市区町村の締切日の10日前

(3) 船橋市に転入したが、在園中の市外保育園を引き続き利用したい場合

転入日の属する月の翌月(1日に転入した場合は当月)より、船橋市民としての利用に切り替わります。ご希望の場合は、もとの在住市区町村の保育担当課に、引き続きの利用が認められるかどうか、認められる期間や必要な条件も含めてよくご確認いただいたうえで以下の手続きを行ってください。

なお、転出前の市区町村と船橋市では、保育料や副食費の徴収に関する算定基準は異なります。保育料の徴収額や副食費徴収の要否が変更になる場合がありますのでご注意ください。

必要書類	・管外保育所等利用申出書※ ・保育所等利用申込書一式※ ・保育を必要とする事由を確認するための書類(就労証明書等)※ ・他市区町村が必要とする書類(課税証明書等) ※船橋市様式でご提出ください。
申 込 先	船橋市
締 切 日	原則、転入日の属する月末

(4) 注意事項

市区町村により保育認定事由の認定対象や有効期間が異なります。お申込みの際には必ず利用を希望する保育施設の所在地の市区町村にご確認ください。

【例】

	求職活動の認定期間	就労制限	申込み・利用の制限
A 市の場合	90 日間	月 64 時間以上	在勤要件等の制限なし
B 市の場合	60 日間	月 64 時間以上 かつ 週 4 日以上勤務	B 市民 または B 市に勤務先がある世帯

4. 市外から船橋市の保育園を申込み場合

(1) 利用開始月の前月末までに転入予定のある場合

船橋市民とみなして利用調整を行います。

必要書類	・ 保育所等利用申込書一式※ ・ 保育を必要とする事由を確認するための書類(就労証明書等)※ ・ 転入に関する申立書※ ・ 転入予定を確認できる書類(転入後の住居に関する契約書の写し等) ・ 転入してくる世帯員の住民票 ・ 保護者全員分(非)課税証明書 ※船橋市様式でご提出ください。
申 込 先	船橋市
締 切 日	P9の申込期限と同様

なお、利用調整において2名以上の申請児童が同点で並んだ場合、保護者の所得額により順位付けを行うことがあります。所得額は課税証明書により確認を行いますが、利用希望月によって必要となる課税証明書の対象年度が異なりますので、ご注意ください。

利用希望月	証明書の対象年度
令和6年9月～令和7年8月	▶ 令和6年度 住民税(非)課税証明書
令和7年9月～令和8年8月	▶ 令和7年度 住民税(非)課税証明書

海外から転入予定で申込まれる方は、課税証明書に代わり、「給与支払証明書等」をご提出いただく必要があります。郵送申請、もしくは、日本在住の代理人からお申込みいただくことも可能です。代理人が申込み場合は必ず委任状(P11を参照)と代理人の身分証明書をお持ちください。

(2) 他市在住のまま、船橋市の保育園に通うことを希望する場合

住民票のある市区町村で申込書を受付後、事務手続きを経て船橋市へ郵送されます。締切日直前のお申込みですと、不備書類があった場合などは受付に間に合わないこともありますので、ご注意ください。なお、他市在住の方は減点適用(－10点)をして利用調整を行います。

必要書類	・ 申込書類一式及び保育を必要とする事由の確認書類※ ・ 保護者全員分住民税(非)課税証明書(必要となる課税証明書の年度は上記をご覧ください。) ※住民票のある市区町村の様式でご提出ください。なお、P12～14を参照いただき、該当するものがあれば、船橋市様式でご提出ください。
申 込 先	住民票のある市区町村
締 切 日	P9の申込期限の10日ほど前 ※住民票のある市区町村にお問い合わせください。

(3) 転出した後も、引き続き在園している船橋市の保育園に通うことを希望する場合

船橋市民としての利用は終了となるため、「船橋市保育所利用辞退届」を保育入園課にご提出ください。そのうえで、転出後に速やかに転出先市区町村に「船橋市で在園している保育園の継続利用を希望する」旨のお申込みを行ってください。

Ⅲ. 疾病・障害・発達面の心配・アレルギーなどがある児童の申込みについて

1. 疾病・障害・発達面に心配のある児童の保育について

疾病・障害・発達面に心配のある児童(★)については、安全にお預かりすることを目的として、保育園の入園前に、保護者の同意のうえ、体験保育を行っております。体験保育では、安全にお子さまをお預かりできるか、集団保育を行うにあたり支援(特別な配慮)が必要かどうかを確認させていただきます。

(★)言葉が遅れている、落ち着きがなくて心配、疾病があり配慮が必要である、身体に障害がある、日常的に医療的ケアを必要とする など

保育所等の利用申込みとは別に、以下のとおりお手続きが必要です。

(※)保育園は療育機関ではありません。専門的な療育を必要とされる児童については、それぞれの専門機関や施設にご相談ください。(こども発達相談センター・簡易マザーズホームなど)

手続き手順

面談予約

保育運営課へご連絡ください(TEL:047-436-2500)。面談のご予約はいつでも受け付けております。お電話にて面談日を決定します。
ご予約がない場合、お待たせすることや、別日にご来庁が必要になることがあります。

面 談

面談の実施期間はP.9(1)①利用調整に関する日程表をご確認ください。
母子健康手帳をご持参のうえ、お子さまと一緒にご来庁ください。
保育運営課の看護師等がお話を伺います。

体験保育

集団生活でのお子さまの様子を確認するため、3日間(必要に応じて5日間)の体験保育を行います。
体験保育の費用負担はありません。

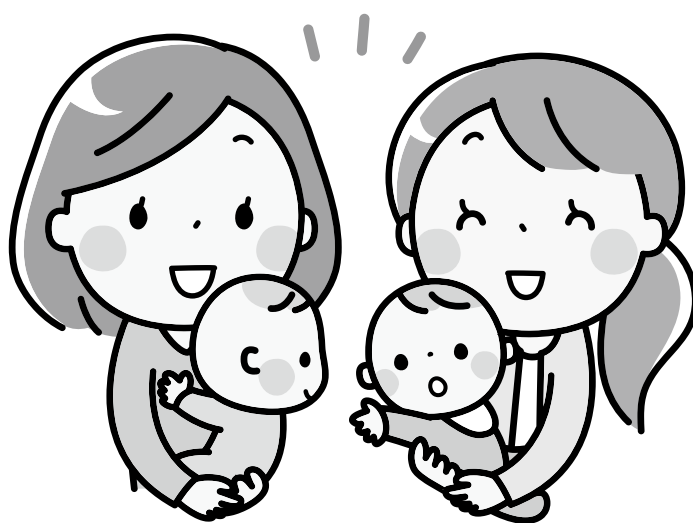
結果の通知

郵送にて体験保育の結果(保育所等でのお預かりが可能か、また、集団保育を行うにあたり支援が必要か)を通知します。

※保育所等の入園可否の結果とは異なりますのでご注意ください。

2. 食物アレルギーや宗教上口にできない食物がある児童の利用について

- ・保育園や認定こども園、小規模保育事業所では、主治医の指示によりアレルギーの原因となる食材料や宗教上口にできない食物を取り除いた除去食（または代替食）を可能な範囲で行っています（お弁当の持参をお願いする場合もあります）。
- ・利用申込みの際は、「食物アレルギー食等調書」に詳しく記入の上、ご説明ください。申込み時に、栄養士または看護師と面談していただく場合があります。
- ・公立保育園では原則、食物アレルギー対応（除去食）を行っていますが、大豆油、みそ、しょうゆ、かつおだし、大豆に関わる添加物、その他アレルギー物質が除去不可能な場合は食材等の対応ができませんので、弁当持参の対象となります。また、宗教等の理由で口にできない食物がある場合は、一部又は全てお弁当持参となります。
- ・一部の私立保育園・小規模保育事業所のほか、家庭的保育事業者ではアレルギー対応をしておりません。P28～P53のエリア別保育園一覧や船橋市ホームページをご確認のうえ、事前に各施設にお問い合わせいただくか、見学の際にご確認ください。
- ・食物アレルギーや宗教上口にできない食物がある場合は、希望施設の見学を強く推奨します。見学する際は必ず施設に対して「どのような食材のアレルギーがあるか」や「どういった対応が必要か」といった部分についてご説明ください。



IV. 認可保育施設情報について

1. 認可保育施設一覧の見方

☆まずは「エリア別保育園一覧」から自宅近くの保育施設を探してみましょう。

船橋市ホームページ上では、各施設の位置が一目でわかる
「認可保育園・幼稚園マップ」をご覧くださいませ。(P74を参照)

☆各保育施設の受入れ可能性が確認できます。

各月の利用調整時点における、受入れ可能な予定児童数(速報値)を船橋市ホームページ上の「保育所等受入れ可能性一覧」で確認することができます。ただし、あくまでも目安となりますので、実際の受け入れ児童数とは異なる場合がありますにご留意ください。(毎月20日頃に速報値を更新します)(P74を参照)

☆希望する施設に見学に行きましょう。

希望する保育施設は、希望順位にかかわらず利用承諾となれば毎日通う可能性のある施設です。

特に私立の場合、施設によって保育方針や設備なども異なりますので、見学が必須でない施設でも事前の見学をおすすめしております。

また、発達支援が必要な(もしくは必要と思われる)児童の申請にあたっては、必ず事前見学に行ってくださいようお願いいたします(各施設の保育内容や取り組みに特色があるため)。

☆P28以降に地区ごとの保育施設情報一覧を掲載しています。見学の際の参考にしましょう！

私立の施設は各園のホームページにアクセスできるコードを掲載しています。

※電話番号はすべて市外局番「047」です。

※「見学：必須」の施設でも、感染症等の拡大状況によっては見学を一時中止とする場合があります。

☆保育施設情報一覧 施設名の後ろにある略称は以下のとおりです。

一時		一時保育実施
休日		休日保育実施
病児		病児保育実施
P(○台)		駐車場あり(台数) ※特記事項がある場合は備考欄に記載しています

※令和6年10月現在

公立保育園全園共通事項

保育目標 ①健康でよく遊べる子ども ②思いやりのある子ども

アレルギー対応(除去食・代替食) 全27園で実施

受入年齢 生後57日～就学前

開所時間 平日・土曜 7:00～19:00

保育標準時間 7:00～18:00

保育短時間 9:00～17:00

その他 制服なし

公立保育園
一覧ページ



※公立保育園への事前見学の問い合わせについては、平日9:30～17:00の間をお願いします。

公立保育園を複数希望される際の事前見学は、見学内容が重複することもあるため、必ずしも全ての公立保育園に事前見学に行く必要はありません。

2. 認可保育施設（新園情報）

令和7年4月に、市内に新しい保育施設が開設されます。利用申込みにつきましては、本パンフレットをよくお読みいただき、必要書類をご準備の上行ってください。開設済みの保育施設につきましては、本パンフレットまたは、船橋市ホームページをご確認ください。

※掲載されている内容については、今後の協議の過程で変更になることがあります。

※令和7年開園の保育施設が追加になる場合や、施設情報の変更があった場合は、船橋市ホームページ等でご案内いたしますので、ご確認ください。

●新設される保育施設の名称及び施設の概要(予定)

【令和7年4月 新設予定】

令和6年10月現在

施設名 (全て仮称)	所在地	施設の種類	設置者	定員	受入れ クラス年齢	駐車場
中台リトルナーサリー	前原東4	小規模保育 事業所	学校法人清徳学園	12人	1歳児クラス ～2歳児クラス	有
キッズルームはさまわかば	飯山満町2	小規模保育 事業所	株式会社ウェルシー ライフサービス	15人	生後57日 ～2歳児クラス	未定
プチリック飯山満町園	飯山満町3	小規模保育 事業所	リックキッズ 株式会社	19人	生後57日 ～2歳児クラス	有
プチリック芝山園	芝山1	小規模保育 事業所	リックキッズ 株式会社	19人	生後57日 ～2歳児クラス	有

・なお、新設園の開園説明会の実施時期等については、11月1日号船橋市広報、船橋市ホームページをご確認ください。



3. 家庭的保育事業

市が認可した家庭的保育者が、仕事や病気などの理由で日常的に保育をすることができない児童を保護者に代わって家庭的な雰囲気の中で保育を行う制度です。詳しくは、保育入園課までお問い合わせください。

家庭的保育者とは

家庭的保育者とは、乳幼児に対する豊かな愛情をもった、以下の条件をすべて満たした人物です。

- ① 市内に在住する25～65歳以下の者
- ② 保育士、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭の資格を有する者
- ③ 市が指定する研修を修了した者
- ④ 相談等のサポートや集団保育等の機会を提供する認可保育園と連携している者

概

要

- 対象児童：市内在住の生後6か月から2歳児クラスのお子さま
- 保 育 料：認可保育園保育料の7割程度（世帯の市民税額による）
- 利用時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
※午前9時より前及び午後5時より後の保育については、保育者との協議により変更できる場合があります。
- 休 日：土曜日、日曜日及び国民の祝休日ならびに12月29日から1月3日
- 保育者が感染症等で保育をすることができない場合に、連携施設にて代替保育を行うことがあります。
- 集団保育の機会の提供等を目的として、年8回程度、希望者に対し連携施設にて代替保育を行います。

■申込方法

申込みをする前に、必ず希望するすべての家庭的保育者を見学する必要がありますので、利用申込を検討される方は保育入園課へお問い合わせください。お子さまの健康状況等を聞き取りした上でご希望の家庭的保育者の連絡先を案内いたします。

- お問い合わせ先：市役所保育入園課（047-436-2330）
- 申込場所：市役所保育入園課（3階）

見学後は、各事業者が発行する「見学済証明書」をお受けとりになり、申請書とともに保育入園課にご提出ください。

船橋市家庭的保育者一覧

地 区	フリガナ 名字	所在地（最寄り駅・バス停）	定員	資 格	補助者の 有無	連携施設 （保育内容の支援・ 代替保育等）
田喜野井周辺	イイダ 飯田	田喜野井2丁目 （ハッピーバス住宅前より徒歩3分）	5	保育士	○	三山保育園
高根台・芝山周辺	カタフチ 片渕	新高根1丁目 （船橋新京成バス聖人塚より徒歩5分）	3	保育士	○	芝山第一保育園
	クワハラ 桑原	松が丘5丁目 （船橋新京成バス清水山より徒歩2分）	5	保育士	○	習志野台第二保育園

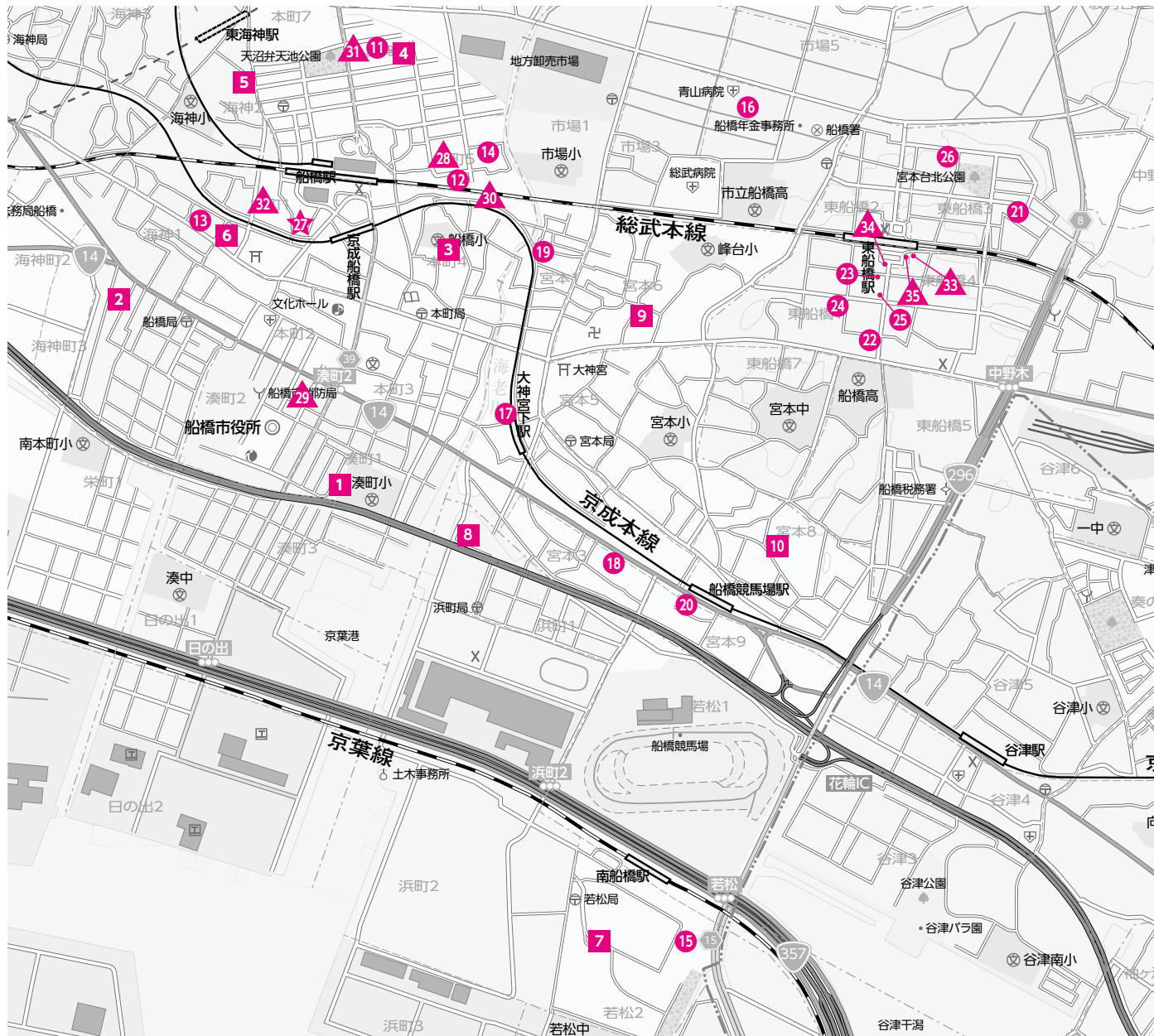
※卒園後の受入れ施設についての情報は、P60に記載しています。

4. エリア別保育園一覧

Area 1 船橋駅、南船橋駅、市場・宮本、東船橋周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



♪ 公立保育園 ♪

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
1	湊町保育園 一時 休日 P(6台)	湊町1-16-23	431-4961	271	一時預かり専用Tel：431-5085 休日保育専用Tel：080-3082-5059(受託事業者：株式会社アミー) 駐車場内1台障害者用
2	千鳥保育園 P(2台)	南本町13-1	431-5061	213	
3	中央保育園	本町4-17-21	422-4762	209	障害者用駐車スペースあり(1台)
4	本町保育園	本町6-7-18	424-7011	140	

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
5	海神第一保育園 P(4台)	海神2-13-25	422-2462	244	
6	海神第二保育園	本町1-23-7	435-0783	73	
7	若松保育園 P(2台)	若松2-6-3	433-4041	168	
8	浜町保育園	浜町1-1-1	431-3262	143	
9	宮本第一保育園	宮本6-26-27	422-5639	126	
10	宮本第二保育園 P(2台)	宮本8-9-10	423-1304	168	



私立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
11	船橋どろんこ保育園 一時	本町6-8-9	110	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		429-8140	×	除去食				
		備考 土曜日はどろんこ保育園分園と共同(実施場所：船橋どろんこ保育園)						
12	船橋どろんこ保育園 分園	本町5-18-25	30	生後57日～2歳児クラス	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		409-2871	×	除去食				
		備考 土曜日はどろんこ保育園と共同(実施場所：船橋どろんこ保育園)						
13	ここみ保育園 P(3台)	海神1-8-9	40	生後57日～就学前	7:30～19:30 (土曜7:30～18:30)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
		432-2904	×	除去食・代替食・お弁当持参				
14	共同保育所 子どもの家	本町5-15-9	50	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		423-1770	×	除去食・代替食				
		備考 アレルギー対応は卵・乳製品を除去。その他は要相談						
15	南船橋保育園	若松2-3-15	140	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		401-5115	×	除去食・代替食				
		備考 3歳以上体操服使用 アレルギーは状況により弁当持参の可能性あり						
16	みどり保育園	市場4-12-3	120	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		424-4152	×	除去食・代替食				
17	船橋ピコレール保育園	宮本2-6-26	60	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		425-5057	×	除去食				
18	AIAI NURSERY 宮本 P(4台)	宮本3-9-4 2階	74	生後57日～就学前	7:30～20:00 (土曜7:30～18:30)	7:30～18:30 9:00～17:00	必須 ではない	
		401-0271	×	除去食・代替食				
19	ブルッキング保育園 P(2台)	宮本1-8-11	90	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須 ではない	
		409-9996	×	除去食				
20	まなびの森保育園 一時 P(9台) 船橋競馬場駅前	宮本9-1-11	140	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		402-4402	×	除去食・代替食				
21	敬心ゆめ保育園 一時 P(9台)	東船橋3-15-8	110	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		411-5725	×	除去食				

IV. 認可保育施設情報について

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
22	東船橋ちとせ保育園 一時	東船橋1-16-25	100	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00	必須 ではない	
		423-5717	×	除去食・代替食				
		備考 アレルギーは状況により弁当持参の可能性あり						
23	グリュック保育園	東船橋1-26-10	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		424-3741	×	除去食・代替食				
24	まなびの森保育園 東船橋 P(3台)	東船橋1-18-12	80	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		411-1155	×	除去食				
		備考 土曜はまなびの森りんごのき保育園と共同(実施場所：まなびの森保育園東船橋)						
25	まなびの森りんごのき 保育園	東船橋1-24-15 グレイス東船橋1階	30	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		411-8054	×	除去食・代替食				
		備考 土曜はまなびの森保育園東船橋と共同(実施場所：まなびの森保育園東船橋)						
26	東船橋雲母保育園	東船橋3-36-13	60	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		460-5130	×	除去食・代替食				

認定こども園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
☆	そらまめこども園 船橋駅前	本町1-30-1	111	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		405-9951	×	除去食				
		備考 1号定員：12名 2・3号定員：99名 アレルギー対応については要相談						

小規模保育事業所

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
28	パルパステル保育園	本町5-14-15 パルパステル101	19	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		460-6666		除去食				
		備考 アレルギー対応は乳・卵のみ						
29	うみのほいくえん	湊町2-2-20 アソルティ船橋102・202	19	生後57日～2歳児クラス	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		468-8698		除去食・代替食				
		備考 アレルギーは軽度のみ対応						
30	京進のほいくえん HOPPA船橋駅園	本町4-7-17	12	生後57日～2歳児クラス	7:30～19:30 (土曜7:30～18:30)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
		405-2613		除去食・代替食				

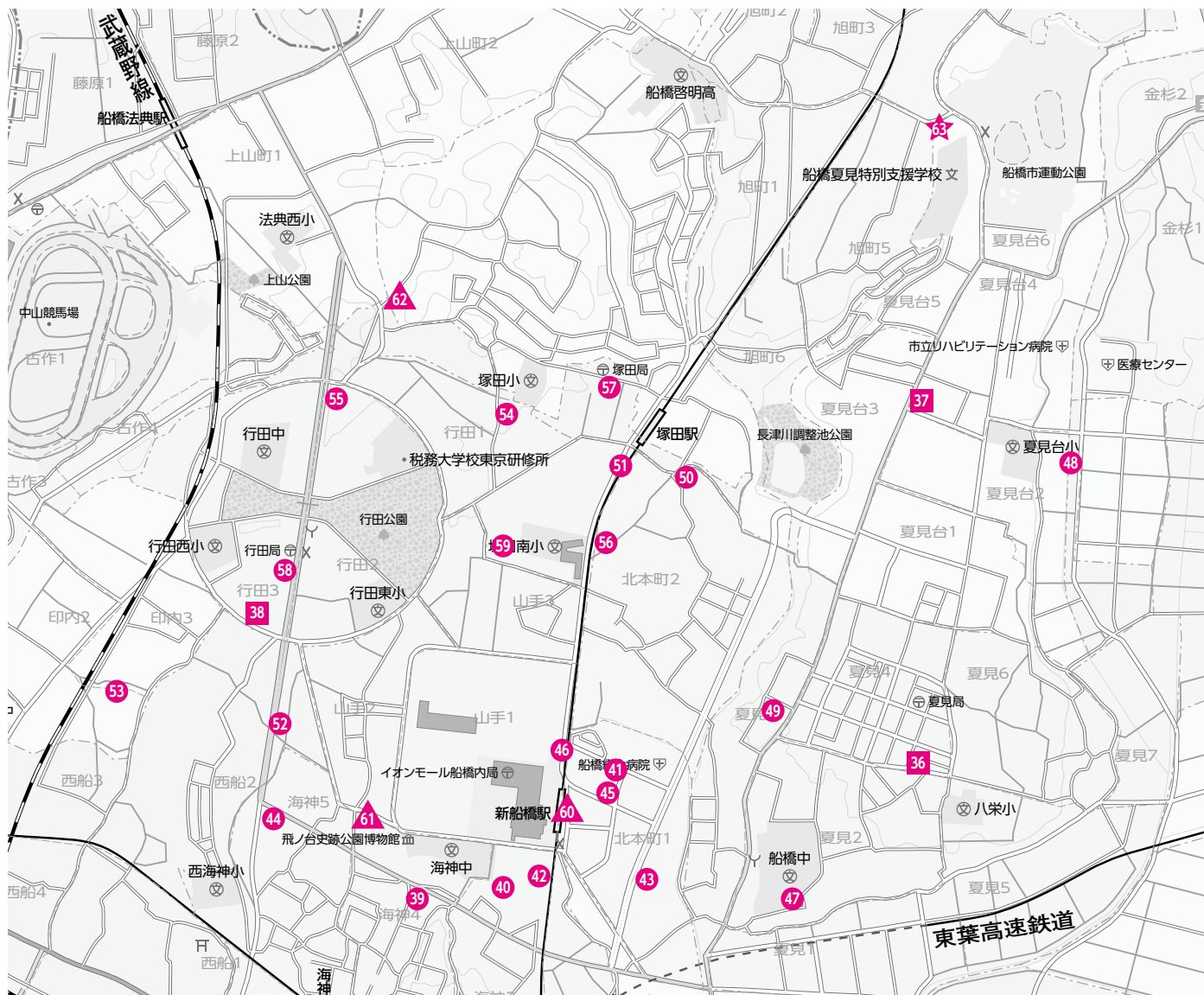
No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
31	トレポンテ駅前保育園	在園児の卒園または転園をもって閉園予定のため、令和7年度の募集は行いません。						
32	保育ルーム サンライズ船橋	本町1-25-18 ジューリオ船橋1F・2F	18	生後6か月～2歳児クラス	7:30～19:00	7:30～18:30 9:00～17:00	必須	
		422-0805		除去食・代替食				
33	東船橋色葉保育園 P(1台)	東船橋4-31-9	11	生後6か月～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		460-2727		除去食・代替食				
34	こりんご保育園	東船橋1-38-3 清水ビル2F	15	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		406-4380		なし				
35	キッズフィールド 東船橋駅前園	東船橋4-31-7 プティソール201号室	19	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		407-3948		除去食				



Area 2 新船橋駅、夏見、塚田駅・行田周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



公立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
36	夏見第一保育園 P(4台)	夏見4-10-26	422-5198	147	
37	夏見第二保育園 P(3台)	夏見台4-1-1	439-6231	150	
38	行田保育園 P(2台)	行田3-1-2	439-5000	200	



※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
39	プレスクール・ベル P(7台)	海神4-23-16	100	3歳児クラス～就学前	7:00～19:00 (土曜8:30～14:30)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		410-0311	×	除去食・お弁当持参				
		備考 土曜はベル・ナーサリー、ベル・ナーサリー・アスール、ベル・ナーサリー塚田と共同(実施場所：ベル・ナーサリー・アスール) ※開所日をご確認ください。※アレルギーは状況によりお弁当持参						
40	ベル・ナーサリー・アスール P(4台)	海神3-30-1	60	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜8:30～14:30)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		432-1717	×	除去食・お弁当持参				
		備考 土曜はベル・ナーサリー、プレスクール・ベル、ベル・ナーサリー塚田と共同(実施場所：ベル・ナーサリー・アスール) ※開所日をご確認ください。※アレルギーは状況によりお弁当持参						
41	ゆいまーる保育園 一時 P(5台)	北本町1-12-8	140	生後57日～就学前	7:00～21:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		424-7711	○ (私服可)	除去食・代替食				
		備考 一時預かり専用Tel：424-7723 ※令和6年度休止中						
42	ミアヘルサ保育園 ひびき新船橋	海神3-26-30	100	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		401-3875	×	除去食・代替食				
		備考 土曜はミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二と共同 (実施場所：ミアヘルサ保育園ひびき新船橋)						
43	そらまめ保育園 新船橋	北本町1-17-22	90	生後57日～就学前	7:00～21:00	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		455-8682	×	除去食				
44	新船橋ここわ保育園 P(8台)	海神5-29-61	60	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須 ではない	
		402-6431	×	除去食・代替食				
45	ポポラー千葉新船橋園	北本町1-12-17	50	生後57日～就学前	7:00～21:00	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		460-3040	×	除去食・代替食				
46	ミアヘルサ保育園 ひびき新船橋北	山手1-1-11	75	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		498-9370	×	除去食・代替食				
47	ククルなかよし保育園 一時 P(6台)	夏見2-11-43	150	生後57日～就学前	7:00～21:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		424-0101	○ (私服可)	除去食・代替食				
		備考 一時預かり専用Tel：424-0301 ※令和6年度休止中						
48	夏見台保育園 P(120台)	夏見台2-16-1	60	生後57日～就学前	7:00～19:30 (土曜8:00～19:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		429-7231	○ (私服可)	なし				
		備考 土曜はトレポンテ駅前保育園と共同(実施場所：夏見台保育園) 通園バス有(3歳児以上)						
49	Milky Way International Nursery School 新船橋校 P(7台)	夏見3-20-11	80	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		455-3225	○	除去食				
		備考 アレルギー対応は卵・乳製品のみ						

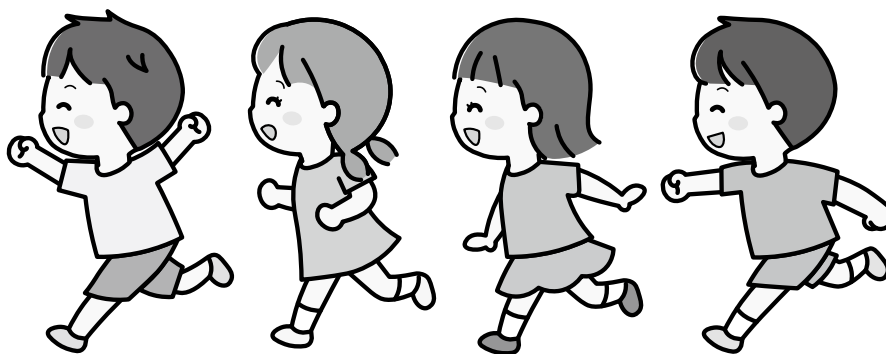
No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
50	しらゆり保育園 P(6台)	北本町2-47-7	100	生後6か月～就学前	7:15～19:15 (土曜7:15～18:15)	7:15～18:15 8:30～16:30	必須	
		422-5051	○ (私服可)	除去食・お弁当持参				
		備考 駐車場：6台の内1台障害者用 アレルギーは状況によりお弁当持参						
51	ベル・ナーサリー P(6台)	行田1-49-1	60	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜8:30～14:30)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		430-0086	×	除去食・お弁当持参				
		備考 土曜はベル・ナーサリー・アスール、プレスクール・ベル、ベル・ナーサリー塚田と共同(実施場所：ベル・ナーサリー・アスール) ※開所日をご確認ください。 ※アレルギーは状況によりお弁当持参						
52	アリスなかよし保育園 一時 P(7台)	西船2-29-28	90	生後57日～就学前	7:00～21:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		436-1212	○ (私服可)	除去食				
		備考 一時預かり専用TEL：436-1215						
53	印内保育園 P(3台)	印内2-2-31	60	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		433-8368	×	なし				
		備考 土曜共同保育実施：実施場所は海神南保育園と隔週で入れ替え						
54	なないろ保育園 P(4台)	行田1-39-5	100	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		407-1201	×	除去食				
		備考 アレルギーは状況によりお弁当持参						
55	あまねの杜保育園 一時 P(8台)	行田2-9-10	160	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		401-5011	×	なし				
		備考 アレルギーは状況によりお弁当持参						
56	塚田こころ保育園 P(15台)	北本町2-41-20	70	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		407-0243	×	除去食・代替食				
57	太陽の子 塚田保育園	行田町352-5	75	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		406-6006	×	除去食・代替食				
58	ラブキッズ P有り	行田3-2-21	70	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		429-1212	×	除去食・代替食				
		備考 アレルギー対応は応相談 通園バスあり(条件有・応相談)						
59	ベル・ナーサリー 塚田 P(6台)	行田1-50-31	150	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜8:30～16:30)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		401-3930	×	除去食・お弁当持参				
		備考 土曜はベル・ナーサリー、プレスクール・ベル、ベル・ナーサリー・アスールと共同(実施場所：ベル・ナーサリー・アスール) ※開所日をご確認ください。 ※アレルギーは状況によりお弁当持参						

 小規模保育事業所 ※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
60	ミアヘルサ保育園 ひびき新船橋第二	山手1-3-17	19	生後57日～2歳児クラス	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		409-9055		除去食・代替食				
		備考 土曜はミアヘルサ保育園ひびき新船橋と共同(実施場所：ミアヘルサ保育園ひびき新船橋)						
61	ひなぎく保育園	海神4-29-10	17	生後57日～2歳児クラス	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		420-3606		除去食・代替食				
		備考 アレルギーは相談により弁当持参の可能性あり						
62	リトル・清和 P(3台)	前貝塚町646-8	15	1歳児クラス～2歳児クラス	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		404-7516		なし				
		備考 アレルギーは状況によりお弁当持参						

 認定こども園 ※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

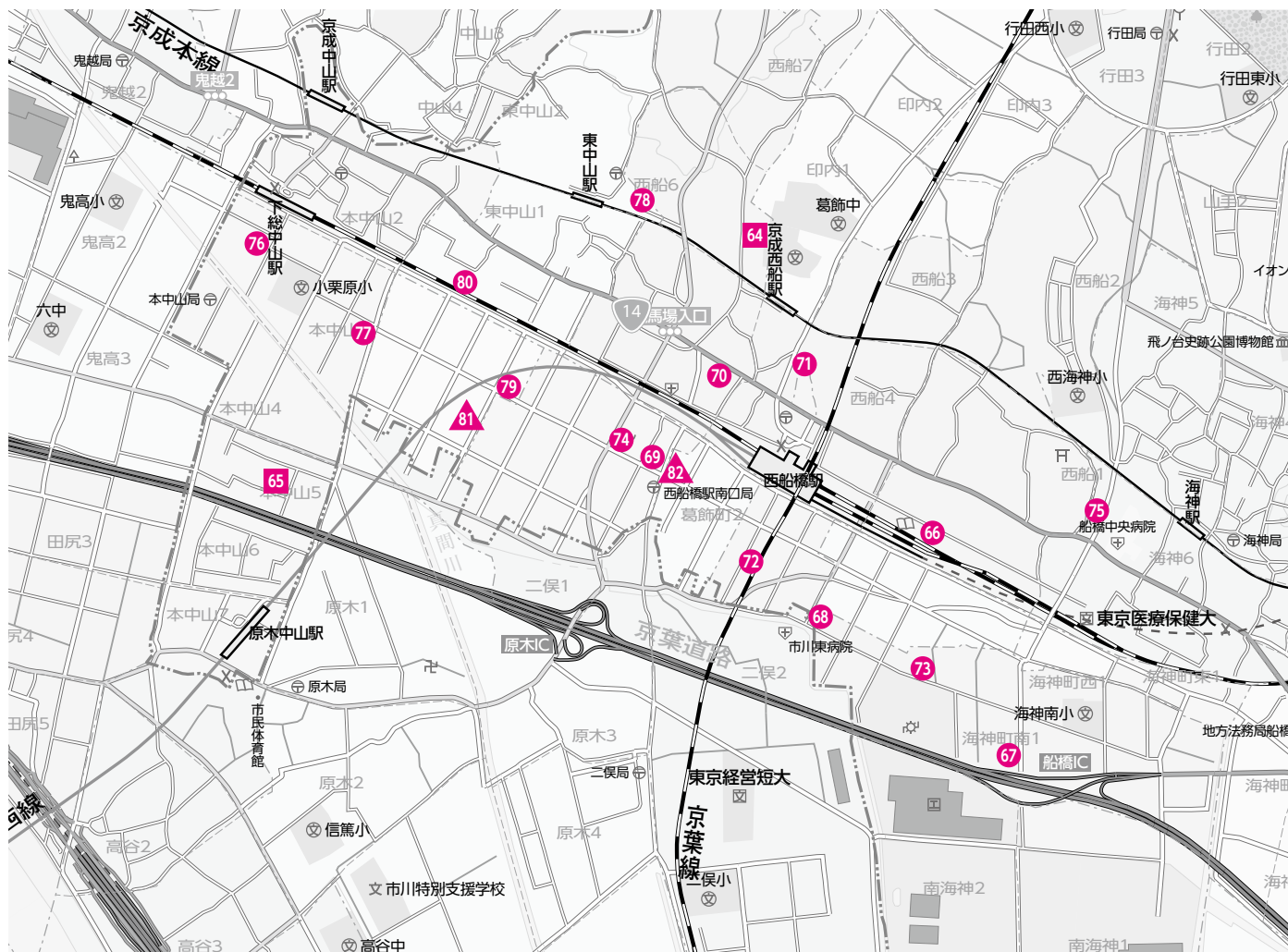
No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
☆63	船橋旭こども園 一時 P(17台)	夏見台5-7-13	150	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		439-0010	○ (3歳児以上)	除去食				
		備考 一時預かり専用TEL：439-5700 ※令和6年度休止中						



Area 3 西船橋駅、本中山周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



公立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
64	西船保育園	西船6-1-24	333-8187	150	
65	本中山保育園	本中山5-6-1	333-6451	155	

私立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
66	西船みどり保育園 一時 P(6台)	西船1-21-50	100	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		435-4152	×	除去食				
		備考 一時預かり専用Tel：435-4165 ※一時預かり令和6年度休止中 ※3歳児クラス以上体操着あり						
67	海神南保育園 P(5台)	海神町南1-1627-2	80	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		411-6543	○ (私服可)	なし				
		備考 土曜共同保育実施：印内保育園と隔週で入れ替え						

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
68	リサ保育園 P(4台)	海神町南1-728	90	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		404-5621	×	除去食・代替食				
		備考 アレルギー対応について必ず事前にご相談ください						
69	えがいの森保育園・にしふなばし	本郷町430	92	生後6か月～就学前	7:30～19:30	7:30～18:30 9:00～17:00	必須 ではない	
		332-0581	×	除去食・代替食				
70	AIAI NURSERY 西船橋	西船5-26-25 2・3階	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須 ではない	
		307-9202	×	除去食				
71	西船橋すきっぷ保育園	西船4-12-20	65	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須 ではない	
		401-6251	×	除去食				
72	たんぼぼ西船橋駅前 保育園	印内631-1	80	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		420-3017	×	除去食・代替食				
73	たんぼぼ海神町南保育園	海神町南 1-1428-20	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		495-6200	×	除去食・代替食				
74	西船橋雲母保育園	本郷町456-1	60	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		709-4300	×	除去食・代替食				
75	そらまめ保育園西船橋	海神6-16-11	75	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00	必須 ではない	
		497-8285	×	除去食				
		備考 アレルギーは軽度のみ対応						
76	中山あけぼの保育園 P(6台)	本中山3-19-3	170	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:15～16:15	必須	
		334-9950	○ (3歳以上)	除去食・代替食				
77	弥生保育園 一時 P(6台)	本中山3-4-18	150	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:15～16:15	必須	
		332-7280	○ (3歳以上)	除去食・代替食				
		備考 一時預かり専用Tel：332-7283						
78	みそら保育園 一時 P(2台)	東中山2-1-20	90	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		302-2505	×	除去食				
79	さくら保育園 一時 病児 P(4台)	二子町474	120	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:15～16:15	必須	
		302-8301	○ (3歳以上)	除去食・代替食				
		備考 一時預かり専用Tel：302-8302 ※令和6年度休止中 病児保育専用Tel：302-8303						
80	グローバルキッズ コトニア西船橋園	東中山1-19-13	90	生後57日～就学前	7:30～20:30	7:30～18:30 9:00～17:00	必須	
		336-6661	×	除去食				

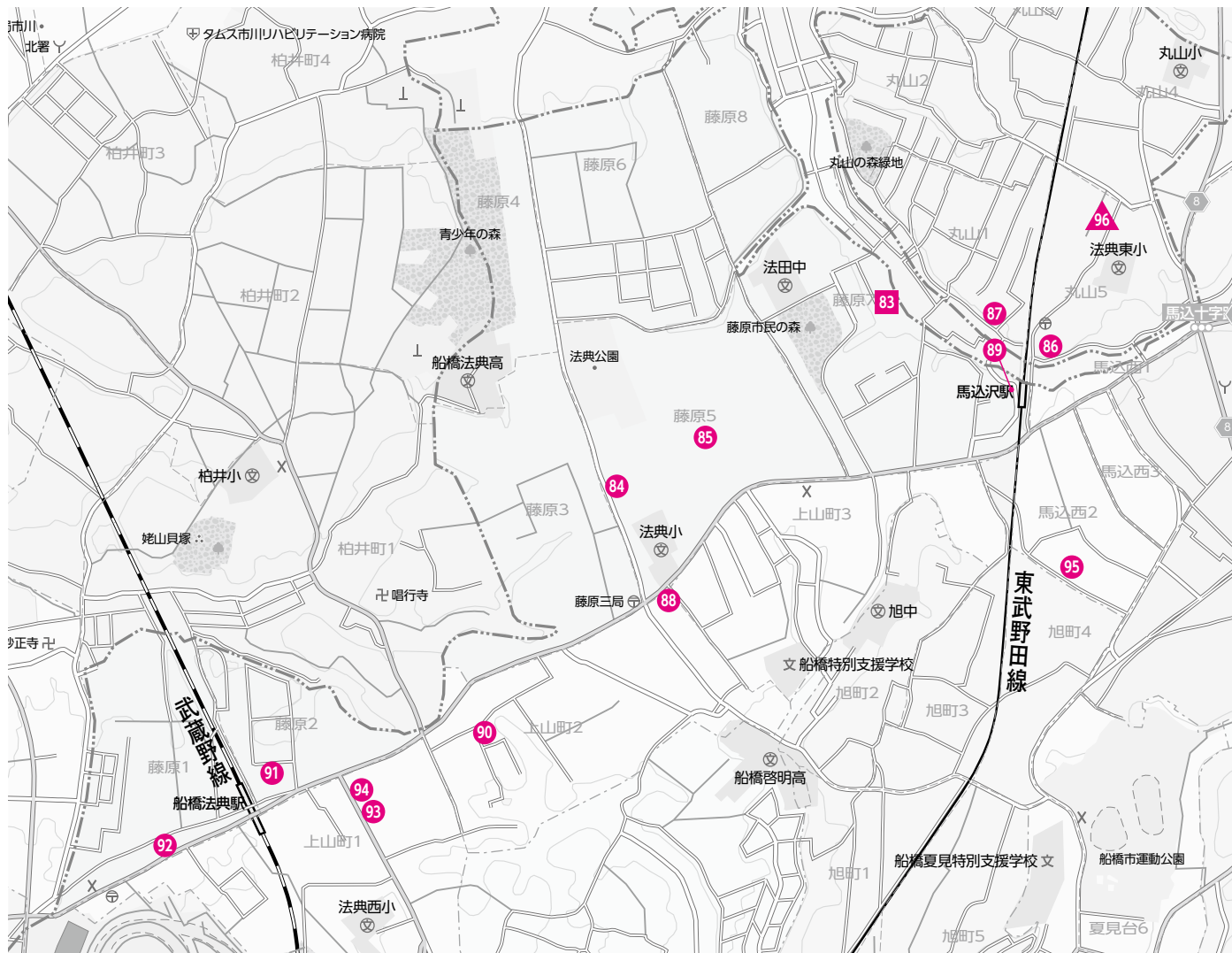
小規模保育事業所 ※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
81	Gakkenほいくえん 西船橋	二子町610	19	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		302-7761		除去食				
82	リップル保育園西船橋 P(2台)	葛飾町2-378-7	19	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		401-5567		除去食				
		備考 R7.4月より受入年齢 生後6か月～2歳児クラス						

Area 4 馬込沢駅・藤原、船橋法典駅周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



公立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
83	若葉保育園 P(7台)	藤原7-41-1	439-0472	163	駐車場内1台障害者用スペース

私立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

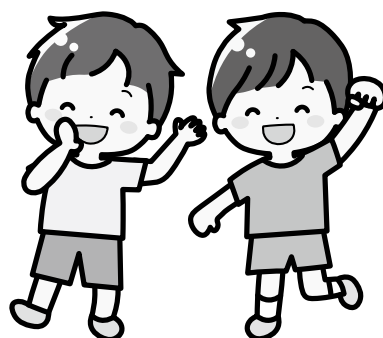
No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
84	てまり保育園 P(10台)	藤原5-4-39	130	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	8:00～19:00 8:30～16:30	必須	
		438-0073	○ (3歳以上)	除去食				
		備考 アレルギーは状況により弁当持参						
85	ロータス保育園 P(20台)	藤原5-23-2	60	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		439-6663	×	除去食				

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
86	丸山旭保育園 一時 P(6台)	丸山5-33-25	80	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		438-3383	○ (3歳児以上)	除去食				
		備考 一時預かり専用Tel：438-3385 ※令和6年度休止中						
87	船橋光の子保育園 P(4台)	丸山1-3-3	50	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		406-7055	○ (3歳以上)	除去食・代替食				
88	船橋馬込沢雲母保育園 P(4台)	上山町2-487-1	60	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		430-2424	×	除去食・代替食				
89	オーチャード・キッズ 船橋馬込沢園	藤原7-3-1 東信馬込沢ビル5F	43	生後4か月～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:30)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		468-8833	×	除去食				
		備考 アレルギー対応は小麦、卵、乳製品のみ						
90	ローゼンかみやま保育園 一時 P(6台)	上山町2-288-1	90	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		406-6010	×	除去食				
		備考 一時預かり専用Tel：401-6291						
91	こでまり保育園 P(4台)	藤原2-2-22	60	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	8:00～19:00 8:30～16:30	必須	
		703-7700	○ (1歳以上)	除去食				
		備考 アレルギーは状況により弁当持参						
92	船橋法典すきっぷ保育園 P(3台)	藤原1-3-10	65	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須 ではない	
		382-5917	×	除去食				
93	AIAI NURSERY 船橋法典 P(3台)	上山町1-223-4	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須 ではない	
		382-5357	×	除去食				
94	船橋うめのき保育園	上山町1-225-3	60	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		710-5431	×	除去食				
95	船橋馬込公園前 雲母保育園 P(4台)	馬込西2-6-10	60	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		429-5070	×	除去食・代替食				

小規模保育事業所

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

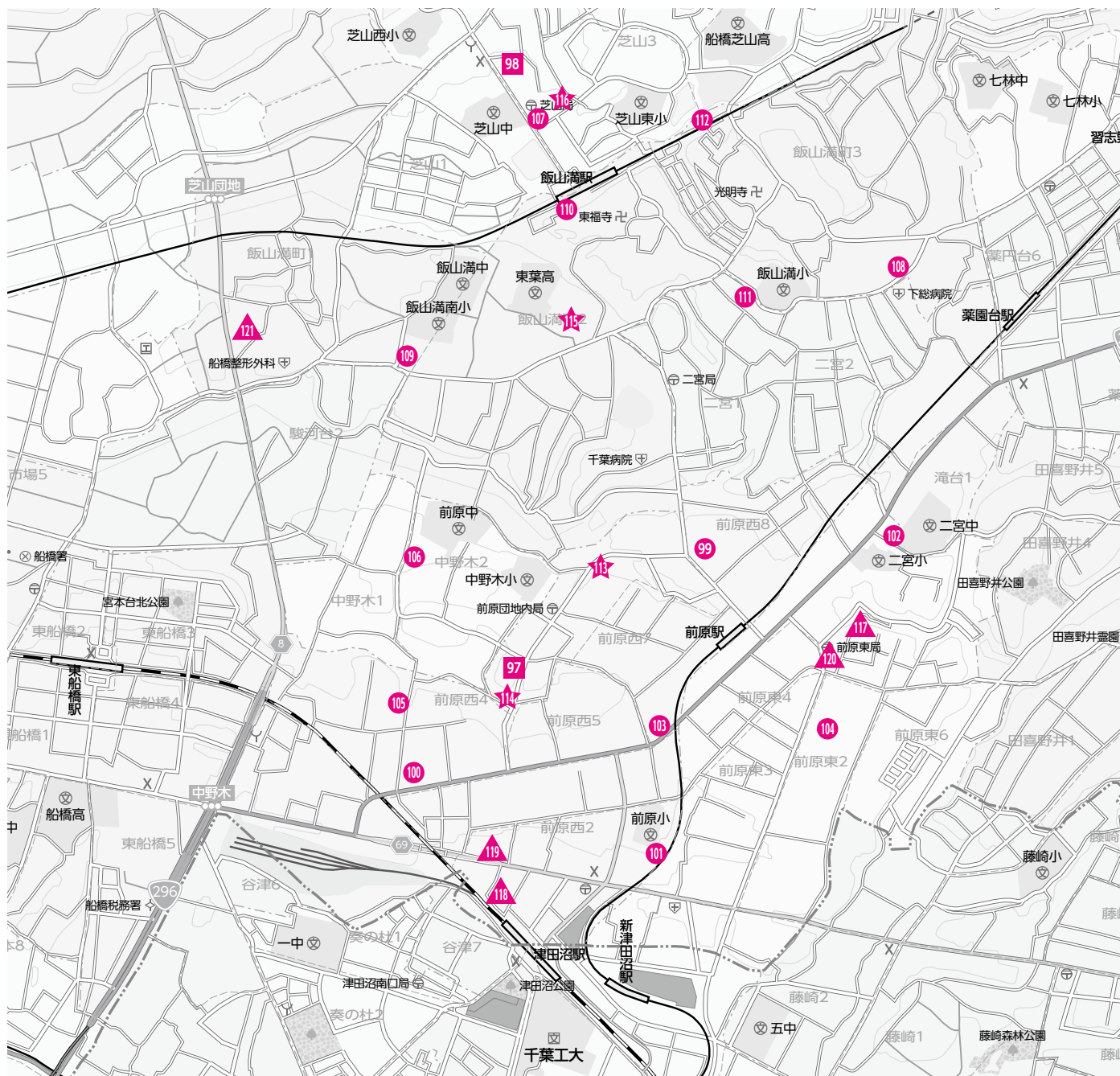
No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
96	健伸むぎの子保育園 P(3台)	丸山5-15-15	19	生後8か月～2歳児クラス	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		404-8746		除去食				



Area 5 前原、芝山・飯山満周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



公立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
97	二宮保育園	前原西6-1-12	472-1097	195	
98	芝山第一保育園 P(4台)	芝山3-10-4	462-7575	183	



※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
99	前原保育園 P(5台)	前原西8-23-5	90	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須 ではない	
		465-2429	×	除去食				
100	前原ひまわり保育園 一時 P(10台)	前原西4-18-19	110	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		474-7788	×	除去食				
101	たちばな保育園 P(4台)	備考欄参照	130	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		470-3745	×	除去食・代替食				
		備考 ・前原西2-25-13(びよびよ館:0～1歳クラス) ・前原西2-24-10(きらきら館:2～4歳クラス) ・前原西2-24-7(にここ館:5歳クラス)						
102	船橋ハーモニー保育園 P(7台)	前原東5-8-8	105	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須 ではない	
		429-8802	×	除去食・代替食				
103	ゆめのもり保育園	前原西7-1-19	60	生後57日～就学前	7:30～19:30 (土曜7:30～19:00)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
		406-4700	×	除去食・代替食				
		備考 通園バスあり(3歳以上)						
104	ゆめわかば保育園 P(3台)	前原東2-18-41	70	生後57日～就学前	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
		406-4421	×	除去食・代替食				
		備考 駐車場利用については要相談						
105	京進のほいくえん HOPPA前原西	前原西4-12-15	70	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須 ではない	
		489-5260	×	除去食・代替食				
106	東船橋ひなた保育園 P(5台)	中野木2-31-13	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～18:00)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
		409-9830	×	除去食				
		備考 土曜日の標準時間7:00～18:00 土曜日の短時間8:00～16:00						
107	かもめ保育園 芝山分園 P(備考欄参照)	芝山3-10-8 (船橋市芝山出張所2階)	29	生後57日～2歳児クラス	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須 ではない	
		456-4353	×	卵の軽度のみ				
		備考 ・土曜はかもめ保育園と共同(実施場所：かもめ保育園) ・通園バスあり(3歳以上で本園・分園間の運行のみ) ・駐車場は芝山出張所の駐車場をご利用ください						
108	はさま保育園 P(8台)	飯山満町3-1512-1	115	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		467-1999	×	除去食				
		備考 アレルギー対応は卵・乳製品・小麦のみ、それ以外は弁当持参						
109	なの花保育園 P(6台)	飯山満町1-967-1	90	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		405-9512	×	除去食				
		備考 アレルギー対応は卵の軽度						
110	シーガル保育園 一時 P(3台)	飯山満町2-1007-1	120	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		404-7611	×	卵の軽度のみ				
		備考 一時預かり専用TEL：404-8600						
111	まなびの森保育園 飯山満 P(3台)	二宮1-71-30	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		466-7788	×	除去食・代替食				
112	トット保育園はさま P(7台)	飯山満町3-1345-1	67	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須 ではない	
		404-3504	×	除去食				

V. 認可保育施設情報について

認定こども園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
★	認定こども園おひさま	前原西6-1-64	80	生後6か月～就学前	7:30～19:00 (土曜8:00～19:00)	8:00～19:00 8:30～16:30	必須	
		476-7802	○ (3歳以上)	除去食・代替食				
		備考 定員：1号認定20名・2.3号認定60名						
★	モンテッソーリたんぽぽ 子供の家 P(3台)	前原西4-30-22	41	3歳児クラス～就学前	7:30～18:30	7:30～18:30 9:00～17:00	必須	
		478-9172	×	弁当持参				
		備考 定員：1号認定21名・2号認定20名						
★	認定こども園 不二幼稚園 P(数十台)	飯山満町2-666	318	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		466-2925	○ (3歳以上)	除去食				
		備考 ・定員：1号認定180名・2.3号認定138名 ・通園バスあり(1号認定のみ) ・アレルギーは卵・乳製品・甲殻類のみ						
★	認定こども園 栄光幼稚園	芝山3-10-9	165	3歳児クラス～就学前	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
		464-8084	○ (体操服)	除去食				
		備考 定員：1号認定105名・2号認定60名 アレルギーは状況により弁当持参						

小規模保育事業所

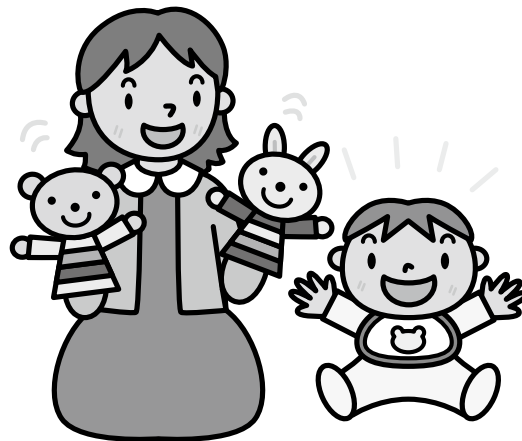
※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
117	保育ルームキューティー P(2台)	前原東5-18-4 427-7643	19	生後57日～2歳児クラス 除去食	7:30～19:00 (土曜7:30～18:30)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
118	京進のほいくえん HOPPA 津田沼園	前原西2-7-9 三真ビル2F 409-9571	19	生後57日～2歳児クラス 除去食・代替食	7:30～19:30 (土曜7:30～18:30)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
119	りりぱっとナーサリー 津田沼園 P(1台)	前原西2-44-10 405-2331	19	生後57日～2歳児クラス 除去食	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
120	前原ベイビーズ保育園 P(2～3台)	前原東5-16-15 411-9185	19	生後57日～2歳児クラス 代替食	7:30～19:00 (土曜7:30～18:30)	7:30～18:30 9:00～17:00	必須 ではない	
121	神明キッズナーサリー P(十数台)	飯山満町1-640-3,11 406-3336	18	1歳児クラス～2歳児クラス 除去食	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
備考 駐車場は幼稚園と共用								



見学の際にここを見よう！聞いてみよう！（以下は例です。全ての確認を推奨するものではありません。）

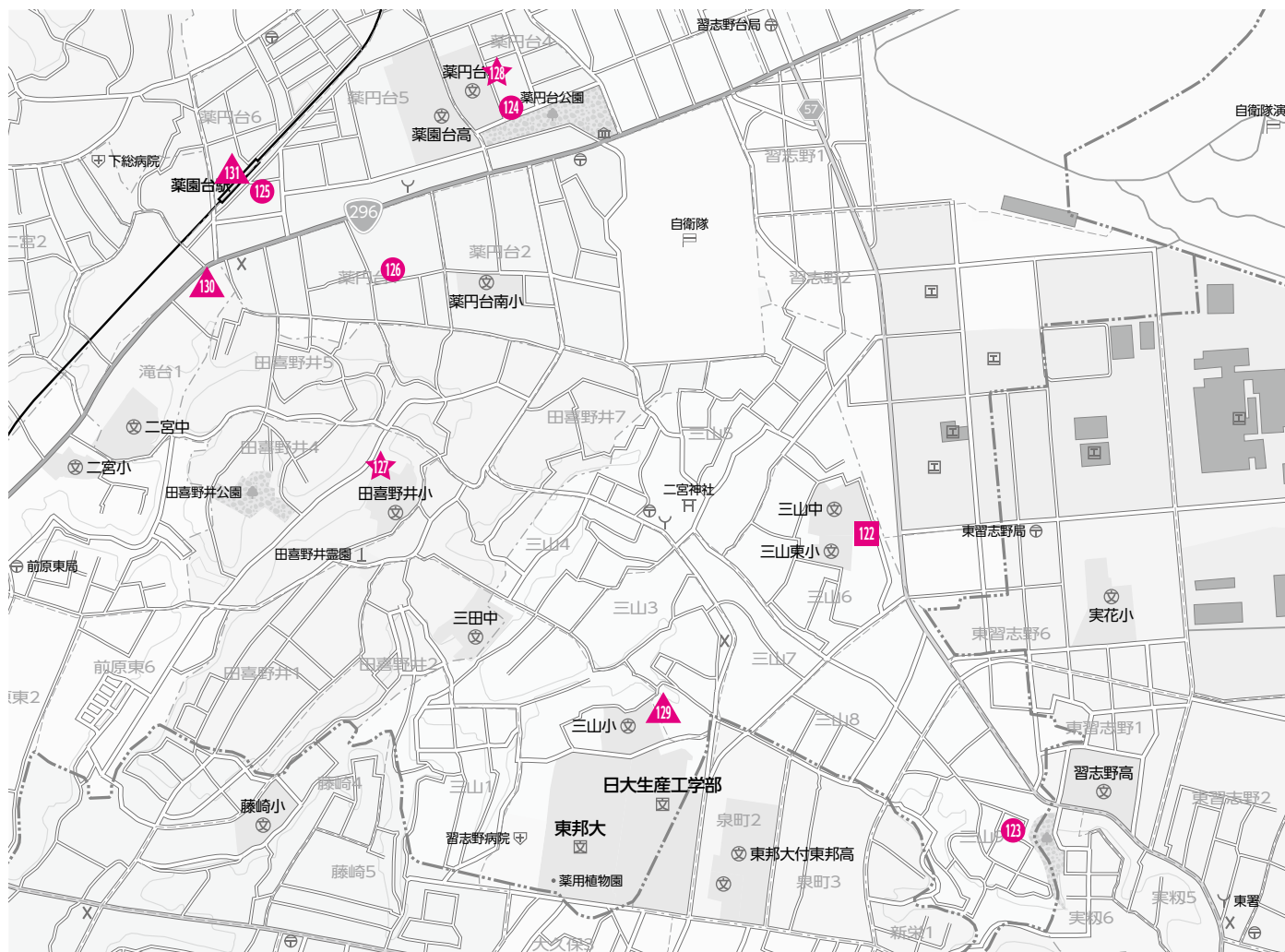
- 自宅からの所要時間、通いやすいか
- お散歩で行ける公園が近くにあるか
- 園庭はあるか、ない場合の外遊びの方法
- 施錠などセキュリティ管理
- ベビーカーや自転車は置けるか
- ロッカーの大きさ（抱っこ紐は置けるか等）
- 先生の子どもに対する接し方
- 延長保育の利用条件はあるか
- 調理室があるか、外注か
- アレルギー対応
- 延長保育の場合のおやつや夕食の提供
- オムツやおしり拭きは持ち込みか
- 使用済みオムツは園で処分か、持ち帰るか
- 布団やコットのシーツは持参するか
- 日々の持ち物
- 保育理念や方針
- 年間の行事
- リトミックや英語などの教室はあるか
- 夏はプールや水遊びをするか
- 運動会・発表会などの行事はいつあるか
- ならし保育はどのように行うか
- 病気や発熱の際の登園の目安
- 保育の様子を確認できるツールは何か



Area 6 三山、薬円台周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



公立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
122	三山保育園 P(6台)	三山6-26-26	476-2701	162	駐車場内1台障害者用スペース

私立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
123	三山つくし保育園 P(5台)	三山9-31-7 473-4435	143 ○	生後57日～就学前 除去食	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
124	めぐみ保育園 P(4台)	薬円台4-6-1 466-0566	222 ○	生後6か月～就学前 除去食・代替食	7:30～19:00 (土曜7:30～15:30)	7:30～18:30 8:00～16:00	必須	
備考 制服は2歳以上・夏季私服								

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
125	薬園台・学びの保育園 P(4台)	薬園台5-6-7	71	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 9:00～17:00	必須	
		402-4680	×	除去食				
		備考 駐車場：園舎前は小型車のみ2台						
126	にじいろ保育園薬園台	薬園台1-24-1	77	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須 ではない	
		402-4033	×	除去食				

認定こども園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
★127	田喜野井旭こども園 一時 P(7台)	田喜野井4-30-12	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		456-3180	○ (3歳児以上)	除去食				
		備考 一時預かり専用Tel：456-3190 お問い合わせ時間(平日13：00～14：00)						
★128	幼保連携型認定こども園 大浜幼稚園	薬円台4-6-3	208	1歳児クラス～就学前	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		466-5720	○	除去食・代替食				
		備考 1号定員：130名・2.3号定員：78名 ・通園バスあり(3歳以上) ・アレルギー対応は卵・乳製品・ソバのみ						

小規模保育事業所

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

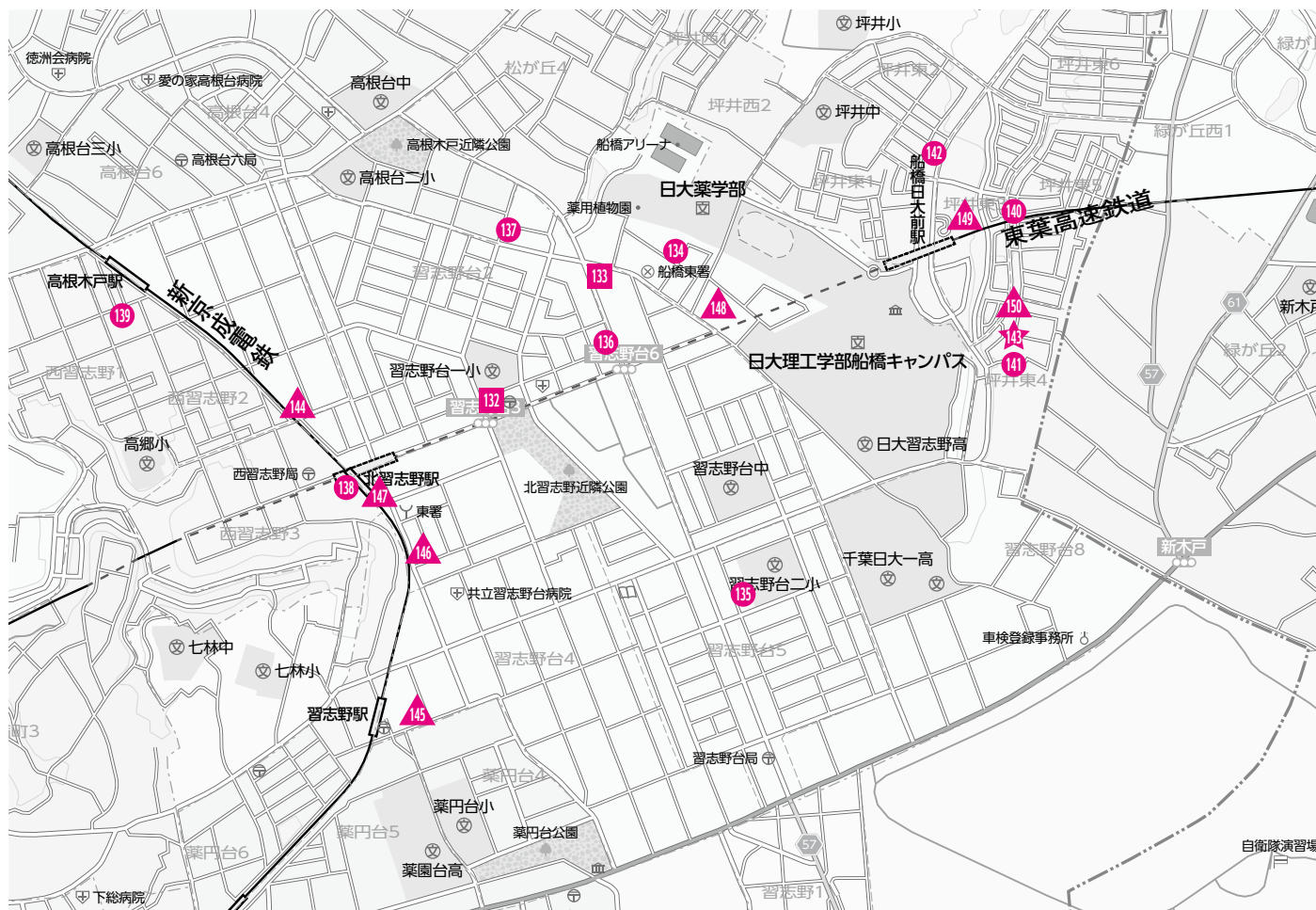
No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
129	すずらん保育園 P(4台)	三山3-39-2	19	生後8か月～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		409-9541		除去食				
130	ひだまり滝台保育園 P(4台)	滝台1-12-12	18	生後57日～2歳児クラス	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
		436-8840		除去食・代替食				
		備考 土曜はひだまり保育園と共同(実施場所：ひだまり滝台保育園)						
131	ひだまり保育園	薬円台6-1-1 薬園台駅2F	18	生後57日～2歳児クラス	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30	必須 ではない	
		404-8511		除去食・代替食				
		備考 土曜はひだまり滝台保育園と共同(実施場所：ひだまり滝台保育園)						



Area 7 習志野台、坪井周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



公立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
132	習志野台第一保育園	習志野台2-50-3	465-4124	248	駐車場：障害者用スペース1台
133	習志野台第二保育園 P(2台)	習志野台6-7-1	464-3818	152	

私立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
134	アンデルセン保育園 P(14台)	習志野台7-8-21	120	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		462-8111	○	応相談				
		備考 土曜はアンデルセン第二保育園と共同(実施場所：アンデルセン第二保育園) ・3歳以上体操服使用						
135	アンデルセン第二保育園 一時 休日 P(5台)	習志野台5-43-3	70	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		468-4686	○	応相談				
		備考 土曜はアンデルセン保育園と共同(実施場所：アンデルセン第二保育園) ・3歳以上体操服使用 一時預かり専用Tel：468-4673・休日保育専用Tel：468-4684						

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
136	まこと保育園 分園 P(4台)	習志野台2-73-9	29	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		465-0230	×	除去食				
		備考 アレルギー対応は応相談(卵・乳製品のみ)						
137	アポロンの丘 P(8台)	習志野台2-59-22	48	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		404-5427	×	卵の軽度のみ				
		備考 R7.4より標準時間7:00～18:00						
138	AIAI NURSERY 北習志野	西習志野3-27-7	56	生後57日～就学前	7:30～20:00 (土曜7:30～18:30)	7:30～18:30 9:00～17:00	必須 ではない	
		404-7771	×	除去食				
139	船橋こどもの木保育園 P(2台)	西習志野2-6-1	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須 ではない	
		468-8207	×	除去食				
140	美しが丘保育園 P(6台)	坪井東5-18-30	70	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		457-8806	×	除去食・代替食				
141	ナーサリー木の実 P(6台)	坪井東4-7-60	90	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		497-8457	×	除去食				
		備考 スモック・制帽有。土曜日はナーサリー木の実、木の実幼稚園、プリスクール木の実、3園で合同保育(実施場所：木の実幼稚園、ナーサリー木の実)						
142	アートチャイルドケア 船橋くれよん保育園 P(3台)	坪井東2-13-27	60	1歳児クラス～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須 ではない	
		460-9926	×	除去食				
		備考 アレルギー対応は卵・乳製品のみ						

認定こども園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
★	幼保連携型認定こども園 木の実幼稚園 P(33台)	坪井東4-7-1	270	3歳児クラス～就学前	7:30～18:30 (土曜7:00～18:00)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		457-2055	○	対応不可				
		備考 1号定員：240名・2号定員：30名。アレルギーの場合はお弁当持参。通園バスあり。 土曜日はナーサリー木の実、木の実幼稚園、プリスクール木の実、3園で合同保育(実施場所：木の実幼稚園、ナーサリー木の実)						

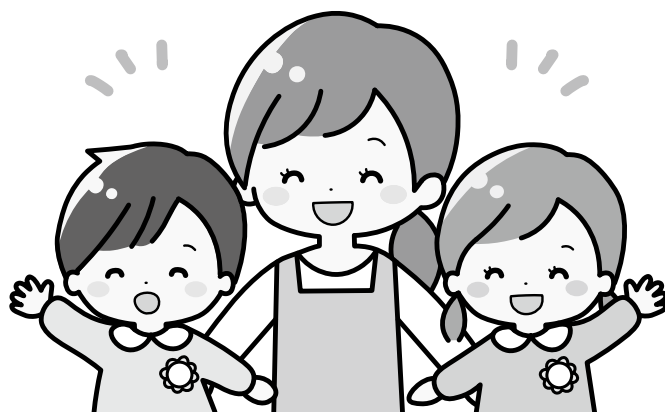
小規模保育事業所

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
144	クレヨンキッズ 北習志野園 P(1台)	習志野台1-34-25	19	1歳児クラス～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		456-4440		除去食				
		備考 土曜はクレヨンキッズ八千代緑が丘園と共同(実施場所：クレヨンキッズ北習志野園)						
145	ひかり保育園 P(2台)	習志野台4-3-9	18	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		456-6370		除去食				
146	すくすく北習志野 ほいくえん	習志野台3-17-16	19	生後4か月～2歳児クラス	7:30～19:00 (土曜7:30～18:30)	7:30～18:30 9:00～17:00	必須	
		769-7739		除去食				

V. 認可保育施設情報について

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
147	保育ステーション ハミングバード	習志野台3-1-1 エキタきたなら3階 401-4795	19	1歳児クラス～2歳児クラス 軽度の卵のみ 応相談	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
148	スクルドエンジェル 保育園船橋日大前園 P(8台)	習志野台7-14-19 401-1429	19	生後57日～2歳児クラス 乳・卵製品の除去・代替食	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
備考 アレルギー対応:その他は要相談 R7.4月より土曜日の開所時間 7:00～18:00								
149	小規模保育所 リトルキディ	坪井東3-10-1 グランソシア船橋 芽吹の杜内 436-8011	19	生後57日～2歳児クラス 除去食・代替食	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
備考 アレルギーは状況により弁当持参								
150	プリスクール木の実	坪井東4-7-4 401-2873	18	1歳児クラス～2歳児クラス 除去食(卵・乳)	7:30～18:30 (土曜7:00～18:00)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
備考 アレルギー(乳・卵)軽度のみ対応。土曜日はナーサリー木の実、木の実幼稚園、プリスクール木の実、3園で合同保育(実施場所:木の実幼稚園、ナーサリー木の実)								



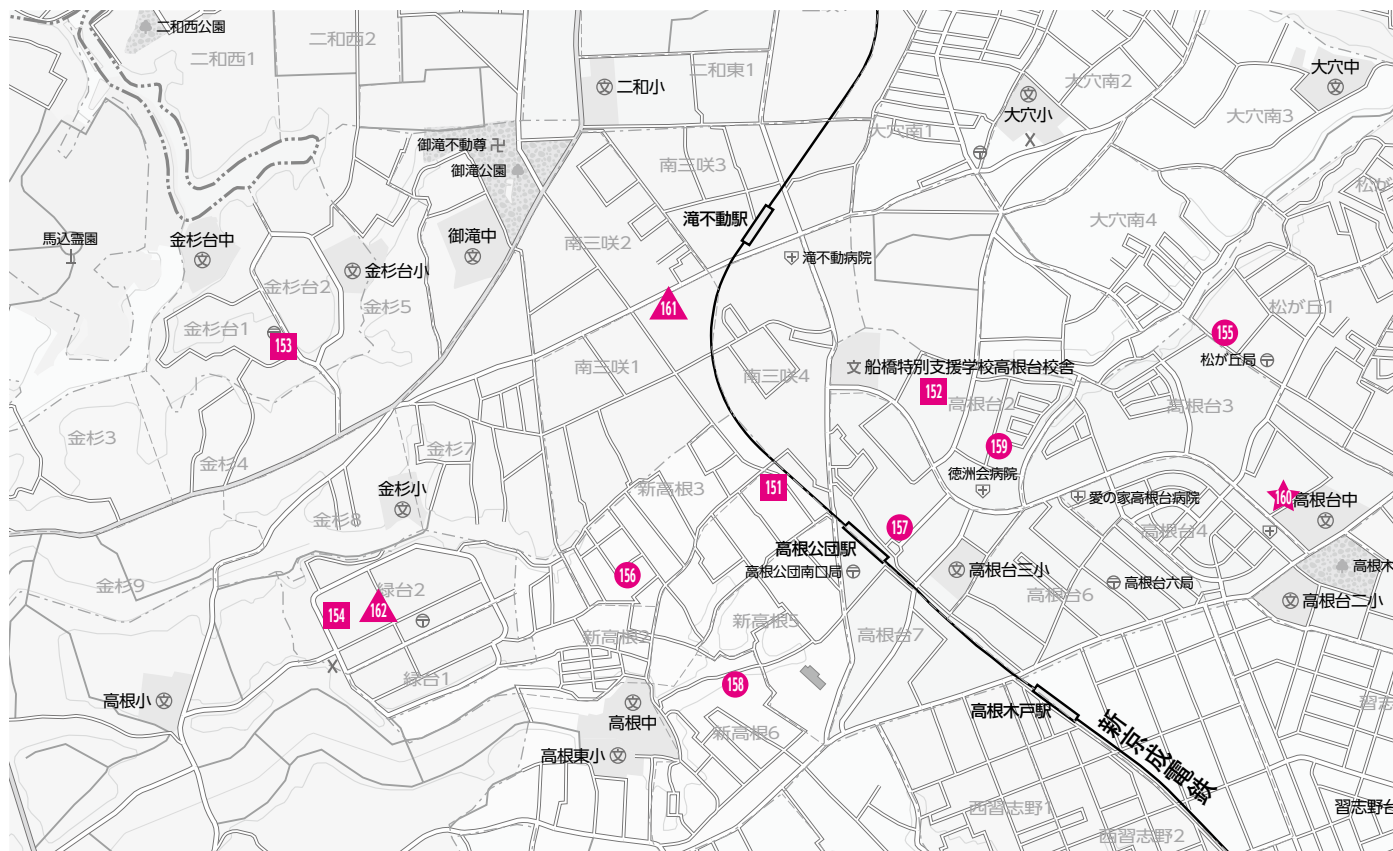
MEMO

V. 認可保育施設情報について

Area 8 高根台・新高根、金杉周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



🎵 公立保育園 🎵

※定員について：各施設の状態により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
151	高根保育園 P(5台)	新高根4-19-2	463-1418	165	
152	高根台保育園 P(6台)	高根台2-2-2	466-2611	200	
153	金杉台保育園 P(4台)	金杉台1-1-6	447-0022	120	駐車場内1台障害者用スペース
154	緑台保育園 P(12台)	緑台2-4-11	447-9122	120	駐車場内1台障害者用スペース

🌸 私立保育園 🌸

※定員について：各施設の状態により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
155	ひばり保育園 P(4台)	松が丘1-33-4 466-5915	120 ○ (私服可)	生後57日～就学前 除去食	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須 ではない	
156	杉の子保育園 P(11台)	新高根3-8-1 465-2336	120 ○ (私服可)	生後57日～就学前 除去食	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
備考 アレルギー対応は卵・乳のみ								

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
157	たかね台ベビーホーム P(3台)	高根台1-9-23-201	30	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		465-1100	×	除去食				
		備考 アレルギー対応は卵・牛乳のみ						
158	かもめ保育園 P(3台)	新高根6-43-3	90	生後57日～就学前	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00	必須 ではない	
		466-5553	×	卵の軽度のみ				
		備考 土曜はかもめ保育園分園と共同(実施場所：かもめ保育園)						
159	高根台グリーンキディ 保育園 P(4台)	高根台2-10-5	78	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～19:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		465-5900	○	除去食				
		備考 3歳以上は体操服使用。アレルギー対応は卵・乳製品のみ						

認定こども園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
160	高根台文化こども園 P(6台)	高根台3-3-2	210	1歳児クラス～就学前	7:00～19:00 (土曜7:30～18:30)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		466-2511	×	除去食・代替食				
		備考 定員：1号認定105名、2.3号認定105名。通園バスあり(3歳以上)						

小規模保育事業所

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
161	太陽の子 船橋三咲保育園 P(10台)	南三咲1-20-10 1F	19	生後57日～2歳児クラス	7:30～20:00	7:30～18:30 8:30～16:30	必須	
		440-6585		除去食				
162	サンヴェルデ保育園 P(5台)	緑台 2-4-17	19	1歳児クラス～2歳児クラス	7:30～19:00 (土曜8:00～19:00)	7:30～18:30 9:00～17:00	必須 ではない	
		402-2270		除去食				
		備考 土曜の標準時間 8:00～19:00						

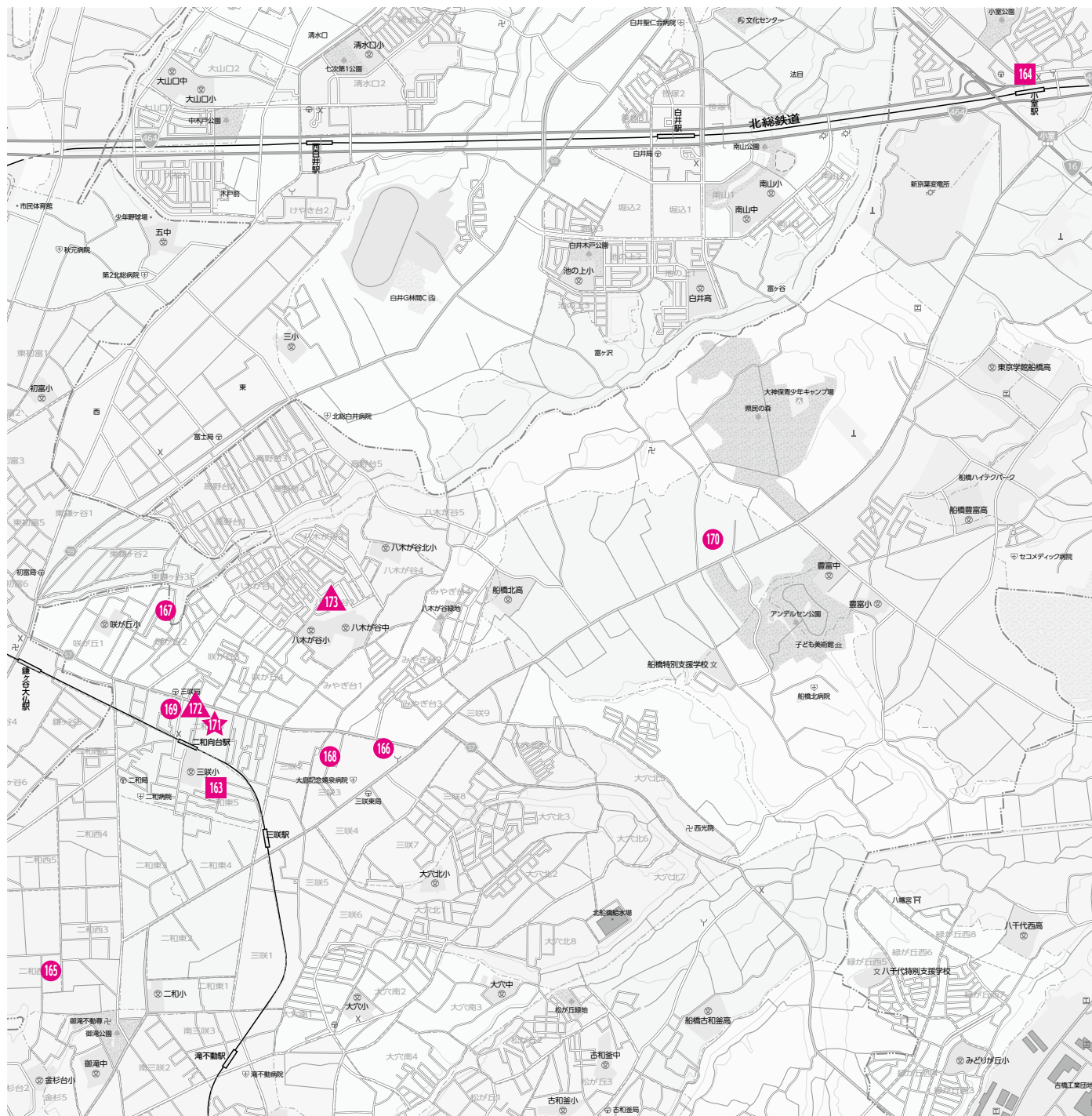


V. 認可保育施設情報について

Area 9 二和・三咲、神保町・豊富町、小室周辺

■…公立保育園 ●…私立保育園 ★…認定こども園 ▲…小規模保育事業所

「認可保育園マップ」は
ここからアクセス



♪ 公立保育園 ♪

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

公立保育園の共通事項はP25をご覧ください。

No.	保育施設名称	住所	電話番号	定員	備考
163	二和保育園 P(6台)	二和東5-50-1	447-0801	147	駐車場内1台障害者用スペース
164	小室保育園 P(7台)	小室町3305	457-1717	120	

私立保育園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
165	あすなろ保育園 一時 P(20台)	二和西2-6-1	120	生後57日～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		447-0023	○ (3歳以上)	除去食・代替食				
		備考 一時預かり令和6年度休止中						
166	三咲小鳩保育園 P(200台)	三咲3-6-2	300	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		447-7612	○ (私服可)	代替食 お弁当持参				
		備考 通園バスあり(3歳以上)						
167	やまびこ保育園 P(10台)	咲が丘2-11-5	160	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:30)	7:00～18:00 8:20～16:20	必須	
		449-0225	○	代替食 お弁当持参				
		備考 アレルギーは要相談、状況によりお弁当持参						
168	船橋あおぞら保育園 P(7台)	三咲3-12-55	60	生後57日～就学前	7:00～20:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		407-9870	×	除去食				
		備考 アレルギー対応は卵の軽度						
169	船橋あおぞら保育園 分園	二和東6-16-10 エバラビル2F	15	生後57日～2歳児クラス	7:00～20:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		440-8977	×	除去食				
		備考 アレルギー対応は卵の軽度						
170	まこと保育園 一時 P(20台)	神保町275-34	150	生後57日～就学前	7:00～19:00 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		457-1685	○ (私服可)	除去食				
		備考 通園バスあり(3歳以上) アレルギー対応は卵・乳製品のみ						

認定こども園

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号	制服	アレルギー対応				
★	二和ひつじこども園 P(7台)	二和東6-23-21	144	3歳児クラス～就学前	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30	必須	
		447-2041	×	代替食				
		備考 定員：1号認定60名・2号認定84名 ・通園バスあり ・アレルギー対応は卵・乳製品・エビ・カニのみ						

小規模保育事業所

※定員について：各施設の状況により、実際の受け入れ人数は定員どおりとならない場合があります。

No.	保育施設名称	住所	定員	受入年齢	開所時間	上段：標準時間 下段：短時間	事前 見学	園HP
		電話番号		アレルギー対応				
172	キッズランド未来 P(3台)	二和東6-18-27 山和ビル1F	19	生後57日～2歳児クラス	7:00～19:30 (土曜7:00～18:00)	7:00～18:00 8:00～16:00	必須	
		448-7735		除去食				
		備考 アレルギー対応は卵のみ						
173	やきがやなかよし保育園 P(50台)	八木が谷2-18-1	19	1歳児クラス～2歳児クラス	7:30～18:30	7:30～18:30 8:00～16:00	必須	
		498-9367		除去食				
		備考 アレルギー対応は卵・乳製品・甲殻類のみ						

V. 届け出ている内容に変更があった場合の手続きについて

1. ご家庭やお仕事の状況が変わった場合（在園中の方及び待機中の方）

ホームページからダウンロード可能な書類はP80を参照。

- ご家庭やお仕事などの状況が変わったときは、必ず書類を提出してください。
- 届出内容に応じて、利用調整を行う際に必要な基本点や調整点の変更を行います。
- 申込み時と保育園利用決定時で就労などの実態に差異があるときは、保育園の利用承認が取消しとなります。書類が間に合わない場合や、利用開始後に変更する予定の場合は必ず事前にご相談ください。

(1) 全員が提出する書類

【書類名】船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届(変更届)

- 保育園を利用する内容に変更があったときに必要な書類です。
- 変更内容が下表の場合は、この書類のみ提出。

変更内容	提出期限(以下の月の最終開庁日)
住所、氏名、連絡先	変更のあった月
保育必要量	変更を希望する月の前月
家族構成(下の子が生まれたなど)	変更のあった月

(2) 該当する方のみ提出する書類

①「保育を必要とする事由」に変更があった場合(受理した翌月から事由を変更)

変更内容	必要書類
退職して求職活動をはじめる	なし(変更届のみご提出ください)
就労を開始する	●就労証明書(月64時間以上の就労が必要となります)
別の会社に転職する	●転職先の就労証明書(月64時間以上の就労が必要となります)
就労条件を変更する (日数・時間など)	●就労証明書 (変更後のもので、月64時間以上の就労が確認できるもの)
病気・障害になった	●主治医の意見書または障害者手帳の写し (身体障害者手帳 、 療育手帳 、 精神保健福祉手帳 の所持者は「主治医の意見書」は不要です。)
親族等の介護・看護をする	●介護保険被保険者証(要介護状態区分の認定を受けたもの)または主治医の意見書 ●介護・看護状況説明書(主治医の意見書の裏面にあります)
就学をする	●在学証明書等 ●カリキュラム
次の子を妊娠した	●母子健康手帳の写し(父母の名前及び分娩予定日の記入ページ)
下の子の育児休業(休暇)を取得する	●就労証明書または育児休業証明書

②「家族構成・居住実態」に変更があった場合

変更内容	必要書類
離婚し、住民登録上別居	●離婚届受理証明書または戸籍謄本(離婚成立日と親権者が記載されているもの)
離婚調停中で別居	●申立書の写し、呼び出し状、または事件係属証明書 ※離婚成立後は戸籍謄本(離婚成立日と親権者が記載されているもの)を速やかに提出してください ※離婚協議中は該当しません
婚姻	●戸籍謄本(養子縁組の状況を確認します) ※養子縁組の状況によりその他の書類が必要になります。詳細は保育入園課にお問い合わせください。
離婚したままだが、別居していた元配偶者と同居	(同居者の) ●保育を必要とする事由の確認書類(就労証明書など) ●保育料を算定するための書類(住民税課税証明書など)
別居していた祖父母と同居(待機中の方のみ)	(同居祖父母の) ●保育を必要とする事由の確認書類(就労証明書など) ※65歳未満の祖父母に限ります

③「児童の状況」に変更があった場合

変更内容	必要書類
認可外保育施設の利用を開始した	●保育施設利用証明書 (月64時間以上常態として利用している場合)

- ・認可外保育施設の利用を辞めた場合は「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」にその旨を記載して提出してください。
- ・児童の預け先の変更に伴い、保護者の就労状況も変更した場合は併せて変更書類を提出してください。

2. 希望施設を追加、もしくは変更したい場合(待機中の方)

利用申し込みできる保育所等は最大10施設です。

以下の書類を、変更希望月の申し込み締切日(P9参照)までに保育入園課窓口または郵送でご提出ください(締切日必着)。保育入園課メールフォームよりメールを送信してご提出いただくことも可能です。

提出方法	必要書類(項目)
保育入園課窓口または郵送	●保育所等利用申込の希望変更届(※この冊子の最後に綴じ込んであります。) ※下記項目を記載した任意様式でもかまいません。
保育入園課あてにメール	●「児童氏名・生年月日」、「保護者氏名」、「連絡先」、「変更を希望する月」、「これまでの第1希望施設」、「変更後の希望施設(希望順位がわかるように)」、「希望した施設を見学したか(施設ごと)」を記載してください。 ●きょうだい同時に申込内容を変更する方は、児童氏名欄にきょうだいを併記し、きょうだいの組み合わせ(「きょうだい同時利用かつ同園利用希望」など)についても明記してください。 ●メール送信後、当課へ受信確認のお電話をください。

3. 利用希望月を変更したい場合（待機中の方）

- 利用希望月は3か月先までを限度としての変更が可能です。
- 以下の書類を、変更希望月の申込み締切日（P9参照）までに保育入園課窓口または郵送でご提出ください。（締切日必着）
- 保育入園課あてにメールを送信してご提出いただくことも可能です。

提出方法	必要書類（項目）
保育入園課窓口または郵送	● 保育所等利用申込の希望変更届 ※下記項目を記載した任意様式でもかまいません。
保育入園課あてにメール	● 「児童氏名・生年月日」、「保護者氏名」、「連絡先」、「変更を希望する月」、「これまでの第1希望施設」、「変更後の希望施設（希望順位がわかるように）」、「希望した施設を見学したか（施設ごと）」を記載してください。 ● きょうだい同時に申込内容を変更する方は、児童氏名欄にきょうだいを併記し、きょうだいの組み合わせ（「きょうだい同時利用かつ同園利用希望」など）についても明記してください。 ● メール送信後、当課へ受信確認のお電話をください。

★保育入園課あてメール★

スマートフォンから操作できます



船橋市トップページ ▶ キーワード「保育入園課」で検索 ▶ 「保育入園課」ページの「メールフォーム」

4. 申し込んだ年度に入れなかったが、次の年度も継続して申し込みたい場合（待機中の方）

令和6年度中の利用希望として提出された利用申込みにより保育所等に入れなかった（待機児童となった）場合、継続して年度末（3月）まで利用調整を行います。

令和7年4月以降も継続して申し込みを希望する場合には、申し込み締切日（P9参照）までに申し込みに必要な書類（P10参照）を保育入園課窓口または郵送でご提出ください。（締切日必着）

令和7年3月利用希望として利用申込みをされた方も、令和7年4月以降継続して申し込みを希望する場合には、同様にお手続きが必要になります。

5. 保育の必要がなくなった場合（待機中の方）

下表に該当する状況になった場合には、速やかに「船橋市保育所等の利用（変更）申込取り下げ書」を提出してください。

取り下げ事由
● 退職や育児休業の延長等の理由により、家庭での保育が可能となった
● 認可外保育施設等に通うことになり、認可保育所等に通う必要がなくなった
● 船橋市から転出することになった

※取り下げが可能な利用希望月は、上記書類を提出する翌々月分からとなります。

Ⅵ. 保育園に通うこととなった方向けのご案内

1. 利用開始後に必要な手続き

申込みの際に「保育を必要とする事由を確認するための書類」を提出いただいておりますが、就労状況に差異がないことや、保育園の利用開始後も保育が必要であることを確認させていただくため、書類の提出を求めるケースがございます。詳しくは、承諾通知書に同封されている案内をご確認ください。

また、期限までに書類の提出がなく、利用開始後においても保育が必要であることを確認できない場合は、退園となりますのでご注意ください。

2. 「ならし保育」のお願い

利用開始当初から慣れない環境で1日過ごすことは、児童にとって大変な負担になります。

児童の負担を軽減するためにも、児童の様子を見ながら、施設との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばして慣らしていきます。

ならし保育は利用開始日から始まり、期間は児童の状況により各施設が判断します。ならし保育の期間中は児童のお迎えが早くなりますのでご注意ください。

なお、利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。

また、在園中の児童が他施設へ転園した際も、新しい環境に慣れることが必要なため、ならし保育が必要となります。

3. 保育必要量（保育施設を利用できる時間）と保育認定事由について

2号認定、3号認定の保育必要量は、保育を必要とする理由や就労時間によって認定し、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。各区分の利用時間の設定は施設ごとに異なりますので、P28～P53の「エリア別保育園一覧」でご確認ください。短時間就労であっても、就労開始時間が早く「保育短時間」認定では利用が困難な場合等、事情により「保育標準時間」に変更できる場合もありますので保育入園課までご相談ください(047-436-2330)。

なお、どちらの区分の認定を受けた場合であっても、保育園を利用できるのは保護者が実際に保育を必要とする時間ですが、児童の健康状況等に応じて利用時間の短縮をお願いすることがあります。

4. 「延長保育」について

延長保育は、就労時間等の関係で、やむを得ず認定された保育必要量よりも長く児童を預ける場合にご利用いただけます。施設の利用が決定してから各施設で手続きをしてください。

ただし、児童の状況によりお預かり時間をご相談させていただく場合がありますので、各施設にご確認ください。

★ちょっとした疑問★

台風がきたらどうなるの?!

認可保育施設等では台風や大雨発生等の状況を踏まえ、自然災害の発生が予想される場合は、臨時休園となる場合があります。

休園情報については船橋市のホームページでお知らせしますので、随時ご確認ください。

5. 別の保育園に移りたい場合（転園申請）

別の保育園に転園を希望する場合は、以下の書類を各希望月の申込締切日（P9参照）までに保育入園課にご提出ください。

転園を希望する場合であっても、新規の利用申込者と同様、保育の必要性の高い児童から利用承諾することになりますので、希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。

なお、転園申込みについても、取り下げされない限り年度内は継続して利用調整を行います。

転園決定した場合、在籍していた施設に別の児童を案内することから、転園決定の取消しはできません。

転園希望を取り下げる際は、早急に保育入園課までご連絡ください。

なお、転園が決定した際は、新しい環境に慣れることが必要なため転園後の施設において、ならし保育が必要となります。

必要書類	備 考
A. 船橋市保育所等変更申込書（転園届） B. 家族状況票（転園用） C. 児童の健康状況調書（転園用）	●3枚一式になっておりますので、すべての書類を記入のうえ、ご提出ください。
D. 保育を必要とする事由を確認するための書類	●P12以降を参考に、該当する書類をご提出ください。

6. 保育園を辞める場合

市外へ転出する場合、保育を必要とする事由がなくなった場合、または在園児童を連れて里帰りをするなど、長期にわたり施設の利用がなくなる場合は、「船橋市保育所利用辞退届」をご提出ください。

公立保育園と私立保育園をご利用中の方は、施設または保育入園課でお手続きください。認定こども園、小規模保育事業所及び家庭的保育事業者は施設と保育入園課の両方で退園手続きが必要となります。

なお、支給認定証の交付を受けている方は、交付済みの支給認定証をご返還ください。

月の初日に在籍があれば、登園状況にかかわらず、その月の1か月分の保育料がかかりますのであらかじめご了承ください。

7. 船橋市から転出するが、引き続き在園している保育園に通いたい場合

船橋市民としての利用は終了となるため、「船橋市保育所利用辞退届」を保育入園課にご提出ください。

そのうえで、**転出後は速やかに転出先市区町村に「船橋市で在園している保育園の継続利用を希望する」旨のお申し込みを行ってください。**（P22参照）

8. 保育施設等の利用に係る現況届

法令の定めにより、保育所等を利用されている方は年に一度「現況届」と「保育を必要とする事由を確認するための書類」を提出する必要があります。これは、引き続き児童に保育が必要な状況が継続していることの確認と、9月以降の保育料の算定を市が行うためです。対象となる方には現況届を配付しますので、必ずお手続きをお願いします。

提出期限までに書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合や、現況届を提出していただいた結果、保育の必要性が消滅していることが確認された場合には、保育所等は退園となります。

9. 優先利用調整

(1) 優先利用調整について

2歳児クラスまでの児童を対象とした保育所(分園除く)、小規模保育事業所、家庭的保育事業では、卒園後に優先的な受入れを行う施設(連携施設)が設定されています。(P60参照)

10月1日時点で対象となる保育施設に在籍している2歳児クラスの児童は、翌年4月から連携施設(幼稚園を除く)への入所を希望する場合、その連携施設の優先的利用枠の範囲内で翌年4月入所の一般申込受付に先行して利用調整を行うことになります。複数の連携施設が定められている場合は、同一の連携施設を希望している卒園児のみで優先利用調整を行い、卒園後の行先を決定します。

私立幼稚園の連携施設への入所を希望する場合、入園方法や定員枠は各幼稚園の定める方法となります。詳細は各幼稚園にお問い合わせください。

※連携施設の優先利用調整は、利用調整基準に基づき行いますが、児童の状況によっては、連携施設の受入体制が整わない等の理由により受入できない場合があります。

※当該優先利用調整の結果不承諾となった場合、加点が付与された状態で他の申込者とともに一般の利用調整となります。

※連携施設についての情報は、船橋市ホームページ「認可保育所等の一覧」のページで随時更新します。

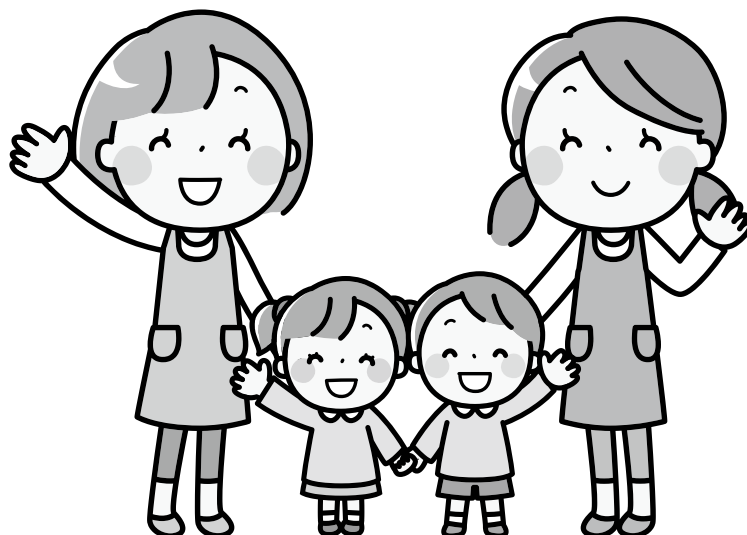
※分園の2歳児クラスの児童が本園への転園を希望する場合は、優先利用調整を経ずに転園できます。ただし、本園以外への転園を希望する場合は、他の申込者とともに一般の利用調整となります(加点はありません。)

(2) 優先利用調整の日程について

★例★ 令和6年度の場合

日 付		内 容
令和6年	10月4日	対象施設に在園する2歳児クラスの児童に意向調査票を配付(園経由)
	10月20日	意向調査票提出締切日
	11月10日	優先利用調整
	11月14日	優先利用調整結果通知書送付

※日程は毎年異なります。詳しくは対象世帯に配付する通知でご確認ください。



Ⅶ. 保育園に通うこととなった方向けのご案内

(3) 卒園後の連携施設一覧

地域	事業所名	連携施設1			連携施設2			連携施設3			連携施設4			連携施設5		
		施設名	類型	定員枠	施設名	類型	定員枠	施設名	類型	定員枠	施設名	類型	定員枠	施設名	類型	定員枠
本町・海神	バルバステル保育園	本町保育園	公立保育園	8												
	保育ルーム サンライズ船橋	海神第一保育園	公立保育園	6	海神第二保育園	公立保育園	1									
	トレポント駅前保育園	夏見台幼稚園	私立幼稚園	(※6)												
	京進のほいくえん HOPPA船橋駅園	本町保育園	公立保育園	2	海神第一保育園	公立保育園	2									
	うみのほいくえん	湊町保育園	公立保育園	4	海神第一保育園	公立保育園	3	二和ひつじこども園	認定こども園(1号)	7	そらめこども園船橋駅前	認定こども園	2			
	ひなぎく保育園	ひなぎく幼稚園	私立幼稚園	(※1)												
東船橋	東船橋色葉保育園	グリュック保育園	私立保育園	1	宮本第一保育園	公立保育園	4									
	こりんご保育園	まなびの森りんごのき保育園	私立保育園	3(※2)	グリュック保育園	私立保育園	1	敬心ゆめ保育園	私立保育園	1						
		まなびの森保育園東船橋	私立保育園													
	キッズフィールド東船橋駅前園	まなびの森保育園船橋競馬場駅前	私立保育園	1												
行田・西船	Gakkenほいくえん西船橋	弥生保育園	私立保育園	4	さくら保育園	私立保育園	1	えがの森保育園・にしふなばし	私立保育園	3	船橋ひかり幼稚園	私立幼稚園	3			
	リトル・清和	清和幼稚園	私立幼稚園	(※6)												
	ベル・ナーサリ	プレスクール・ベル	私立保育園	(※3)												
	リップル保育園西船橋	西船保育園	公立保育園	3	西船橋すきっぷ保育園	私立保育園	2	たんぼ西船橋駅前保育園	私立保育園	2	そらめ保育園西船橋	私立保育園	2	船橋ひかり幼稚園	私立幼稚園	(※6)
	ミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二	ミアヘルサ保育園ひびき新船橋	私立保育園	7	ミアヘルサ保育園ひびき新船橋北	私立保育園	3									
藤原・丸山	健伸むぎの子保育園	健伸幼稚園	私立幼稚園	10												
前原	保育ルームキューティー	ゆめわかば保育園	私立保育園	4	不二幼稚園	認定こども園	4									
	京進のほいくえんHOPPA津田沼園	京進のほいくえんHOPPA前原西	私立保育園	5	瑞穂幼稚園	私立幼稚園	6									
	りりぱっとナーサリ津田沼園	たきのい幼稚園	私立幼稚園	(※6)												
	前原ベビーズ保育園	(※4)														
三山・田喜野井	すずらん保育園	めぐみ保育園	私立保育園	3	すずらん幼稚園	私立幼稚園	10									
	飯田	三山保育園	公立保育園	2	二宮保育園	公立保育園	1	三山つくし保育園	私立保育園	2						
高根台・芝山	たかね台ベビーホーム	高根台保育園	公立保育園	4	高根台グリーンキディ保育園	私立保育園	4	高根台文化こども園	認定こども園	2	三咲小嶋保育園	私立保育園	2			
	桑原	習志野台第二保育園	公立保育園	2	高根台保育園	公立保育園	3									
	片刈	芝山第一保育園	公立保育園	2	緑台保育園	公立保育園	1									
	サンヴェルデ保育園	みどり台幼稚園	私立幼稚園	11												
	神明キッズナーサリ	神明幼稚園	私立幼稚園	9												
習志野台・薬内台	アポロンの丘	アトリエパレーナ幼稚園	私立幼稚園	(※5)												
	ひだまり滝台保育園	ゆめのもり保育園	私立保育園	4	大浜幼稚園	認定こども園	2									
	クレヨンキッズ北習志野園	飯山満幼稚園	私立幼稚園	8	瑞穂幼稚園	私立幼稚園	8	アトリエパレーナ幼稚園	私立幼稚園	14						
	ひかり保育園	めぐみ保育園	私立保育園	6												
	ひだまり保育園	ゆめのもり保育園	私立保育園	2	にじいろ保育園薬内台	私立保育園	4									
	すくすく北習志野ほいくえん	習志野台第一保育園	公立保育園	2	めぐみ保育園	私立保育園	2	船橋こどもの木保育園	私立保育園	1	大浜幼稚園	認定こども園	3	瑞穂幼稚園	私立幼稚園	3
	保育ステーションハミングバード	アトリエパレーナ幼稚園	私立幼稚園	10	大浜幼稚園	認定こども園(1号)	2									
	スクルドエンジェル保育園船橋田大前園	アートチャイルドケア船橋くれよん保育園	私立保育園	2	高根台文化こども園	認定こども園	1	アトリエパレーナ幼稚園	私立幼稚園	6						
坪井	小規模保育所リトルキディ	高根台グリーンキディ保育園	私立保育園	(※6)												
	プリスクール木の実	木の実幼稚園	認定こども園	10												
二和三咲	キッズランド未来	二和ひつじこども園	認定こども園	10												
	太陽の子船橋三咲保育園	二和ひつじこども園	認定こども園(1号)	7												
	やきがやなかよし保育園	八木ヶ谷幼稚園	私立幼稚園	10												

(※1) ひなぎく保育園の卒園児数 (※2) まなびの森りんごのき保育園とまなびの森保育園東船橋の2園で合計3枠を確保しています。(※3) ベル・ナーサリの卒園児数 (※4) 令和7年度について、連携施設は未定 (※5) アポロンの丘の卒園児数 (※6) 受入人数に定めなし

VII. 認可保育施設の保育料などについて

1. 保育料額及び支払い方法

0～2歳児クラス：0円～60,000円の範囲内となります（保育料表はP64～P65参照）

※保育必要量や各世帯の個人市民税所得割額の合計額により決定いたします。

3～5歳児クラス：0円となります。 ※ただし、食材料費（副食費）はかかります（P65参照）

●2歳児クラスで、年度途中で誕生日を迎えても、その年度末までは保育料がかかります。

●施設によっては、保育料とは別に費用（園服や園帽の費用、かばん代、教材費、スイミング教室費用、延長保育料、送迎バス代等）徴収しているところがあり、保育料とは別に直接施設にお支払いいただきます。詳細は、各施設にお問い合わせください。

●保育料の支払い先は下表のとおりとなります。

お子さまの預け先	保育料の支払先
公立保育園・私立保育園 ※納付方法等については、下記のとおりです。	船橋市
認定こども園・家庭的保育事業者・小規模保育事業所 ※納付方法等については、各施設にお問い合わせください。	利用施設

〈公立・私立保育園を利用されている方の納付について〉

★保育料の納付は、口座振替をご利用ください

保育料は、原則として口座振替でご納付いただいております。保育園の利用が決定した際に、利用決定通知に同封する「船橋市保育料・放課後ルーム児童育成料口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」により手続きをお願いいたします。登園初日までに保育入園課、または入園される公立保育園へご提出ください。（申込書を提出してから口座振替が可能となるまで**2か月程**かかるため、口座振替開始の通知が届くまでは納付書でのご納付をお願いします。）

★納期限は毎月末日（12月は25日）です

ただし、納期限が土日・祝休日にあたる場合は、翌金融機関営業日が納期限となります。

2. 保育料の算定方法

●保育料は前年度または現年度の「個人市民税」を基に算定しています。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません（これらを控除しない税額で保育料を算定します）。

算定根拠	各世帯の個人市民税所得割額の合計額により決定 ※所得割額が非課税の場合、均等割額で決定	
算定期間	施設を利用する月	個人市民税の該当年度
	4月から8月まで	①前年度 個人市民税額
	9月から3月まで	②現年度 個人市民税額
算定対象者	父と母またはそれ以外の扶養義務者 ・児童と同居している祖父母等がいる場合、祖父母等が扶養義務者になることがあります。 ・父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定上の扶養義務者となる可能性があります。	

3. 保育料の軽減

(1) きょうだい軽減

生計を一にしている子どものうち2人目以降の児童が認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、家庭的保育)を利用している場合、その保育料を軽減しています。

	対象児童	軽減内容
0～2歳児クラス	第二子	半額
	第三子以降	無料

特別支援学校幼稚部、児童発達支援、児童心理治療施設通所部の施設を利用しているきょうだいがいる場合「入所(利用)状況証明書」をご提出ください。

(2) 保育料階層がAからD2-1に該当するひとり親世帯等の軽減

ひとり親世帯等のうち、階層がD2-1以下の世帯は1人目の利用児童から保育料を軽減し、2人目の児童から無料としています。

●ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯、障害者(児)のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

(3) 半額保育料の特例

同一世帯において第一子及び第二子の児童が同時に認可保育施設を利用する場合、世帯の保育料額が月額7万円を超えないよう第二子の保育料額に特例を設けています。

軽減例 ※D12階層 標準時間認定の場合

年齢	2歳(第一子)	0歳(第二子)
在籍施設	保育所	保育所
保育料額	60,000円(満額)	10,000円(半額特例)



4. 保育料を決定するために必要となる資料

船橋市で住民税が課税されている方は課税内容の調査をさせていただきます。調査の結果、下記に該当した場合には、別途必要書類等が発生する場合がありますのでご注意ください。

(1) 個人住民税が未申告の場合

- 未申告の方は保育料を決めることができません。所得がない方についても市民税課にて住民税の申告手続きが必要です。
- 育児休業を取得していた方も税申告が必要となる場合があります。
- 税申告がない場合、最高額(階層)の保育料で決定します。

(2) 市外からの転入で、保育料算定の基となる年度の住民税の課税権が船橋市にない場合

- 住民税は、その年の1月1日現在、住民登録をしていた市区町村で課税されます。船橋市外で課税されている方は必要情報をマイナンバーで確認します。
- 上記に関わらず、単身赴任等で初回手続きから継続して船橋市外に住民登録がある方は、「住民税課税(非課税)証明書」を提出してください。また、扶養になっている方等、マイナンバーでの確認ができない方も提出いただく場合があります。

(3) 海外からの転入の場合

- 住民税相当額を算出するため会社発行の給与支払証明書などの提出をお願いします。
- 外国語で記載された証明書などは、和訳を添付してください。
- 会社発行の証明書などがいない場合は、保育入園課にお問い合わせください。



Ⅶ. 認可保育施設の保育料などについて

5. 保育料表について

保育料表は、「保育園・認定こども園・小規模保育事業所」の保育料表（標準時間・短時間）と「家庭的保育事業所」の保育料表があります。なお、本保育料表はすべて月額料金となっております。

保育料表（標準時間認定）……保育園・認定こども園・小規模保育事業所の保育料

4～8月保育料：前年度の市民税により算定													9～3月保育料：現年度市民税により算定				(単位：円)	
階 層	保護者の市民税額 (世帯の合計額を基準にします)				年 齢	第1子（標準保育料）		第2子（半額保育料）		第2子（半額保育料の特例）		第3子以降						
						3歳未満児	ひとり親世帯等	3歳未満児	ひとり親世帯等	第1子が3歳未満児かつ 保育所等を利用	第1子が3歳未満児かつ 家庭的保育事業を利用	3歳未満児						
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・里親					0	0	0	0	この間（空欄の部分）は、 左欄「第2子（半額保育料）」 を適用します		無料						
B	市民税非課税世帯					0	0	0	0									
C1	市民税均等割のみ課税					7,800	3,770	3,900	0									
C2	市民税所得割額 24,300 円未満					8,950	4,320	4,470	0									
C3	24,300 円以上 48,600 円未満					10,100	4,480	5,050	0									
D1-1	48,600 円以上 57,700 円未満					15,000	4,480	7,500	0									
D1-2	57,700 円以上 72,800 円未満					15,000	4,480	7,500	0									
D2-1	市 民 税 課 税 世 帯	72,800 円以上 77,101 円未満					20,100	6,000	10,050				0					
D2-2		77,101 円以上 97,000 円未満					20,100		10,050									
D3		97,000 円以上 115,000 円未満					25,000		12,500									
D4		115,000 円以上 133,000 円未満					29,000		14,500									
D5		133,000 円以上 151,000 円未満					33,000		16,500									
D6		151,000 円以上 169,000 円未満					37,000		18,500									
D7		169,000 円以上 202,000 円未満					42,700		21,350									
D8		202,000 円以上 235,000 円未満					46,700		23,350									
D9		235,000 円以上 268,000 円未満					50,800		25,400									
D10		268,000 円以上 301,000 円未満					54,900		27,450									
D11		301,000 円以上 349,000 円未満					57,500		28,750									
D12		349,000 円以上					60,000		30,000									

保育料表（短時間認定）……保育園・認定こども園・小規模保育事業所の保育料

4～8月保育料：前年度の市民税により算定														9～3月保育料：現年度の市民税により算定				(単位：円)	
階 層	保護者の市民税額 (世帯の合計額を基準にします)				年 齢	第 1 子（標準保育料）		第 2 子（半額保育料）		第 2 子（半額保育料の特例）		第 3 子以降							
						3 歳未満児		3 歳未満児		第 1 子が 3 歳未満児 かつ 保育所等を利用		第 1 子が 3 歳未満児 かつ 家庭的保育事業を利用		3 歳未満児					
				ひとり親 世帯等		ひとり親 世帯等													
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・里親				0	0	0	0											
B	市民税非課税世帯				0	0	0	0											
C 1	市民税均等割のみ課税				7,680	3,770	3,830	0											
C 2	市民税所得割額 24,300 円未満				8,790	4,320	4,390	0											
C 3	24,300 円以上 48,600 円未満				9,920	4,480	4,960	0											
D 1-1	48,600 円以上 57,700 円未満				14,740	4,480	7,370	0											
D 1-2	57,700 円以上 72,800 円未満				14,740	4,480	7,370	0											
D 2-1	72,800 円以上 77,101 円未満				19,750	6,000	9,870	0											
D 2-2	77,101 円以上 97,000 円未満				19,750		9,870												
D 3	97,000 円以上 115,000 円未満				24,570		12,280												
D 4	115,000 円以上 133,000 円未満				28,500		14,250												
D 5	133,000 円以上 151,000 円未満				32,430		16,210												
D 6	151,000 円以上 169,000 円未満				36,370		18,180												
D 7	169,000 円以上 202,000 円未満				41,970		20,980												
D 8	202,000 円以上 235,000 円未満				45,900		22,950												
D 9	235,000 円以上 268,000 円未満				49,930		24,960			20,070									
D 10	268,000 円以上 301,000 円未満				53,960		26,980			16,040									
D 11	301,000 円以上 349,000 円未満				56,520		28,260			13,480									
D 12	349,000 円以上				58,980		29,490			11,020		28,720							

この間（空欄の部分）は、
左欄「第 2 子（半額保育料）」
を適用します

無 料

保育料表(家庭的保育)……家庭的保育事業所の保育料

4～8月保育料：前年度の市民税により算定 9～3月保育料：現年度の市民税により算定												(単位：円)								
階 層	保護者の市民税額 (世帯の合計額を基準にします)				年 齢	第 1 子（標準保育料）				第 2 子（半額保育料）				第 2 子（半額保育料の特例）		第 3 子以降				
						3 歳未満児				3 歳未満児				第 1 子が 3 歳未満児 かつ 保育所等を利用				3 歳未満児		
	標準時間		ひとり親世帯等			短時間		ひとり親世帯等		標準時間		短時間		ひとり親世帯等		標準時間		短時間		標準時間・短時間
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・里親					0	0	0	0	0	0	0	0	0						
B	市民税非課税世帯					0	0	0	0	0	0	0	0	0						
C 1	市 民 税 課 税 世 帯	市民税均等割のみ課税					5,400	2,830	5,300	2,830	2,700	0	2,650	0	この間（空欄の部分）は、 左欄「第2子（半額保育料）」 を適用します					
C 2		市民税所得割額 24,300 円未満					6,200	3,020	6,090	3,020	3,100	0	3,040	0						
C 3		24,300 円以上 48,600 円未満					7,000	3,130	6,880	3,130	3,500	0	3,440	0						
D 1-1		48,600 円以上 57,700 円未満					10,500	3,130	10,320	3,130	5,250	0	5,160	0						
D 1-2		57,700 円以上 72,800 円未満					10,500	3,130	10,320	3,130	5,250	0	5,160	0						
D 2-1		72,800 円以上 77,101 円未満					14,000	4,200	13,780	4,200	7,000	0	6,880	0						
D 2-2		77,101 円以上 97,000 円未満					14,000		13,780		7,000		6,880							
D 3		97,000 円以上 115,000 円未満					17,500		17,200		8,750		8,600							
D 4		115,000 円以上 133,000 円未満					20,300		19,950		10,150		9,970							
D 5		133,000 円以上 151,000 円未満					23,100		22,700		11,550		11,350							
D 6		151,000 円以上 169,000 円未満					25,900		25,450		12,950		12,720							
D 7		169,000 円以上 202,000 円未満					29,800		29,290		14,900		14,640							
D 8	202,000 円以上 235,000 円未満					32,600		32,040		16,300		16,020								
D 9	235,000 円以上 268,000 円未満					35,500		34,890		17,750		17,440								
D 10	268,000 円以上 301,000 円未満					38,400		37,740		19,200		18,870		15,100	16,040					
D 11	301,000 円以上 349,000 円未満					40,200		39,510		20,100		19,750		12,500	13,480					
D 12	349,000 円以上					42,000		41,280		21,000		20,640		10,000	11,020					

無料

6. 副食費について

●3歳児クラスから5歳児クラスの児童については、保育料は0円となりますが、食材料費(副食費)は保護者の負担となります。

公立保育園	食材料費(副食費)として実費相当額を市が徴収します。 【参考：令和6年度 4,500円/月】 ※令和7年度以降、物価高騰の影響により金額が変更となることがあります。
私立保育園 認定こども園	食材料費(副食費)として実費相当額を施設が徴収します。 ※詳細は各施設に直接ご確認ください。

★以下に該当する方は食材料費(副食費)徴収免除の対象です

◆年収360万円未満相当世帯の子ども

- 1号認定…市町村民税所得割合算額77,101円未満
- 2号認定…市町村民税所得割合算額57,700円未満(要保護世帯(ひとり親世帯等)の場合は77,101円未満)

◆第3子以降の子ども ※認定区分により第3子以降の数え方が異なります。

- 1号認定…同一世帯の小学校第3学年までの小学生及び軽減対象施設(※1)に通う子どもを数えて第3子
- 2号認定…同一世帯の軽減対象施設に通う子どもを数えて第3子

(※1)軽減対象施設

- I. 認可保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育、認可幼稚園
- II. 特別支援学校幼稚部、児童発達支援、児童心理治療施設
(IIの施設を利用しているきょうだいがいる場合は、「入所(利用)状況証明書」をご提出ください。

VIII. 幼稚園について

1. 施設・事業の種類について

対象	施設・事業	施設・事業概要	申込先
3 ~ 5 歳	幼稚園 (新制度・私学助成)	学校教育法で「学校」として定められ、幼稚園教育要領に基づき、満3歳から小学校就学前の児童に概ね1日4時間、年間39週以上の教育を提供する施設です。	各 施 設
	認定こども園(1号)	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供するとともに、就学前の児童に1日4時間程度の教育を提供する施設です。	
	預かり保育	幼稚園では、通常の教育時間の前後、「預かり保育」として春休みや夏休みなどでも園児をお預かりしています。	
満 3 歳 未 満	3歳未満児 幼稚園定期預かり 事業	保育が必要な満3歳未満児のお子様を対象に、一部の幼稚園で定期的な預かりを行っています。 利用条件や実施園等の詳細はP68をご参照ください。	

長時間利用できる幼稚園が増えています

幼稚園と預かり保育を組み合わせることで、長時間かつ年間を通して利用できる幼稚園も増えています。

●幼稚園の利用時間帯

(最早の施設)

午前7時

午前9時

午後2時

(最遅の施設)

午後7時30分

預かり保育	教育時間(幼稚園部分)	預かり保育
-------	-------------	-------

※幼稚園・預かり保育の預かり時間帯(預かり保育と教育時間)は各施設で異なります。各施設ごとの預かり時間帯は、「幼稚園(預かり時間帯)一覧」でご確認ください。

●幼稚園の開園日(週)

月曜日から金曜日

土曜日

日曜日

開園日 ※祝休日は休園します。	休園	休園
-----------------	----	----

※幼稚園の開園日は月曜日から金曜日になりますが、土曜日に預かり保育を実施している幼稚園もあります。

●幼稚園の開園日(年間)

4月

8月

12月

3月

	開園		開園		開園	
--	----	--	----	--	----	--

春休み

夏休み

冬休み

春休み

※幼稚園は春休みや夏休み、冬休みなどの長期休業日がありますが、長期休業日の期間でも預かり保育を実施している幼稚園もあります。

2. 幼稚園・預かり保育について

(1) 保育料額・必要な認定

施設・事業	保育料	必要な認定
幼稚園(新制度) 認定こども園(1号)	0円 保育料とは別に、食材料費(副食費)は保護者の負担となります。 ※詳細は各施設に直接ご確認ください。 ※世帯の状況によっては免除となる場合があります。	教育・保育給付認定1号
幼稚園(私学助成)	上限25,700円/月の範囲内で無償化。 ※保育料は各園で設定。	施設等利用給付認定1号
預かり保育	上限11,300円/月(450円/日)の範囲内で無償化(2号)。 ※利用料は各園で設定。 ※3歳となった日の次の4月から対象。ただし、住民税非課税世帯については満3歳から対象(3歳となった日から次の3月末までの間は上限16,300円(450円/日)の範囲内で無償化(3号)) ※無償化の対象となるためには事前に保育入園課から保育の必要性の認定を受ける必要があります。詳細は『幼児教育・保育の無償化に関する手続きのご案内』をご確認ください。	施設等利用給付認定 2号・3号

※保育料とは別に費用(給食費、文具費、園バス代、遠足代 など)を徴収している施設もありますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

※教育・保育給付認定の手続きについては、「船橋市 1号認定児童利用案内」をご確認ください。

※幼稚園(新制度)は、夏見台幼稚園、シオン幼稚園、みどり台幼稚園、二葉幼稚園、すずみ幼稚園、海神幼稚園、山野幼稚園、英進幼稚園です。その他の幼稚園は、幼稚園(私学助成)です。(令和6年10月現在)

※認定こども園(1号)は、不二幼稚園、おひさま、大浜幼稚園、高根台文化こども園、モンテッソーリたんぽぽ子供の家、二和ひつじこども園、そらまめこども園、栄光幼稚園、木の実幼稚園です。(令和6年10月現在)

(2) 入園までの流れ ※具体的な日程は各幼稚園にご確認ください。

情報収集

「幼稚園(預かり時間帯)一覧」や各幼稚園のホームページなどで各幼稚園の情報を収集することができます。

願書入手

ご希望の幼稚園のプレ保育、入園説明会などに参加し、願書を手入。
※願書は10月中旬に各幼稚園で配布いたします。

書類提出・入園面接

具体的な提出書類や面接日時等は各幼稚園にご確認ください。

入園内定

入園の内定は11月初旬頃となります。

幼稚園入園

4月から入園となります。
※入園式等の具体的な期日については各幼稚園にご確認ください。

3. 3歳未満児幼稚園定期預かり事業について

保育が必要な3歳未満児を対象に、市内の一部の幼稚園で、保育士資格などを持つ職員が児童をお預かりします。
利用中に3歳の誕生日を迎えた場合は当該年度末まで継続利用できますが、利用開始月の1日時点で満3歳の児童は利用できません。

(1) 利用条件

- 船橋市に住んでいること(船橋市に住民票があることを原則とします)
- 利用希望児童の保護者が保育を必要とする事由があること(P7～P8の「保育の必要性の認定」をご参照ください)

(2) 利用料

実施幼稚園が定める利用料を幼稚園にお支払いください(各実施園の月額保育料(給食費込み)は37,000円以内です)。

また、実施幼稚園によって利用料のほかに費用がかかることがあります。費用等は実施幼稚園に直接お問い合わせください。

なお、個人市民税非課税の世帯の場合は、事前に市から施設等利用給付認定(3号)を受けることで保育料(給食費は除く)が42,000円の範囲で無償化されます。詳しくは保育入園課にお問い合わせください。

(3) 実施園 (令和6年10月現在)

実施園	住所	実施日・時間	電話番号	定員	ホームページ
古和釜幼稚園	松が丘4-32-1	月～金 8:00～18:00	047-464-3030	満1歳 6名 満2歳 12名	
みどり台幼稚園	緑台2-6	月～金 9:00～18:00	047-448-3311	満2歳 6名	
英進幼稚園	みやぎ台3-10-10	月～金 8:00～18:00	047-448-7066	満2歳 6名	

※利用の流れや手続きについては、「船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業のご案内」をご確認ください。



IX. 認可外保育施設情報等について

1. 船橋市認証保育所 (※令和7年3月末廃止予定)

認証保育所は、保育士の配置基準や保育室の面積基準など、市が定めた一定の基準を満たしている保育施設です。

○入所できるのは…

保護者が就労や病気などで、保育を必要とする児童（認可保育所と同じ入所要件）です。
その他の児童を受け入れている場合もありますので、施設に確認してください。

○入所申し込み方法は…

入所申し込み方法、空き状況、保育料などは、施設に確認してください。

実際に施設を見学し保育内容などの説明を十分に受けてから、直接、認証保育所に入所申し込みをしてください。
(施設見学は予約が必要な場合がありますので電話連絡してから行きましょう。)

(令和6年10月現在)

施設名（運営事業者）	定員	所在地	電話番号	開所時間 ※1	対象年齢	事業類型 ※2
グリーンベア・ベイサイド (ソレイユ株式会社)	9人	本町 6-8-36	047-460-1255	7:30～19:30	0歳～1歳児	A型

※1 「開所時間」欄は、時間外保育を含む最長の時間を表示。(曜日ごとに開所時間が異なることがあります。)

※2 配置基準で定めている保育従事者のうち、A型…全員が保育士資格を有している施設

2. 企業主導型保育事業

企業が単独または共同で設置し、働き方に応じた多様で柔軟な保育を提供する施設です。従業員の子どもの預かりのほか、地域の子どもの預かりを行っている施設もあります。

○入所できるのは…

保護者が就労や病気などで保育を必要とする児童です。

○入所申し込み方法は…

入所申し込み方法、空き状況、保育料などは施設によって異なります。実際に施設を見学し保育内容などの説明を十分に受けてから、直接入所申し込みをしてください。

保育必要量の認定が必要な場合があります。認定は保育入園課でお手続きください。

地域の子どもの預かり実施 企業主導型保育事業一覧

(令和6年10月現在)

施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間※	対象年齢
都市型保育園ポポラー 千葉南船橋浜町園	60人	浜町 2-4-1 三井不動産ロジスティクスパー ク船橋・& GATE 2F	047- 420-8020	7:30～ 20:30	0歳～ 就学前
ナーサリーホーム船橋	35人	北本町 2-65-1	047- 411-5178	7:00～ 19:00	0歳～ 2歳児
Milky Way International Nursery Center 下総中山校	80人	本中山 2-15-7	047- 314-8433	7:00～ 19:00	0歳～ 就学前
グリーンベアベイサイド船橋夏見校	107人	夏見 1-9-27	047- 411-0555	7:30～ 19:45	1歳～ 就学前
ひまわりガーデン西船橋	9人	海神町南 1-1742-1	047- 401-8721	7:30～ 18:30	0歳～ 3歳児
コンパス幼保園 船橋校	41人	藤原 7-17-28 日本都市馬込沢ビル 4F	047- 401-0000	7:00～ 20:00	0歳～ 就学前
りりぱっと steps	52人	前原西 2-11-6	047- 411-8817	7:00～ 20:00	0歳～ 就学前
ひまわりガーデン薬円台	19人	薬円台 5-4-8	047- 402-6752	7:30～ 18:30	0歳～ 就学前
RuRi 船橋保育園	31人	飯山満町 2-627-2	047- 440-8744	7:30～ 21:00	0歳～ 3歳児
キッズルーム森のくまさん	10人	三咲 3-1-14 増田ハイツ 106	080- 4435-5952	8:00～ 18:30	0歳～ 就学前

※「開所時間」欄は、時間外保育を含む最長の時間を表示。(曜日ごとに開所時間が異なることがあります。)

3. 認可外保育施設

市内の認可外保育施設をご紹介します。

保育内容、料金等は施設により異なりますので各施設へお問い合わせください。

※令和6年10月2日以降に新規で開設された施設については、市ホームページをご覧ください。

認可外保育施設一覧

(令和6年10月1日現在)

施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間※1	対象年齢
Free + International School	8人	宮本 6-4-1	050-5586-2086	9:10 ~ 18:00	1歳～ 就学前
キッズハウスくれよん	15人	北本町 2-21-18	047-423-5729	7:30 ~ 20:00	0歳～ 就学前
E-Life International School 海神校	30人	海神 3-24-15	047-402-6144	8:00 ~ 19:30	1歳～ 6歳児
あずかるンバ保育園	20人	浜町 2-2-7 ビビット南船橋 4F	047-402-6613	9:00 ~ 18:00	1歳～ 7歳児
リトルガーデン ららぽーと三井ビル校	69人	浜町 2-1-1 ららぽーと三井ビルディング 1F	047-404-4321	7:30 ~ 21:00	0歳～ 12歳児
西船橋北口駅前キッズルーム	18人	西船 4-21-1 デジイファーストビル 502号	047-435-6900	8:00 ~ 18:00	0歳～ 就学前
Kids Club カリン (休園)	3人	海神町南 1-741-1-401	047-433-0640	7:00 ~ 21:00	0歳～ 12歳児
ひなっこはうす※2	3人	本郷町 681 西船ビル 501号	080-3703-9527	10:00 ~ 22:00	0歳～ 就学前
キッズステーション	20人	行田 3-2-13-103	047-779-3802	7:00 ~ 19:30	0歳～ 就学前
わたあめ保育ルーム	10人	北本町 2-57-2-101	090-3849-9006	7:00 ~ 19:00	1歳～ 2歳児
カデナ・アメリカン・プリスクール	50人	前原西 2-32-5-1F	047-474-0808	8:00 ~ 18:00	2歳～ 6歳児
ファミリー保育室分園 ふれんど	18人	中野木 1-10-8	047-769-4619	7:00 ~ 19:00	0歳～ 9歳児
前原テンドーハート保育園	21人	前原東 4-15-7	047-411-9185	7:30 ~ 19:00	3歳～ 就学前
アトリエバレーナ幼稚園 ピョピョクラブ	72人	習志野台 2-59-22	047-466-2151	8:30 ~ 14:30	2歳児

※1 「開所時間」欄は、時間外保育を含む最長の時間を表示。(曜日ごとに開所時間が異なることがあります。)

※2 医療的ケア児の受け入れも行っています。詳細は施設にご確認ください。

4. 一時預かり

現在保育園等に入園していないお子さまを、保育園・認定こども園・幼稚園で一時的にお預かりします。保護者が仕事や病気などで一時的に保育ができない場合は、1か月に原則9日以内の利用ができます。リフレッシュ等のための利用は1か月に原則2日以内の利用となります。

○**利用できるお子さま** 船橋市にお住まいの生後57日目から小学校入学前の健康なお子さま。
※幼稚園では利用可能な年齢が異なります。詳細は下部の一覧をご覧ください。
出産や看護・介護のために船橋市内に里帰りをされている方のお子さまも利用可能です。
ただし、お子さまの健康状況や月齢が低い等の理由により利用できない場合もあります。

○**利用時間** 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで (時間外) 午前8時から午前9時、午後5時から午後6時
土曜日 午前9時から午後1時まで (時間外) 午前8時から午前9時
※実施園により利用時間が異なる場合がございますので、詳細は直接実施園にお問い合わせください。

○**休日** 日曜日・祝休日・年末年始(12月29日から1月3日) 及び実施園の休園日

※ご利用にあたり、保育入園課及び市内各保育園・認定こども園・実施幼稚園等に置いてある「一時預かりのご案内」または市ホームページをご覧ください。また、各実施園にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

実施保育園・認定こども園

(令和6年10月現在)

	湊町保育園	湊町 1-16-23	☎ 047(431)5085
	船橋どろんこ保育園	本町 6-8-9	☎ 047(429)8140
	まなびの森保育園船橋競馬場駅前	宮本 9-1-11	☎ 047(402)4402
	東船橋ちとせ保育園	東船橋 1-16-25	☎ 047(423)5717
	敬心ゆめ保育園	東船橋 3-15-8	☎ 047(411)5725
☆	アリスなかよし保育園	西船 2-29-28	☎ 047(436)1215
	弥生保育園	本中山 3-4-18	☎ 047(332)7283
	みそら保育園	東中山 2-1-20	☎ 047(302)2505
	ローゼンかみやま保育園	上山町 2-288-1	☎ 047(401)6291
	前原ひまわり保育園	前原西 4-18-19	☎ 047(474)7788
☆	シーガル保育園	飯山満町 2-1007-1	☎ 047(404)8600
☆	田喜野井旭こども園	田喜野井 4-30-12	☎ 047(456)3190
☆	アンデルセン第二保育園	習志野台 5-43-3	☎ 047(468)4673
	まこと保育園	神保町 275-34	☎ 047(457)1685
☆	ゆいまーる保育園 (休止)	北本町 1-12-8	☎ 047(424)7723
☆	ククルなかよし保育園 (休止)	夏見 2-11-43	☎ 047(424)0301
☆	船橋旭こども園 (休止)	夏見台 5-7-13	☎ 047(439)5700
	あまねの杜保育園 (休止)	行田 2-9-10	☎ 047(401)5011
☆	西船みどり保育園 (休止)	西船 1-21-50	☎ 047(435)4165
☆	さくら保育園 (休止)	二子町 474	☎ 047(302)8302
☆	丸山旭保育園 (休止)	丸山 5-33-25	☎ 047(438)3385
	あすなる保育園 (休止)	二和西 2-6-1	☎ 047(447)0023

実施幼稚園

(令和6年10月現在)

若松幼稚園	若松 2-3-3	☎ 047(431)7751	満2歳以上
健伸幼稚園	丸山 5-12-7	☎ 047(438)7018	満1歳以上
古和釜幼稚園	松が丘 4-32-1	☎ 047(464)3030	生後57日目以降
八木ヶ谷幼稚園	八木が谷 2-18-1	☎ 047(447)6729	2歳児クラス以上
英進幼稚園 (休止)	みやぎ台 3-10-10	☎ 047(448)2121	2歳児クラス以上

上記実施園の一覧中、『☆印』のついている園については、
下記サイトより予約が可能ですので、ご利用ください。



<http://www.f-kosodate.net/>

(なお、予約システムは各施設にて管理しておりますので、
予約状況等については各施設にお問い合わせください。)

5. 病児保育

市内に居住している、または市内の保育園・幼稚園・小学校（6年生まで）等に通っているお子さまを対象として、病気療養中で症状が軽度と判断され入院を必要としない状態にある場合（病児保育）や病気の回復期にある場合（病後児保育）に、保育園などの集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的にお子さまをお預かりする事業です。

また、「病児保育室わかば」では、保育園・幼稚園・小学校等の保育・教育中に体調不良となったお子さまを保護者の代わりにお迎えに行き、病児保育施設にてお預かりする「送迎サービス付き病児保育事業」を実施しています。

※一部施設では小学校3年生までのお預かりとなります。

※ご利用にあたり、保育入園課及び市内の保育園等に置いてある「病児保育のご案内」または市ホームページをご覧ください。各実施施設へお問い合わせください。

- 利用時間** 月曜日～金曜日 午前8時から午後6時まで
土曜日 午前8時から午後1時まで
- 休日** 日曜日・祝休日・年末年始（12月29日から1月3日）
その他、各施設の都合により臨時のお休みがあります。
※オー・キッズは水曜定休日

実施施設（令和6年10月現在）

船橋青い空こどもクリニック「わたぐもの部屋」	船橋市米ヶ崎町651-1	☎047(407)0552
佐野医院「オー・キッズ」	船橋市本町3-3-7	☎080(3416)0122
愛育レディースクリニック「アトム」	船橋市習志野5-10-30	☎080(2151)1103
さくら保育園「アイリスルーム」	船橋市二子町474	☎047(302)8303
コミュニティクリニックみさき「病児保育室わかば」	船橋市三咲3-1-15	☎047(448)4008

6. 休日保育

現在認可保育園等を利用しているお子さまを、平日だけでなく休日も就労等により保育できない場合に、保育園でお預かりします。

- 利用できるお子さま**
1. 市内在住で、認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育を利用しているお子さま
 2. 市外在住で、市内の認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育を利用しているお子さま
- 1・2のどちらかを満たし、かつ平日保育園等に通っているのと同じ理由により、休日においても家庭で保育することができないお子さま
- ※教育・保育給付2・3号認定のお子さまに限りします。
- ※入園直後は、保育園での生活に慣れていないため、ご利用は入園した月の20日以降からとなります。
- 利用日** 日曜日及び祝休日（1月1日から3日を除く）
年末（12月29日から31日）
- 利用時間** 午前7時から午後7時まで

※ご利用にあたり、保育入園課及び在園している保育園等に置いてある「休日保育のご案内」または市ホームページをご覧ください。各実施園へお問い合わせください。

実施保育園（令和6年10月現在）

アンデルセン第二保育園	習志野台5-43-3	☎047(468)4684
湊町保育園（受託事業者：株式会社アミー）	湊町1-16-23	☎080(3082)5059

7. ふなばしファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをして欲しい人（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい人（協会員）のネットワークをつくり、地域で子育ての助け合いを支援します。

利用会員からの援助依頼・相談を受けて、当センターのアドバイザーが地域の協会員を紹介しています。

○利用対象 市内在住または在勤で、生後6か月から概ね13歳未満の子どもをお持ちの人

○利用時間 午前6時～午後10時 ※宿泊援助はできません。

○主な利用内容

- ・保育園・幼稚園などへの送迎や、その前後の預かり
- ・学校の放課後や放課後ルーム開始前、終了後の預かり
- ・冠婚葬祭・病院・学校行事などに参加したいときの預かり
- ・子育てを離れてリフレッシュしたいときの預かり
- ・求職活動や面接に行きたいときの預かり
- ・病気回復期の子どもが保育園などを休むときの預かり ※病氣中、体調不良時は不可 など

くわしくは
こちら！



○お問い合わせ 本町2-7-8 船橋市福祉ビル4F
公益財団法人船橋市福祉サービス公社内

電話番号 047-420-7192

FAX番号 047-436-2833

開設時間／月曜日～金曜日

午前9時～午後5時

休日／土曜日・日曜日・祝休日・

年末年始(12月29日～1月3日)

★「一時預かり」「病児保育」「休日保育」「ふなばしファミリー・サポート・センター」を利用する場合には、事前に利用登録・申込みが必要です。ご注意ください。

利用者の方への補助について

※手続き、上限額などについては、市ホームページをご覧ください。

★以下の補助対象となる認可外保育施設の一覧はこちら⇒



○病児保育、一時預かり、認可外保育施設等の無償化(施設等利用給付)について

認可保育所や認定こども園等を利用していない方で、保育の必要性の認定を受けた3～5歳児及び個人市民税非課税世帯の0～2歳児の方については、実施している施設にお支払いいただいた利用料(給食、延長利用料等を除く。)を、後日、償還払い(上限額有)します。



○認可外保育施設通園児補助金について

認可保育所や認定こども園等を利用していない方で、保育の必要性のある個人市民税課税世帯の0～2歳児の方については、実施している施設にお支払いいただいた利用料(給食、延長保育料等を除く。)を、後日、償還払い(上限額有)します。



X. 認可保育所等に関する船橋市ホームページのご案内

船橋市ホームページにも各種情報を掲載しておりますので併せてご参照ください

・保育入園課窓口へ来課予定の方へ

保育入園課でのお手続きやご相談は、土曜日・日曜日・祝休日・12月29日から1月3日までを除く平日午前9時から午後5時まで受け付けております。

当該ページに掲載しているリンクより当日の受付番号の発券予約と混雑状況の確認をすることができますので、来課の際にご活用ください。



・認可保育園・幼稚園マップ

市内の認可保育所等や幼稚園の位置が一目でわかるマップを公開しております。

お住まいの近隣にある施設等の絞り込み検索ができます。施設探しにご活用ください。



・利用承諾者の人数・最低点数一覧について

利用調整(認可保育所等の利用可否の判定)の結果、利用承諾となった児童の人数及び当該児童のうち最低の点数で利用承諾となった児童の点数を公表しております。

点数の考え方についてまとめた「利用調整基準早見表」もこちらからご確認いただけます。



・認可保育所等の受け入れ可能性について

各月の利用調整時点における、受け入れ可能な予定人数(速報値)を確認することができます。

ただし、あくまでも目安となりますので、実際の受け入れ児童数とは異なる場合があることにご留意ください。



・保育所等の利用に係るオンライン申請(ぴったりサービス)について

保育所等の利用に関する一部手続き(「教育・保育給付認定申請(兼)保育所等の利用申込」、「保育所等の現況届」)について、国が運営するマイナポータル内のぴったりサービスを利用した電子申請の受付を実施しております。マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請をご活用ください。



・認可保育所等に関わる様式ダウンロード

船橋市保育入園課への手続等に必要の様式等をまとめております。



XI. 申込みの際に必ずご確認ください重要事項

1. 教育・保育給付認定の確認事項

- ①保育所等を利用する場合は、2号または3号での教育・保育給付認定(以下「認定」という)を受ける必要があります。申込みの際には、「保育を必要とする事由」を確認します。
- ②認定の可否結果は文書で通知します。認定できる場合の通知は、利用調整結果の通知と同時に行い、書類不備などにより認定できない場合は利用調整前に通知します。
- ③認定を受けた後に、妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等で申請内容に変更が生じた場合は、「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」の提出により、必ず変更内容の申請(届出)をしてください。変更内容により、変更後の事項を記載した通知書を交付します。申込内容が事実と異なる場合は、認定や利用承認を取消すことがあります。
- ④認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。今後、認定事由の変更等によりお持ちの支給認定証が失効した場合には、速やかに支給認定証を保育入園課にご返還ください(支給認定証の交付は希望制です)。

2. 保育所等の利用申込みの確認事項

- ①利用申込みの必要書類は、申込締切日までに必ずすべてご提出ください。いかなる理由であっても、申込締切日の翌日以降に提出された書類はお受けできません。書類の提出がない場合は、保育所等の利用調整にかけることができず、利用不承諾の通知も交付されません。
- ②「船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)船橋市保育所等利用申込書」の住所欄は、申請時点で住民票のある住所を記入してください。
- ③ご提出いただいた書類について、必要があれば勤務先や就学先等の方(証明者)に問い合わせることがあります。
- ④希望施設を変更する場合は、変更希望月の申込締切日までに「保育所等利用申込の希望変更届」をご提出ください。
- ⑤ご提出いただいた書類において、集団保育を行うにあたり支援を必要とする可能性がある判断した場合は、児童の状況に関する情報を保育運営課に提供し、体験保育を行うことがあります(P23)。
また、体験保育終了後、保育運営課より体験保育の結果(保育の利用の適否及び支援の必要性)に関する情報の提供を受けます。
- ⑥利用申込みを取り下げの場合は、保育入園課にご連絡いただいた上で、「船橋市保育所等の利用(変更)申込取り下げ書」をご提出いただきます。支給認定証の交付を受けている方は支給認定証を速やかにご返還いただきます(支給認定証は希望制です)。
- ⑦見学が必要な施設を希望する場合は必ず見学し説明を受けてください。特に、私立保育施設の場合、施設ごとに保育目標・内容が異なり、保育料以外に実費(文具代・園服代等)を徴収している場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。
- ⑧申込書の裏面の「育休延長も許容できる」にチェックされた方について、利用調整において減点適用(−35点)がありますが、利用承認となる可能性もあります。育休延長許容申請を取り下げせず継続した後、「直ちに復職を希望する」に変更する場合は、必ず利用希望月の前々月末(希望月が2～4月の場合はこの限りではなく、別に期限を設けています)までに、希望変更届を提出してください。**同点調整における待機期間は復職希望に変更されるまでカウントされません。**
また、育休延長許容申請を1か月で取り下げると、利用希望月翌月からの取り下げ書をご提出いただき、申込みを取り下げてください。一旦取り下げると、後日、育休延長や復職のために申込みが必要になった場合、改めて申込みをしていただく必要があります。
- ⑨利用調整会議は、利用希望月の前月10日頃に行い、利用調整結果の通知書は会議の翌開庁日までに発送します。
なお、電話でのお問い合わせは、利用調整会議の翌開庁日から可能です(1月～4月の利用調整会議は別日程と

XI. 申込みの際に必ずご確認ください重要事項

ります)。利用不承諾の通知書は、「初回の希望月」、「希望施設を変更した月」、「4月1次」に限り発送しています(利用待機の方には、利用承諾となるまでは再通知していません)。

⑩利用承諾後、施設での説明会が行われますので必ず参加してください。参加されない場合、利用承諾を取消す場合があります。日時等の詳細については利用が決定した施設にお問い合わせください。

⑪利用承諾を辞退(キャンセル)したことがある場合、その後の利用調整の中で、希望する施設に保育を必要とする度合いが同一の方が他にいて、施設に十分な空きが無く、さらに優先順位を決めねばならないときには、キャンセルしたことが無い方を優先してご案内することがあります。

⑫保育所等の利用調整上で必要となるため、該当年度の個人市民税の情報を市民税課より取得します。

ただし、他市区町村に在住のまま船橋市の保育施設に申込みされる場合は課税証明書をご提出いただく必要があります。その他、以下の連携機関から資料を取得することがあります。

また、以下の連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。

(連携機関の例)※他市区町村を含む

認可保育施設、戸籍住民課、子育て給付課、こども家庭支援課、生活支援課、市民税課、障害福祉課、学務課、保育運営課、地域子育て支援課、療育支援課、児童相談所開設準備課、地域保健課、各保健センター、児童相談所、家庭児童相談室

⑬保育所等の受入状況等により、利用申込みしていない施設を保育入園課からあっせんをすることがあります。

⑭申込みの有効期限は毎年度末(3月)までです。翌年度(4月)以降も継続して利用申込みを希望する方は、改めて世帯の状況の確認等を行いますので、4月利用希望の書類の提出期限までに申込書をご提出ください。

なお、翌年度以降の新園情報については、11月以降に船橋市ホームページなどで順次公表する予定です。

3. 児童の発達面に心配がある、またはアレルギーや宗教上の理由から食事制限がある場合の確認事項

①児童の健康状態・発達面に心配のある場合は、集団保育を行うにあたり支援が必要かどうか等の確認のため、保育運営課にて面談等を受けてください(P23)。

②アレルギーや宗教上の食事制限がある場合は、その程度にかかわらず必ず各施設にご確認ください。保育所等ではアレルギー等の原因となる食材料を取り除いた除去食・代替食を可能な限りで行っていますが、私立保育施設の一部の施設と家庭的保育事業者では食物アレルギー等の対応をしていません。

また、公立保育園でも、一部アレルギー等に対応していない食材料があります。対応困難な場合はお弁当の持参をお願いすることもあります。

4. 保育を必要とする事由についての確認事項

①児童と同一住所に住民票がない保護者については、就労証明書の提出があっても「就労」ではなく「不在」として教育・保育給付認定と利用調整を行います。

②保護者が単身赴任中で、その期間が記入された就労証明書が提出された場合、利用調整における加点項目(調整点1)があります。

③求職活動中の方は、求職活動中の認定期間終了後も継続して利用調整を行います。就労が決まり次第、就労証明書をご提出ください。

また、求職活動中のまま利用開始となった際は、利用開始後90日目を迎える月末までに就労先を決め、就労証明書をご提出ください。万一、ご提出がないと、認定期間の終了に伴い利用解除(退園)となります。

④妊娠・出産事由の認定期間は、出産予定月の2か月(多胎妊娠の場合は前4か月)前から、出産後56日目を迎える月の末日までとなります。引き続き継続して利用申込みするためには、育児休業の取得等別の事由が必要となります。

⑤育児休業明けで申込む場合、復職日により利用可能月が異なります。就労証明書の「復職(予定)年月日」記入欄に記入してもらった月よりも早く保育園の利用を申込む場合には、育休期間を繰り上げて復帰することが可能か、事前に職場にご確認ください。

申込みの結果、利用承諾された場合は、利用開始月の翌月15日までに復職する必要がありますのでご注意ください。

- ⑥申込みをするお子さまが、認可外保育施設(事業所内保育事業所は含むが一時預かりは除く)を常態として月64時間以上利用している場合、利用調整における加点項目(調整点1)があります。利用開始日や月の利用時間がわかる利用契約書の写しや保育施設利用証明書(船橋市様式)のご提出が必要です。加点対象とならない認可外保育施設もありますのでご注意ください。産休または育休明けの加点(調整点1)と重複して加点はできません。
- ⑦65歳未満の祖父母が市内に居住(同居を含む)している場合でも、就労などの理由で保育ができない場合は、利用調整における加点項目(調整点2)があります。保育ができない事由、必要書類は保護者の方と同じです(ただし、求職活動中と育休中を除く)。就労証明書などの確認書類は、提出があった該当者分のみ加点します。
- ⑧児童の親族で要介護(要支援)認定や介護が必要である旨の医師の診断を受けている方がおり、保護者がその親族の介護・看護をしている場合、利用調整における加点項目(調整点2)があります(保護者の基本点が「介護・看護」の場合を除く)。
- ⑨申込書の「祖父母の状況」欄には、不在の理由にかかわらず、全ての方について、氏名、生年月日、住所、現在の状況をご記入ください。祖父母が離婚している場合も祖父と祖母の状況をご記入ください。祖父母欄に未記入がある場合、利用調整で不利になる場合があります。

5. 保育所等の利用時の確認事項

- ①各施設が定める「きまり」を守り、認定された保育必要量(保育標準時間か保育短時間)内で、保護者の就労時間(通勤時間を含む)等、実際に必要な時間が児童をお預かりする時間になります。
また、各施設の開設時間内に児童の送迎を行ってください。
- ②延長保育を利用する場合は、各施設で申込みをしてください。施設によっては保育料とは別に延長保育料がかかる場合があります。児童の健康状態や保護者の就労等の実態によっては、延長保育の利用が制限されることがあります。
なお、保育所等では、6か月未満児や集団保育を行うにあたり支援が必要な児童について、認定された保育必要量に関わらず、児童の状況により、お預かり時間を相談させていただく場合があります。
- ③保育所等の利用開始後に、妊娠、転職、婚姻、離婚または転居等といった申込内容に変更が生じた場合は、「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」に必要書類を添付し、早急に保育入園課または利用施設にご提出ください。様式は市ホームページからダウンロードできます。
保育必要量や認定事由等の認定変更は申請(届出)のあった月の翌月1日からです。ご提出いただいた書類について、勤務先や就学先等の方(証明者)に問い合わせることがあります。
- ④保育所等の利用開始当初は児童が施設に慣れるためのならし保育があり、認定された保育必要量(保育標準時間か保育短時間)にかかわらず、お迎えの時間が早くなります。
なお、利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。
また、転園された場合も同様に転園先の施設において、ならし保育があります。
- ⑤保育所等を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方です。保育を必要とする事由がなくなった場合は、認定が取消しとなり、利用解除(退園)となります。
- ⑥保育所等の利用中に求職活動中となった方は、認定変更の申請(届出)をした上で、退職日の翌日から90日目を迎える月末までに新たな就労先を決め、就労証明書をご提出ください。万一、ご提出がないと、認定期間の終了に伴い利用解除(退園)となります。
- ⑦保育所等を利用するにあたり概ね月10日以上の利用をお願いしています。長期欠席等により、利用が長期間確認されない場合は、保育の必要性がないものとして保育の利用解除(退園)となる場合があります。
- ⑧保育料は、1か月単位となっています。月の1日現在に保育所等に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。月の途中で退園した場合でも、保育料は日割り計算されません。
- ⑨保育料は、保育料算定者(原則は父母)の個人市民税額により算定します。離婚されても児童と同居している場合や、

Ⅳ. 申込みの際に必ずご確認ください重要事項

別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の個人市民税額を合算し保育料を算定します。

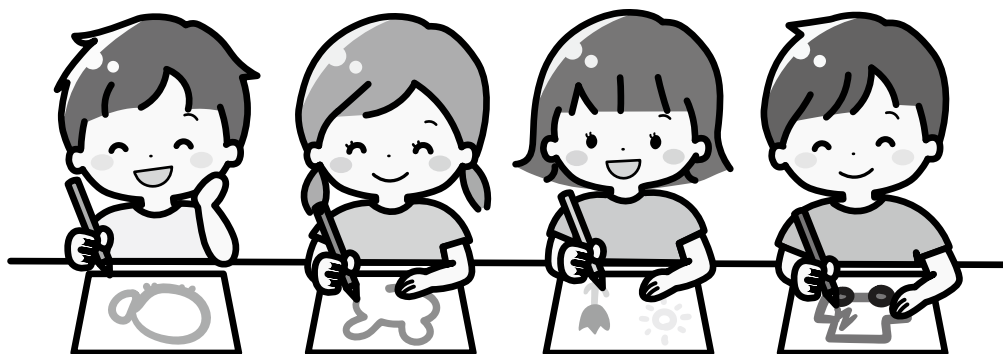
また、父母ともに非課税の場合、同居している祖父母等の個人市民税額を合算し、保育料を算定することがあります。

- ⑩保育料算定対象者の個人市民税額の変更や世帯状況に変更があった場合は、保育料が変更となる場合があります。
- ⑪保育料が滞納となった場合、延滞金が発生します。督促状・催告状が送付されるほか、市職員が自宅訪問や電話による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、財産の差押えを行うことがあります。また、保育料の収納情報を必要に応じて保育施設に提供します。
- ⑫適正な保育料の算定及び保育の実施のため、個人番号(マイナンバー)等により以下の連携機関から必要な情報を取得することがあります。また、以下の連携機関からの求めに応じて資料(申込み書一式を含む)を提供することがあります。

(連携機関の例)※他市区町村を含む

認可保育施設、戸籍住民課、子育て給付課、こども家庭支援課、生活支援課、市民税課、障害福祉課、学務課、保育運営課、地域子育て支援課、療育支援課、児童相談所開設準備課、地域保健課、各保健センター、児童相談所、家庭児童相談室 等

- ⑬保育所の利用開始後、児童にとって適切な環境にて保育を提供することを目的とし、利用施設からの申し出により、児童の健康状態や集団保育での状況を確認(保育観察)させていただくことがあります。この確認のために、保育入園課と保育運営課及び利用施設との間で、児童に関する情報の提供を行います。転園した場合、転園前の施設での利用状況の情報提供を行うことがあります。



【注 意 事 項 ・ 提 出 書 類 チェックリスト】

P.10～15を参照し、書類をご準備する際の参考にしてください。（※こちらのチェックリストは提出不要です。）

注意事項		
番号		保護者 チェック欄
1	船橋市民、もしくは船橋市に転入予定で間違いありませんか。 （市外在住のまま船橋市の施設を利用したい方は、お住まいの市区町村を通じてお申し込みください。）	☐
2	当該年度の「船橋市保育所等利用のご案内」をよく読み、理解しましたか。	☐
3	いかなる理由であっても、締切日の翌日以降に提出された書類はお受けできませんので、ご注意ください。	☐
4	必要書類の同封漏れや郵送事故による未着について、市は一切の責任を負いません。期限内に余裕をもってお手続きください。	☐
5	申請書の記入漏れや不足書類によっては選考結果が不利になる場合があります。提出前に書類を改めてご確認ください。	☐

すべての方が必ず提出する書類				
番号	書類名		保護者 チェック欄	
1	船橋市教育・保育給付認定書（兼）船橋市保育所等利用申込書		☐	
2	児童の健康状況調書（表）・食物アレルギー食等調書（裏）		☐	
3	保護者および申込児童のマイナンバーが確認できる書類		☐	
4	保育を必要とする事由を確認するための資料		※それぞれ提出する もののみチェック	
	保護者の状況	必要となる書類	父	母
	就労	「就労証明書」（自営の方は確認書類も必要）	☐	☐
	疾病・負傷・障害	「主治医の意見書（保護者等疾病用）」、「介護保険被保険者証」または「障害者手帳」の写し	☐	☐
	親族の介護・看護	（ア）介護が必要な状況がわかる書類 ・「介護保険被保険者証」 ・「主治医の意見書（保護者等疾病用）」等 （イ）「介護・看護状況説明書」	☐	☐
	災害復旧	（ア）「罹災証明書」 （イ）「状況説明書」	☐	☐
	求職活動・起業準備	-	添付書類不要	
	就学	（ア）「在学証明書」 （イ）授業時間数や日数のわかるカリキュラム等	☐	☐
	妊娠・出産	「母子手帳」（父母の氏名、分娩予定日の記入ページ）の写し	☐	☐
	きょうだいの育児休業（休暇）中	「就労証明書」または「育児休業証明書（任意様式）」	☐	☐

該当者のみ必要となる書類			チェック欄			
番号	該当者の状況	必要書類	父	母	父方・母方 祖父	父方・母方 祖母
5	保護者が保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有し、船橋市内の保育所等で月64時間以上勤務する場合	各資格証の写し	☐	☐	☒	☒
6	自営業（個人事業主）の場合	自営業の実績確認ができる書類（「確定申告書」「開業届」の写しなど）	☐	☐	☐	☐
7	出産直前まで就労していた会社に再雇用されるために利用申込みする場合	「就労証明書」	☐	☐	☒	☒
8	申請児童が常態で月64時間以上認可外保育園を利用している場合	「認可外保育施設の利用契約書」の写し、または「保育施設利用証明書」	☐			
9	申請児童が利用中の保育施設が閉鎖される場合	施設の閉鎖がわかるもの	☐			
10	申請児童が利用承諾日時点で月齢が6ヵ月に満たない、または疾病・疾患がある場合	「主治医の意見書（申請児童用）」または「医師の診断書」	☐			
11	保護者等が倒産・整理解雇により失業した場合	「解雇通知」または「離職票等」の写し	☐	☐	☒	☒
12	市内または近隣市に居住の65歳未満の祖父母がいるが、保育できない場合	「就労証明書」や「主治医の意見書（保護者等疾病用）」および「障害者手帳」の写しなど	☒	☒	☐	☐
13	保護者が親族の介護・看護以外の事由で利用申込みしているが、親族の介護・看護もしている場合	「介護保険被保険者証」または「主治医の意見書（保護者等疾病用）」および「介護・看護状況説明書」	☐	☐	☒	☒
14	保護者が離婚している場合	「戸籍謄本」または「離婚受理証明書」	☐			
15	保護者が未婚または再婚している場合	「戸籍謄本」	☐			
16	保護者が離婚調停中で申請児童と別居している場合	「申立書」の写し、呼び出し状、または「事件係属証明書」の写し	☐			
17	保護者が外国籍の場合	特定活動における指定書または資格外活動許可内容の分かる「在留カード」の写し	☐	☐	☒	☒
18	転入予定で、船橋市の保育施設を申し込み場合	「世帯員全員の住民票」の写し、「転入に関する申立書」、「売買契約書」または「賃貸契約書」の写し	☐			
19	転入予定で、保護者がその年の1月1日時点で市外に居住していた場合	該年度の「住民税（非）課税証明書」	☐	☐	☒	☒
20	転入予定で、他市の認可保育施設をすでに利用している場合（保護者の保育事由が妊娠・出産、育児休業、求職活動を除く）	「在園証明書」	☐			
21	保護者に海外収入があった場合（海外転入も含む）	海外での収入が分かる「給与支払証明書」等	☐	☐	☒	☒
22	申請児童と祖父母が同居所だが家屋が別の場合	それぞれの「登記簿謄本」または「固定資産税決定通知」の写し	☐			
23	その他（ ）		☐			
24	その他（ ）		☐			

XII. 様式及び記入例

1. 様式（ホームページからダウンロードが可能な書類一覧）

認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業者を利用するための申込書類	●船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)保育所利用申込書 ※ ●児童の健康状況調書・食物アレルギー食等調書 ※ ●主治医の意見書(申請児童用) ●保育施設利用証明書 ●入所(利用)状況証明書 ●委任状 ●転入に関する申立書 ●保育所等利用申込の希望変更届 ※ ●転園届一式 ●出生前予約申請(4月申込みのみ)
市外の保育施設の申込をする場合に提出する書類	●管外保育所等利用申出書
申請内容に変更があった場合に提出する書類	●船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書 兼 教育・保育給付認定届出事項変更届
利用申請を取り下げる場合・利用中の保育所を退所する場合に提出する書類	●船橋市保育所等の利用(変更)申込取り下げ書 ●保育所利用辞退届
保育を必要とする事由を証明する書類	●就労証明書 ※ ●主治医の意見書(保護者等疾病用) ●介護・看護状況説明書
保育関係の証明書発行を申請する場合の書類	●保育関係証明書 発行申請書
支給認定証の交付・再交付を希望する場合	●教育・保育給付支給認定証交付兼再交付申請書

※がついている書類はこの冊子の巻末にもありますので、切り取ってご使用ください。

2. 記入例

船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)船橋市保育所等利用申込書

第1号様式

船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)船橋市保育所等利用申込書

2024 年 11 月 1 日

船橋市長 あて

子ども・子育て支援法第20条第1項の認定及び保育所等における保育の利用について、「船橋市保育所等利用のご案内」の内容を理解し、記載の「XI. 申込みの際に必ずご確認ください重要事項」の内容に同意のうえ、次のとおり申請します。

保護者	住所 〒273-XXXX 船橋市湊町2-10-25	申請時点で住民票のある住所を記入してください。	電話番号 自宅 047 (XXX) XXXX 携帯(父) 080 (XXXX) XXXX 携帯(母) 090 (XXXX) XXXX	記入上の注意 この申請書兼申込書は、希望児童ごとに必要です。 楷書ではっきりとご記入ください。なお、市からの通知では簡易な字体を使用することがあります。 「保育の希望」欄で、「2」を選択の場合は(1)～(3)を記入し裏面の「家族状況」をご確認ください。
	フリガナ フナバシ タロウ 氏名 船橋 太郎 生年月日 1990 年 1 月 1 日 個人番号 (マイナンバー) XXXXXXXXXX	フリガナ フナバシ ハナコ 氏名 船橋 花子 生年月日 1994 年 12 月 31 日 個人番号 (マイナンバー) XXXXXXXXXX	障害者手帳等 無・有 ※有の場合、裏面「家族状況」欄も併せてご記入ください。	受付者記入欄 受付日 令和 年 月 日 受付場所/受付者 ☐ 保育入園課 ☐ 郵送 (受付者:) システム入力者 こどもコード
	申請児童 (小学校就学前子ども) フリガナ フナバシ ミナト 氏名 船橋 湊 生年月日 2023 年 4 月 2 日 個人番号 (マイナンバー) XXXXXXXXXX	支給認定証番号 ※すでに教育・保育給付認定を受けている場合にご記入ください。	支給認定証の交付 船橋市では、認定通知書で認定内容が確認でき、保育施設へは市から認定情報を提供しておりますが、認定証が必要で交付希望される方は、右の「希望する」にチェックしてください。なお、交付された認定証は、認定変更等の都度、返還いただきます。	希望する ☐ 希望する
保育の希望 (いずれかに○) 1 保護者の労働・疾病等の理由により、保育所等における保育の利用を希望する(幼稚園等との併願を含む) 2 幼稚園等の利用を希望する(保育所等との併願は含まない)				

(1) 世帯の状況 ※世帯員の個人番号は、上記の個人番号欄で記入済みの場合は記入不要です。

申請者の個人番号確認
【父・母・申請児童・同居人】

区分	氏名(上記保護者を含む)	児童との続柄	生年月日	職業	勤務先名又は学校名	個人番号(マイナンバー)
児童の世帯員	船橋 太郎	父	1990 年 1 月 1 日	会社員	(株)〇〇〇〇	
	船橋 花子	母	1994 年 12 月 31 日	公務員	●●●市役所	
	船橋 なつみ	姉	2019 年 10 月 1 日	保育園児	◎◎保育園	XX
	船橋 湊	本人	2023 年 4 月 2 日			
	塚田 一郎	叔父	1985 年 1 月 1 日	自営業	□□商店	X
家庭の状況		☐ ひとり親家庭 ・ ☒ その他		生活保護法の適用の有無		☒ 無 ・ ☐ 有
今年1月1日現在の住所		☒ 現住所と同じ ・ ☐ 右記住所のとなり :				
去年1月1日現在の住所		☐ 現住所と同じ ・ ☒ 右記住所のとなり : 父:千葉県◇◇市〇〇町△番□号 母:茨城県〇〇市◆◆町◎番■号				

同住所にお住まいの方全員を記入してください。

当時の住所が個人で異なる場合は、それぞれの住所を記載してください。

(2) 利用を希望する期間及び施設(事業者)名 ※希望施設は第1希望から順に利用調整しますので、空き状況にかかわらず希望施設順にご記入ください。

期間	令和 7 年 4 月 1 日 から ☒ 就学前まで ・ ☐ 令和 年 月 日 まで	
施設(事業者)名	第1希望 ○〇保育園 見学(済・未) 見学予定有(月 日)	第6希望 見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第2希望 △△保育園 見学(済・未) 見学予定有(月 日)	第7希望 見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第3希望 □□保育園 見学(済・未) 見学予定有(12 月 15 日)	第8希望 見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第4希望 見学(済・未) 見学予定有(月 日)	第9希望 見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第5希望 見学(済・未) 見学予定有(月 日)	第10希望 見学(済・未) 見学予定有(月 日)

希望施設は最大10施設まで希望することができますが、すべて埋めなければいけません。

詳細が不明な場合でも、わかるところまで記載してください。そのうえで、所在が不明である理由を簡潔に明記してください。

(3) 祖父母の状況

	続柄	同居の有無	氏名	生年月日	住所(市町村)	就労・疾病(障害)・就学介護(看護)・無職
祖父母の状況	祖父	申請児童と(同居・別居)、不存在(死別・離婚・未婚)	船橋 三平	1955 年 11 月 11 日	習志野市富郷2-1-1	☒ 就労・疾病(障害)・就学介護(看護)・無職
	祖母	申請児童と(同居・別居)、不存在(死別・離婚・未婚)	船橋 フネ	1959 年 12 月 12 日	同上	☒ 就労・疾病(障害)・就学介護(看護)・無職
	祖父	申請児童と(同居・別居)、不存在(死別・離婚・未婚)	塚田 一郎	1960 年 1 月 1 日	湊町2-10-25	☒ 就労・疾病(障害)・就学介護(看護)・無職
	祖母	申請児童と(同居・別居)、不存在(死別・離婚・未婚)	塚田 三咲	1954 年 10 月 31 日	東京都江戸川区 藤崎、音信不通のため詳細不明	☒ 就労・疾病(障害)・就学介護(看護)・無職

(4) 保育の利用を必要とする事由

続柄		保育の利用を必要とする事由	
父	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ (下の子の) 育児休業または不在(離婚・未婚・別居・離婚調停中・その他()) / 不在事由発生 ☐ その他() ☐ 求職活動(保育所等の利用開始の…□前に求職活動開始・□後に求職活動開始) / □破産・整理解雇を受け	保育所等が利用できた場合の父母の状況をそれぞれ選択してください。 (例: 育児休業明けで入園決定次第復職する場合⇒「就労」)	
母	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ (下の子の) 育児休業または不在(離婚・未婚・別居・離婚調停中・その他()) / 不在事由発生 ☐ 妊娠・出産(予定日 月 日) ☐ その他() ☐ 求職活動(保育所等の利用開始の…□前に求職活動開始・□後に求職活動開始) / □破産・整理解雇を受け	希望する利用曜日・時間は申請時点での予定を記入してください。	
希望する利用曜日		希望する利用時間	希望する保育の必要量(※注)
月・火・水・木・金・土		7 時 30 分～ 18 時 00 分	☒ 保育標準時間 ☐ 保育短時間

(※注) 保育必要量は、保育を必要とする事由等によるためご希望どおりにならないことがあります。

申請児童等の状況	申請児童の現況をご記入・ご選択ください。		施設(事業所)名
	☐ 認可保育所等を利用(□3歳未満児施設・□就学前までの施設) ☐ 認可外保育所を利用 ☐ 事業所内保育所を利用 ☐ 幼稚園を利用 ☒ 家庭で保育 ☐ その他()		
	入所できなかった場合のお子様の保育方法をご選択ください。		施設(事業所)名
	☐ 認可外保育所を利用 ☐ 事業所内保育所を利用 ☐ 幼稚園を利用 ☒ 家庭で保育 ☐ その他()		
	育児休業明けでの申請となる方は該当する項目をご選択ください。		
	☒ 直ちに復職を希望する ☐ 希望保育所等が利用不承諾であれば育児休業の延長も許容できる※ ※上記で「育児延長も許容できる」を選択された場合、利用調整で減点適用があります。 ・育児休業給付金等の申請で不承諾通知が利用希望月のみ必要な方は、取り下げ書をご提出いただき、利用希望月翌月からの申請を取り下げてください。 ・一旦取り下げると、後日、育児延長や復職のために申込みが必要になった場合、改めて申請いただく必要があります。 ・上記でご選択いただいた項目を変更する場合は、「保育所等利用申込の希望変更届」をご提出ください。		
	小学校就学前のきょうだいがいる場合は、該当する項目をご記入・ご選択ください。		
	1. きょうだい同時に認可保育所等を利用申込みする(下記①～③のうち、該当するものを選択してください。)		
	① ☐ 全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する ② ☐ 全員が同時に入園できるなら別々の保育所等でも良い └ ☐ それぞれの児童の希望園順位を優先する └ ☐ 希望園順位よりも同じ保育所等への入園を優先する(同じ保育所等に空きがない時には別々の施設に入園となります。) ③ ☐ 1人だけでも入園を希望する(②の調整をした上での調整となるため②の組合せも必ず選択してください。) ※復職予定での申込みの場合、1人でも入園となったときは復職が必要です。 └ ☐ 優先児童あり(優先児童の氏名:) ※優先児童が入園できるまで、他の児童も入園できません └ ☐ 優先児童なし		
	② ☒ 認可保育所等に在園している(施設名: 〇〇保育園) 3. 認可保育所等の申込みはしない(理由:)		
家族状況	家族状況について該当があれば記入してください。		
	① 要介護(要支援)認定や、介護を要する状態であると医師の診断を受けている親族がおり、保護者が直接介護・看護をしている場合は、対象者の氏名、申請児童との続柄をご記入ください。		
	介護・看護をしている方 氏名: 船橋 太郎		申請児童との続柄(父)
	介護・看護を必要とする方 氏名: 船橋 三平		申請児童との続柄(祖父)
	② 住民票上、別居であるが、同一生計の子どもがいる場合は、対象者の氏名、生年月日、住所をご記入ください。		
	氏名: 船橋 育香 (生年月日: 2008 年 7 月 7 日) 住所: アメリカ		
	③ 申請児童または申請児童と同居の方で、以下の手帳等の交付を受けている方や対象者がいる場合は、対象者の氏名・生年月日・該当する手帳等の番号(以下より選択)をご記入のうえ、必要書類をご添付ください。		
	1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳 4 特別児童扶養手当 5 国民年金の障害基礎年金 6 教育委員会の準要保護認定 7 児童通所支援の通所受給者証 8 障害福祉サービス受給者証		
	(対象者)氏名 生年月日 年 月 日 手帳等の番号		※2・3・7・8の対象者は、手帳(証書)のコピーが必要 ※1・4・5の対象者は、船橋市民で、表面の個人番号欄にマイナンバーの記入があれば、氏名と生年月日の記入のみで、手帳等のコピーは不要 ※6の対象者はコピーは不要
	(対象者)氏名 生年月日 年 月 日 手帳等の番号		

(船橋市 処理欄)

看護師面談	健康調書	児童の意見書	6か月未満・その他()	年度税	父・母	日本語×	父・母・()
事由書類(不備等)	☐ 就労証明(父・母・祖父・祖母) ☐ 意見書・診断書(父・母・祖父・祖母) その他 留意点						

船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)船橋市保育所等利用申込書

年 月 日

船橋市長 あて

子ども・子育て支援法第20条第1項の認定及び保育所等における保育の利用について、「船橋市保育所等利用のご案内」の内容を理解し、記載の「XI. 申込みの際に必ずご確認ください重要事項」の内容に同意のうえ、次のとおり申請します。

保護者	住所 〒	電話番号	自宅 () 携帯(父) () 携帯(母) ()	記入上の注意	
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	この申請書兼申込書は、希望児童ごとに必要です。 楷書ではっきりとご記入ください。なお、市からの通知では簡易な字体を使用することがあります。 「保育の希望」欄で、「2」を選択の場合は(1)～(3)を記入し裏面の「家族状況」をご確認ください。	
	氏名	氏名	氏名		
	生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日		
①	個人番号 (マイナンバー)	②	個人番号 (マイナンバー)	受付者記入欄	
申請児童 (小学校就学前子ども)	フリガナ	障害者手帳等	無・有	※有の場合、裏面「家族状況」欄も併せてご記入ください。	受付日
	氏名	個人番号 (マイナンバー)			令和 年 月 日
支給認定証番号		※すでに教育・保育給付認定を受けている場合にご記入ください。			受付場所/受付者
支給認定証の交付		船橋市では、認定通知書で認定内容が確認でき、保育施設へは市から認定情報を提供しておりますが、認定証が必要で交付希望される方は、右の「希望する」にチェックしてください。なお、交付された認定証は、認定変更等の都度、返還いただきます。			☐ 保育入園課 ☐ 郵送 (受付者:)
保育の希望 (いずれかに○)		1 保護者の労働・疾病等の理由により、保育所等における保育の利用を希望する(幼稚園等との併願を含む) 2 幼稚園等の利用を希望する(保育所等との併願は含まない)			システム入力者
					こどもコード

申請者の個人番号確認

【父・母・申請児童・同居人】

(1) 世帯の状況 ※世帯員の個人番号は、上記の個人番号欄で記入済みの場合は記入不要です。

区分	氏名(上記保護者を含む)	児童との続柄	生年月日	職業	勤務先名又は学校名	個人番号(マイナンバー)
児童の世帯員			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
家庭の状況		☐ ひとり親家庭 ・ ☐ その他		生活保護法の適用の有無		無 ・ 有
今年1月1日現在の住所		☐ 現住所と同じ ・ ☐ 右記住所のとおりに				
去年1月1日現在の住所		☐ 現住所と同じ ・ ☐ 右記住所のとおりに				

(2) 利用を希望する期間及び施設(事業者)名 ※希望施設は第1希望から順に利用調整しますので、空き状況にかかわらず希望施設順にご記入ください。

期間	令和 年 月 日 から	☐ 就学前まで ・ ☐ 令和 年 月 日 まで
施設(事業者)名	第1希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第2希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第3希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第4希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第5希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第6希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第7希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第8希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第9希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)
	第10希望	見学(済・未) 見学予定有(月 日)

(3) 祖父母の状況

祖父母の状況	続柄	同居の有無※選択	氏名	生年月日	住所(「所在地不明」の場合はその理由を記載)	現在の状況※選択
	祖父	申請児童と(同居・別居)、 不存在(死別・離婚・未婚)		年 月 日	☐ 所在地不明	就労・疾病(障害)・就学 介護(看護)・無職
		申請児童と(同居・別居)、 不存在(死別・離婚・未婚)		年 月 日	☐ 所在地不明	就労・疾病(障害)・就学 介護(看護)・無職
	祖母	申請児童と(同居・別居)、 不存在(死別・離婚・未婚)		年 月 日	☐ 所在地不明	就労・疾病(障害)・就学 介護(看護)・無職
		申請児童と(同居・別居)、 不存在(死別・離婚・未婚)		年 月 日	☐ 所在地不明	就労・疾病(障害)・就学 介護(看護)・無職

続柄		保育の利用を必要とする事由			
父	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ （下の子の）育児休業または育児休暇 ☐ 不在（ ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 別居 ☐ 離婚調停中 ☐ その他（ ） / 不在事由発生日（ 年 月 日） ☐ その他（ ） ☐ 求職活動（保育所等の利用開始の… ☐ 前に求職活動開始・ ☐ 後に求職活動開始） / ☐ 破産・整理解雇を受けた（ 年 月 日）				
	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ （下の子の）育児休業または育児休暇 ☐ 不在（ ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 別居 ☐ 離婚調停中 ☐ その他（ ） / 不在事由発生日（ 年 月 日） ☐ 妊娠・出産（予定日 月 日） ☐ その他（ ） ☐ 求職活動（保育所等の利用開始の… ☐ 前に求職活動開始・ ☐ 後に求職活動開始） / ☐ 破産・整理解雇を受けた（ 年 月 日）				
希望する利用曜日		希望する利用時間		希望する保育の必要量(※注)	
月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土		時 分～ 時 分		☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間	

申請児童等の状況

申請児童の現況をご記入・ご選択ください。		施設(事業所)名
☐ 認可保育所等を利用 (□3歳未満児施設・□就学前までの施設) ☐ 認可外保育所を利用 ☐ 事業所内保育所を利用 ☐ 幼稚園を利用 ☐ 家庭で保育 ☐ その他 ()		
入所できなかった場合のお子様の保育方法をご選択ください。		施設(事業所)名
☐ 認可外保育所を利用 ☐ 事業所内保育所を利用 ☐ 幼稚園を利用 ☐ 家庭で保育 ☐ その他 ()		
育児休業明けでの申請となる方は該当する項目をご選択ください。		
☐ <u>直ちに復職を希望する</u> ☐ <u>希望保育所等が利用不承諾であれば育児休業の延長も許容できる※</u> ※上記で「育児延長も許容できる」を選択された場合、利用調整で減点適用があります。 ・育児休業給付金等の申請で不承諾通知が利用希望月のみ必要な方は、取り下げ書をご提出いただき、利用希望月翌月からの申請を取り下げてください。 ・一旦取り下げると、後日、育児延長や復職のために申込みが必要になった場合、改めて申請いただく必要があります。 ・上記でご選択いただいた項目を変更する場合は、「保育所等利用申込の希望変更届」をご提出ください。		
小学校就学前のきょうだいがいる場合は、該当する項目をご記入・ご選択ください。		
1. きょうだい同時に認可保育所等を利用申込みする (下記①～③のうち、該当するものを選択してください。)		
① ☐ <u>全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する</u>		
② ☐ <u>全員が同時に入園できるなら別々の保育所等でも良い</u>		
☐ それぞれの児童の希望園順位を優先する ☐ 希望園順位よりも同じ保育所等への入園を優先する (同じ保育所等に空きがない時には別々の施設に入園となります。)		
③ ☐ <u>1人だけでも入園を希望する</u> (②の調整をした上での調整となるため②の組合せも必ず選択してください。)		
※復職予定での申込みの場合、1人でも入園となったときは復職が必要です。 ☐ 優先児童あり (優先児童の氏名: _____) ※優先児童が入園できるまで、他の児童も入園できません ☐ 優先児童なし		
2. 認可保育所等に在園している (施設名: _____)		
3. 認可保育所等の申込みはしない (理由: _____)		

家族状況	家族状況について該当があれば記入してください。		
	① 要介護(要支援)認定や、介護を要する状態であると医師の診断を受けている親族がおり、保護者が直接介護・看護をしている場合は、対象者の氏名、申請児童との続柄をご記入ください。		
	介護・看護をしている方 氏名:	申請児童との続柄()	
	介護・看護を必要とする方 氏名:	申請児童との続柄()	
	② 住民票上、別居であるが、同一生計の子どもがいる場合は、対象者の氏名、生年月日、住所をご記入ください。		
	氏名:	(生年月日: 年 月 日) 住所:	
	③ 申請児童または申請児童と同居の方で、以下の手帳等の交付を受けている方や対象者がいる場合は、対象者の氏名・生年月日・該当する手帳等の番号(以下より選択)をご記入のうえ、必要書類をご添付ください。		
1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳 4 特別児童扶養手当 5 国民年金の障害基礎年金 6 教育委員会の準要保護認定 7 児童通所支援の通所受給者証 8 障害福祉サービス受給者証		※2・3・7・8の対象者は、手帳(証書)のコピーが必要 ※1・4・5の対象者は、船橋市民で、表面の個人番号欄にマイナンバーの記入があれば、氏名と生年月日の記入のみで、手帳等のコピーは不要 ※6の対象者はコピーは不要	
(対象者)氏名	生年月日	手帳等の番号	
(対象者)氏名	生年月日	手帳等の番号	

看護師面談	健康調査	児童の意見書	6か月未満・その他()	年度税	父・母	日本語×	父・母・()
事由書類(不備等)	☐ 就労証明(父・母・祖父・祖母) ☐ 意見書・診断書(父・母・祖父・祖母)			その他 留意点			

船橋市教育・保育給付認定申請書(兼)船橋市保育所等利用申込書

年 月 日

船橋市長 あて

子ども・子育て支援法第20条第1項の認定及び保育所等における保育の利用について、「船橋市保育所等利用のご案内」の内容を理解し、記載の「XI. 申込みの際に必ずご確認ください重要事項」の内容に同意のうえ、次のとおり申請します。

保護者	住所 〃										電話番号 自宅 () 携帯(父) () 携帯(母) ()	記入上の注意 この申請書兼申込書は、希望児童ごとに必要です。 楷書ではっきりとご記入ください。なお、市からの通知では簡易な字体を使用することがあります。 「保育の希望」欄で、「2」を選択の場合は(1)～(3)を記入し裏面の「家族状況」をご確認ください。																	
	①	フリガナ 氏名										②	フリガナ 氏名																
		生年月日 年 月 日											生年月日 年 月 日																
		個人番号 (マイナンバー)												個人番号 (マイナンバー)															
申請児童 (小学校就学 前子ども)	フリガナ 氏名										障害者手帳等	無・有	※有の場合、裏面「家族状況」欄も併せてご記入ください。																
	生年月日 年 月 日																						個人番号 (マイナンバー)						
支給認定証番号											※すでに教育・保育給付認定を受けている場合にご記入ください。																		
支給認定証の交付											船橋市では、認定通知書で認定内容が確認でき、保育施設へは市から認定情報を提供しておりますが、認定証が必要で交付希望される方は、右の「希望する」にチェックしてください。なお、交付された認定証は、認定変更等の都度、返還いただきます。 ☐ 希望する																		
保育の希望 (いずれかに○)											1 保護者の労働・疾病等の理由により、保育所等における保育の利用を希望する(幼稚園等との併願を含む) 2 幼稚園等の利用を希望する(保育所等との併願は含まない)																		
											☐ 保育入園課 ☐ 郵送(受付者:)																		
											システム入力者																		
											こどもコード																		

(1) 世帯の状況 ※世帯員の個人番号は、上記の個人番号欄で記入済みの場合は記入不要です。

申請者の個人番号確認
【父・母・申請児童・同居人】

区分	氏 名（上記保護者を含む）	児童との 続柄	生年月日	職 業	勤務先名又は学校名	個人番号(マイナンバー)
児童の 世帯員			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
家庭の状況		☐ ひとり親家庭 ・ ☐ その他		生活保護法の適用の有無		無 ・ 有
今年1月1日現在の住所		☐ 現住所と同じ ・ ☐ 右記住所のとおり :				
去年1月1日現在の住所		☐ 現住所と同じ ・ ☐ 右記住所のとおり :				

(2) 利用を希望する期間及び施設(事業者)名 ※希望施設は第1希望から順に利用調整しますので、空き状況にかかわらず希望施設順にご記入ください。

期間	令和 年 月 日 から □ 就学前まで	□ 令和 年 月 日 まで
施設（事業者）名	第1希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）	第6希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）
	第2希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）	第7希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）
	第3希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）	第8希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）
	第4希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）	第9希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）
	第5希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）	第10希望 見学（済・未） 見学予定有（ 月 日）

(3) 祖父母の状況

祖父母の状況		続柄	同居の有無※選択	氏 名	生年月日	住 所（「所在地不明」の場合はその理由を記載）	現在の状況※選択
祖 父 母 の 状 況	父 方	祖父	申請児童と（同居・別居）、 不存在（死別・離婚・未婚）		年 月 日	☐ 所在地不明	就労・疾病(障害)・就学 介護(看護)・無職
		祖母	申請児童と（同居・別居）、 不存在（死別・離婚・未婚）		年 月 日	☐ 所在地不明	就労・疾病(障害)・就学 介護(看護)・無職
	母 方	祖父	申請児童と（同居・別居）、 不存在（死別・離婚・未婚）		年 月 日	☐ 所在地不明	就労・疾病(障害)・就学 介護(看護)・無職
		祖母	申請児童と（同居・別居）、 不存在（死別・離婚・未婚）		年 月 日	☐ 所在地不明	就労・疾病(障害)・就学 介護(看護)・無職

続柄		保育の利用を必要とする事由			
父	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ （下の子の）育児休業または育児休暇 ☐ 不在（ ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 別居 ☐ 離婚調停中 ☐ その他（ ） / 不在事由発生日（ 年 月 日） ☐ その他（ ） ☐ 求職活動（保育所等の利用開始の… ☐ 前に求職活動開始・ ☐ 後に求職活動開始） / ☐ 破産・整理解雇を受けた（ 年 月 日）				
母	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ （下の子の）育児休業または育児休暇 ☐ 不在（ ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 別居 ☐ 離婚調停中 ☐ その他（ ） / 不在事由発生日（ 年 月 日） ☐ 妊娠・出産（予定日 月 日） ☐ その他（ ） ☐ 求職活動（保育所等の利用開始の… ☐ 前に求職活動開始・ ☐ 後に求職活動開始） / ☐ 破産・整理解雇を受けた（ 年 月 日）				
希望する利用曜日		希望する利用時間		希望する保育の必要量(※注)	
月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土		時 分～ 時 分		☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間	

申請児童等の状況

申請児童の現況をご記入・ご選択ください。		施設(事業所)名
☐ 認可保育所等を利用（ ☐ 3歳未満児施設・ ☐ 就学前までの施設） ☐ 認可外保育所を利用 ☐ 事業所内保育所を利用 ☐ 幼稚園を利用 ☐ 家庭で保育 ☐ その他（ ）		
入所できなかった場合のお子様の保育方法をご選択ください。		施設(事業所)名
☐ 認可外保育所を利用 ☐ 事業所内保育所を利用 ☐ 幼稚園を利用 ☐ 家庭で保育 ☐ その他（ ）		
育児休業明けでの申請となる方は該当する項目をご選択ください。		
☐ <u>直ちに復職を希望する</u> ☐ <u>希望保育所等が利用不承諾であれば育児休業の延長も許容できる※</u> ※上記で「育休延長も許容できる」を選択された場合、利用調整で減点適用があります。 ・育児休業給付金等の申請で不承諾通知が利用希望月のみ必要な方は、取り下げ書をご提出いただき、利用希望月翌月からの申請を取り下げてください。 ・一旦取り下げると、後日、育休延長や復職のために申込みが必要になった場合、改めて申請いただく必要があります。 ・上記でご選択いただいた項目を変更する場合は、「保育所等利用申込の希望変更届」をご提出ください。		
小学校就学前のきょうだいがいる場合は、該当する項目をご記入・ご選択ください。		
1. きょうだい同時に認可保育所等を利用申込みする（下記①～③のうち、該当するものを選択してください。）		
① ☐ <u>全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する</u>		
② ☐ <u>全員が同時に入園できるなら別々の保育所等でも良い</u> └─ ☐ それぞれの児童の希望園順位を優先する ☐ 希望園順位よりも同じ保育所等への入園を優先する（同じ保育所等に空きがない時には別々の施設に入園となります。）		
③ ☐ <u>1人だけでも入園を希望する</u> （②の調整をした上での調整となるため②の組合せも必ず選択してください。） ※復職予定での申込みの場合、1人でも入園となったときは復職が必要です。 └─ ☐ 優先児童あり（優先児童の氏名：_____） ※優先児童が入園できるまで、他の児童も入園できません ☐ 優先児童なし		
2. 認可保育所等に在園している（施設名：_____）		
3. 認可保育所等の申込みはしない（理由：_____）		

家族状況	家族状況について該当があれば記入してください。		
	① 要介護(要支援)認定や、介護を要する状態であると医師の診断を受けている親族がおり、保護者が直接介護・看護をしている場合は、対象者の氏名、申請児童との続柄をご記入ください。		
	介護・看護をしている方 氏名:	申請児童との続柄()	
	介護・看護を必要とする方 氏名:	申請児童との続柄()	
	② 住民票上、別居であるが、同一生計の子どもがいる場合は、対象者の氏名、生年月日、住所をご記入ください。		
	氏名:	(生年月日: 年 月 日) 住所:	
	③ 申請児童または申請児童と同居の方で、以下の手帳等の交付を受けている方や対象者がいる場合は、対象者の氏名・生年月日・該当する手帳等の番号(以下より選択)をご記入のうえ、必要書類をご添付ください。		
1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳 4 特別児童扶養手当 5 国民年金の障害基礎年金 6 教育委員会の準要保護認定 7 児童通所支援の通所受給者証 8 障害福祉サービス受給者証		※2・3・7・8の対象者は、手帳(証書)のコピーが必要 ※1・4・5の対象者は、船橋市民で、表面の個人番号欄にマイナンバーの記入があれば、氏名と生年月日の記入のみで、手帳等のコピーは不要 ※6の対象者はコピーは不要	
(対象者)氏名	生年月日	手帳等の番号	
(対象者)氏名	生年月日	手帳等の番号	

看護師面談	健康調査	児童の意見書	6か月未満・その他()	年度税	父・母	日本語×	父・母・()
事由書類(不備等)	☐ 就労証明(父・母・祖父・祖母) ☐ 意見書・診断書(父・母・祖父・祖母)			その他	留意点		

児童の健康状況調書

氏 名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日生（ 才）
-----	-------	------	---------------------------

下記の質問事項にお答えください。該当するもの全てを○で囲ってください。

妊娠・出産の状況について					
妊娠中の状態	・健康 ・重症のつわり ・中毒症 ・その他（ ）				
妊娠期間	妊娠 週				
分娩時の状況	・自然分娩 ・吸引 ・帝王切開 ・その他（ ）				
出生時の状態	・特別な所見、処置無し ・早産（ 週） ・保育器（ 日）				
	・仮死 ・酸素使用（ 日） ・その他（ ）				
出生時	体重	g	現在	体重	kg
	身長	cm		身長	cm

発達・健康の状況について			
視力が気になって受診したことがありますか。	はい ・ いいえ	定期健診について	
聴力が気になって受診したことがありますか。	はい ・ いいえ	定期健診を受診していますか	はい ・ いいえ
今まで健康・発達上のことで、専門機関に相談や通所したことがありますか。	はい ・ いいえ	受診した医療機関名	
		直近の健診実施日	年 月 日 (歳 か月健診)
		健診結果	健康 ・ 要観察
*「はい」の場合、下記のどの施設ですか。 ・児童相談所 ・療育センター ・マザーズホーム ・子育て支援センター ・ひまわり親子教室 ・たんぽぽ親子教室 ・ひよこ教室 ・こども発達相談センター ・保健センター ・保健師に相談 ・病院 (科) ・その他 () *どのような相談内容ですか ()		 「要観察」の場合、指摘事項を詳しくご記入ください。	
体質・病気について		次の項目はそれぞれいつごろからですか。	
*よくある症状はありますか。(はい ・ いいえ) ・熱がやすい ・風邪をひきやすい ・便秘症(日以上) ・下痢をしやすい ・吐きやすい ・湿疹 ・その他() ・アレルギー体質 { ・アトピー性皮膚炎 ・ぜんそく ・薬過敏 ・その他 ()		・首がすわる() か月 ・あやすと笑う() か月 ・寝返り() か月 ・お座り () か月 ・はう() か月 ・つかまり立ち() か月 ・歩く() か月 ・おむつがはずれる() か月 ・母乳(~) か月 ・混合(~) か月 ・人工(~) か月 ・離乳食開始() か月	
*今までにかかった病気等はありませんか。(はい ・ いいえ) ・心臓疾患 ・中耳炎 ・脱臼 ・ヘルニア ・その他()		予防接種を行っているのはどれですか。 ※1回でも接種したことがあるものには○を付けてください ・五種混合(三種混合 ・ ポリオ ・ Hib) ・BCG ・MR(麻しん ・ 風しん) ・日本脳炎 ・肺炎球菌 ・水痘(水ぼうそう) ・B型肝炎 ・おたふく ・ロタ ・その他()	
*「ひきつけ」や「けいれん」を起こしたことがありますか。(はい ・ いいえ) 「はい」の場合 *回数(回) *時期() *原因 { ・熱(℃)が出た時起こる ・熱が出なくても起こる ・泣いた時起こる		話しはじめはいつからですか。 《例：ママ・プーピーなど》 (才 か月頃) *お話ができますか。 ・喃語(アーアー)程度 ・単語程度 ・2語文 ・会話のやりとりができる	
*入院したことがありますか。(はい ・ いいえ) 「はい」の場合 *病名 () *入院期間(年 月 日～ 年 月 日)		その他特記事項	
*現在、通院していますか。(はい ・ いいえ) 「はい」の場合 *病名 () *通院状況()			
*薬の服用がありますか。(はい ・ いいえ) 「はい」の場合 *薬名 () *いつから飲んでいますか。(年 月から) *服用時間帯(1日 回 /朝 ・昼 ・夜)			

食物アレルギー食等調書

- ・ 児童に、現時点で判明している食物アレルギーがありますか。
☐ はい ☐ いいえ ☐ 離乳食前であるため不明

- ・ 以下の食材は食べていますか。食べているものにチェックをして下さい。
☐ 卵 ☐ 牛乳 ☐ 小麦 ☐ 大豆 ☐ ごま

※ 上記の食材については、保育所等で給食に用いられる頻度が高いです。

そのため、児童が食べていない食材がある場合は、保育所等に入所する前に一度ご家庭で食べていただき、症状が出ないかどうかをご確認ください。

- ・ 児童に、宗教上食べられない食物がありますか。
☐ はい ☐ いいえ ⇒ はい の場合の食材 ()

※ 児童に食物アレルギーがある、宗教上食べられない食物がある場合は、下記の質問事項にお答え下さい。

《ご注意》

保育所等では、アレルギーの原因となる食材料や宗教上食べられない食材料を取り除いた除去食や代替食を可能な範囲で行っていますが、対応が困難な場合にはお弁当の持参をお願いすることもあります。

一部保育所等ではアレルギーや宗教食対応していないことがありますので、各保育所等にお問い合わせください。

利用承認後に実施する保育所等での説明会にて、食物アレルギー給食の開始にともなう必要書類(主治医の指示書等)について説明がありますので、児童に食物アレルギーがある場合は説明会時にお申し出ください。

また、保育所等で栄養士や看護師との面談を行っていただきます。

- ① 希望する保育園に相談していますか。(はい ・ いいえ)

以下、食物アレルギーがある場合

- ② 原因となるものは何ですか。

()

- ③ どのような症状がありますか。(制限食品を食べた時の症状)

例) ぜんそく・かゆみ・湿疹・じんましん・アナフィラキシー・チアノーゼ等

()

- ④ 食事の制限をしていますか。(はい ・ いいえ)
いつから行っていますか。(歳 か月)

- ⑤ 現在の食事の制限は、医師の診断と指示ですか。(はい ・ いいえ)

*「はい」の場合

診断名	
除去食品	
薬	
病院名	
主治医名	
通院状況	

*「いいえ」の場合は、どなたの判断ですか。

- ・ 保護者
・ その他 ()

《特記事項 記入欄》

就労証明書

船橋市長宛

証明日西暦年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号— —

担当者名

記載者連絡先— —

※右コードより「記載例」および「記載要領」をご確認の上、ご記入ください。

【お問い合わせ先】
船橋市 こども家庭部 保育入園課 TEL:047-436-2330

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業☐ 漁業☐ 鉱業・採石業・砂利採取業☐ 建設業☐ 製造業☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業☐ 運輸業・郵便業☐ 卸売業・小売業☐ 金融業・保険業☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス☐ 宿泊業・飲食サービス業☐ 生活関連サービス業・娯楽業☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業☐ 複合サービス事業☐ 公務☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員☐ パート・アルバイト☐ 派遣社員☐ 契約社員☐ 会計年度任用職員☐ 非常勤・臨時職員☐ 役員 ☐ 自営業主☐ 自営業専従者☐ 家族従業者☐ 内職☐ 業務委託☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月火水木金土日祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 就労時間 (変則就労の場合) 合計時間 就労日数 主な就労時間帯・シフト時間帯 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) ☐ 月間 ☐ 週間 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日／月 時間／月 日／月 時間／月 日／月 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

就労証明書

船橋市長

宛

「証明日」の記入漏れが多くなっております。必ず記載してください。

記載例

※作成にあたっては記入要領も併せてご参照ください。

自営業主でない限り、就労者自身が証明したものは無効となります。

証明日	西暦	2024	年	11	月	1	日
事業所名	船幼保株式会社						
代表者名	船橋 市郎						
所在地	東京都〇〇区△町▲丁目〇番■号						
電話番号	03	—	XXXX	—	XXXX		
担当者名	総務課 馬士 風奈						
記載者連絡先	03	—	XXXX	—	XXXX		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☒ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	フナバシ ハナコ
	本人氏名	船橋 花子 有期雇用の場合は、「14.(雇用契約の)満了後の更新の有無」に更新予定の有無について記載してください。 生年月日 1990 年 1 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2024 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日
4	本人就労先事業所	名称 船幼保株式会社 船橋支店 住所 千葉県船橋市〇〇町▽丁目□番◎号 単身赴任中である場合は、「17.単身赴任期間」に予定期間を記載してください。
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会社員・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1,200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 〇 月間 〇 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 〇 月間 〇 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 有給休暇等の日数と時間数は、就労実績に含めて記載してください。就労時間数に端数が生じる場合は、小数点以下は切り捨てて記載してください。
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2024 年 7 月 年月 2024 年 6 月 年月 2024 年 5 月 20 日/月 160 時間/月 22 日/月 176 時間/月 20 日/月 160 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 期間 2024 年 8 月 2 日 ~ 2024 年 11 月 22 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2024 年 11 月 23 日 ~ 2025 年 11 月 22 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 保育施設の利用ができていない等の理由があるときに、別途育児休業の延長可能期間が認められている場合には「18.備考欄」に最大延長可能期間を記載してください。(例1)
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2025 年 11 月 23 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 11 月 23 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	(例1)育児休業の最大延長可能期間が「9.育児休業の取得」と異なる場合 ⇒ 「育児休業最大延長可能期間〇年〇月〇日まで」 (例2)保育施設に入園決定次第、雇用開始予定である場合 ⇒ 「3.雇用(予定)期間等」に雇用開始予定日を記載し、「保育施設等」の利用ができ次第雇用開始予定 (例3)旧姓やビジネスネーム等で就労されている場合 ⇒ 「2.本人氏名」に旧姓(ビジネスネーム)ではなく現在の氏名を記載、あるいは「18.備考欄」に現在の氏名を明記すること。
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 船橋 湊 2023 年 4 月 2 日 〇〇保育園 田中 花子 生年月日 施設名 〇〇月 〇〇日 〇〇月 〇〇日 〇〇月 〇〇日 〇〇月 〇〇日 施設名 「19.保護者記載欄」は、保育施設の申請等を希望する保護者が記載してください。 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

就労証明書

船橋市長宛

証明日西暦年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号— —

担当者名

記載者連絡先— —

※右コードより「記載例」および「記載要領」をご確認の上、ご記入ください。

【お問い合わせ先】
船橋市 こども家庭部 保育入園課 TEL:047-436-2330

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業☐ 漁業☐ 鉱業・採石業・砂利採取業☐ 建設業☐ 製造業☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業☐ 運輸業・郵便業☐ 卸売業・小売業☐ 金融業・保険業☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス☐ 宿泊業・飲食サービス業☐ 生活関連サービス業・娯楽業☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業☐ 複合サービス事業☐ 公務☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員☐ パート・アルバイト☐ 派遣社員☐ 契約社員☐ 会計年度任用職員☐ 非常勤・臨時職員☐ 役員 ☐ 自営業主☐ 自営業専従者☐ 家族従業者☐ 内職☐ 業務委託☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月火水木金土日祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

就労証明書

船橋市長

宛

「証明日」の記入漏れが多くなっております。必ず記載してください。

記載例

※作成にあたっては記入要領も併せてご参照ください。

自営業主でない限り、就労者自身が証明したものは無効となります。

証明日	西暦	2024	年	11	月	1	日
事業所名	船幼保株式会社						
代表者名	船橋 市郎						
所在地	東京都〇〇区△町▲丁目〇番■号						
電話番号	03	—	XXXX	—	XXXX		
担当者名	総務課 馬士 風奈						
記載者連絡先	03	—	XXXX	—	XXXX		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☒ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	フナバシ ハナコ
	本人氏名	船橋 花子 生年月日 1990 年 1 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2024 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日
4	本人就労先事業所	名称 船幼保株式会社 船橋支店 住所 千葉県船橋市〇〇町▽丁目□番◎号
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会社員・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1,200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2024 年 7 月 年月 2024 年 6 月 年月 2024 年 5 月 20 日/月 160 時間/月 22 日/月 176 時間/月 20 日/月 160 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 期間 2024 年 8 月 2 日 ~ 2024 年 11 月 22 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2024 年 11 月 23 日 ~ 2025 年 11 月 22 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2025 年 11 月 23 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 11 月 23 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	(例1)育児休業の最大延長可能期間が「9.育児休業の取得」と異なる場合 ⇒ 「育児休業最大延長可能期間〇年〇月〇日まで」 (例2)保育施設に入園決定次第、雇用開始予定である場合 ⇒ 「3.雇用(予定)期間等」に雇用開始予定日を記載し、「保育施設等 の利用ができ次第雇用開始予定」 (例3)旧姓やビジネスネーム等で就労されている場合 ⇒ 「2.本人氏名」に旧姓(ビジネスネーム)ではなく現在の氏名を記載、あるいは「18.備考欄」に現在の氏名を明記すること。
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 船橋 湊 2023 年 4 月 2 日 〇〇保育園 田中 花子 生年月日 施設名 〇〇月 〇日 〇月 〇日 〇〇月 〇日 〇月 〇日 「19.保護者記載欄」は、保育施設の申請 等を希望する保護者が記載してください。

保育所等利用申込の希望変更届

年 月 日

船橋市長 あて

届出者(保護者) 住 所

氏 名

電話番号

()

(ふりがな)

児童氏名

児童生年月日

年 月 日

これまでの第1希望の保育所等の名称

利用申込中の保育所等の入園(転園)希望について、下記のとおり変更したいので届け出します。
(以下の希望する内容に☑をしてください。)

月から	☐ 「希望月」の変更
	☐ 「希望園」の変更
	☐ 「育休延長も許容できる」⇒「直ちに復職を希望する」 ※ 加点のための書類(課税証明書、祖父母の要件書類等)を追加提出される場合は、本変更届にご添付ください。
	☐ 「直ちに復職を希望する」⇒「育休延長も許容できる」

希望変更後の 保育所等の名 称	第1希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)	第6希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)
	第2希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)	第7希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)
	第3希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)	第8希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)
	第4希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)	第9希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)
	第5希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)	第10希望	見学 済 ・ 未 見学予定有(月 日)

◆ きょうだい同時に利用希望される方

保育所等の空き状況により、きょうだい同時期に同施設での利用開始が難しい場合がありますので、その場合の希望条件(組合せ)として、①～③のうちあてはまるものを選択してください(裏面をご参照ください。)

- ① ☐ 全員同時に同じ保育所等への入園のみを希望する
- ② ☐ 全員が同時に入園できるなら別々の保育園でも良い
└─ ☐ それぞれの児童の希望園順位を優先する
└─ ☐ 希望園順位が低くても同じ保育所等を希望する(同じ園に空きがないときは別々の園に入園)
- ③ ☐ 1人だけでも入園する ※ ②の条件での調整をした上での調整となりますので、②の組合せも選択してください。
※ 復職予定での申込みの場合、1人でも利用承認となったときは復職が必要です。
└─ ☐ 優先児童あり(氏名:) ※ 優先児童が入園できるまで他のきょうだいも入園できません。
└─ ☐ 優先児童なし

船橋市 記入欄	こどもコード								入力		受付	
	申請区分				☐ 新規		☐ 転園					

きょうだい同時申込みの取扱いについて

利用申込みにおいて、既に在園しているお子様と利用申込中(申込予定)のお子様を同時期に同じ保育所等に入園希望される場合は、保育所等変更申込書の記入できる組合せは以下のとおりとなりますのでご確認ください。

(例) 兄 : A保育園 在園
弟 : 令和7年4月 利用申込み
兄弟を同時期に同じ保育園に入園希望

● 事例① : 「兄」が通っているA保育園に、「弟」も入園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	※転園申込み不要	A園 ※利用申込み

⇒「弟」がA園に入園できる場合に、利用承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ チェック不要

● 事例② : 「弟」の希望できる保育園にあわせて「兄」が通っているA保育園から転園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	B園 ※転園申込み必要	B園
第2希望	C園 ※転園申込み必要	C園

⇒「兄」と「弟」が同時期に同じ保育園へ入園できる場合に限り、利用承認します。

申込書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ ① ☒ 2人同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

● 事例③ : 「兄」が通っているA保育園に「弟」も入園希望する一方で、「弟」が入園できる保育園にあわせて「兄」も同じ保育園に転園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	A園 ※転園申込み(在籍園だが記載が)必要	A園
第2希望	B園 ※転園申込み必要	B園
第3希望	C園 ※転園申込み必要	C園

⇒「兄」が在園するA園も含め、「兄」と「弟」が同時に同じ保育園へ入園できる場合に限り、利用承認します。

申込書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ ① ☒ 2人同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

※ 事例3では、きょうだいの組合せを、「2人同時に同じ保育所等への入園のみを希望する」にしておりますが、それが難しい場合に同時期であれば別々の保育所等でも入園を希望する等といったようなご希望があるときは、必ず、保育入園課にご相談ください。

上記の事例で、兄弟が逆で、兄が「新規申込み」、弟が「A保育園に在園」の場合でも、上記の事例と同様の対応となります。

問い合わせ先

船橋市役所 こども家庭部 保育入園課 入園係
〒273-8501
船橋市湊町2丁目10-25
電話 : 047-436-2330 / FAX : 047-436-2332

保育入園課の窓口にお越しになる方へ

11月から12月にかけて、保育入園課の窓口は大変混み合います。
保育入園課の窓口にお越しになる場合には、事前にスマートフォン等から受付予約番号を発券のうえ、順番が近付きましたら保育入園課にお越しください。(来課後、窓口の発券機で発券の操作が必要です。)
また、郵送申請・オンライン申請にご協力をお願いいたします。

窓口受付番号発券用2次元バーコード



保育所に関するQ&A

保育所に関するQ&Aを船橋市のホームページで掲載しておりますのでご利用ください。



船橋市トップページ ▶ キーワードで検索する ▶ 保育所等Q&A

ふなばし保育園情報メール

船橋市では、保育園に関する情報提供の充実化のため、保護者様に以下の情報などを、メールやLINEで配信しております。



船橋市トップページ ▶ キーワードで検索する ▶ ふなばし保育園情報メール

保育入園課メールフォーム

保育入園課へのお問い合わせやP55～P56のお手続きの際にご利用ください。



千葉ジェッツ
公式マスコットキャラクター
「ジャンボくん」

船橋市は、千葉ジェッツふなばしと
クボタスピアーズ船橋・東京ベイを
応援しています。



クボタスピアーズ船橋・東京ベイ
公式マスコットキャラクター
「スッピー」